戸田市環境基本計画
2021

戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）

戸田市気候変動適応計画

人・緑・水が輝き
みんなでつくる環境都市
とだ

2021（令和3）年3月

やさしいまちに、なりたい。

はじめに

近年、社会情勢や本市を取り巻く環境は、大きく変化しています。地球温暖化による気候変動の進行は、私たちの生活のすぐそばで熱中症などの健康被害や気象災害、生態系破壊など、様々な影響を及ぼす脅威となっています。また、深刻化するプラスチックごみや食品ロスの問題は、世界共通の課題であり、早急な対応が求められています。

このようなあらゆる課題を解決するため、世界の様々な国や地域において、国連が提唱する持続可能な開発目標（SDGs）の取組が行われ、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けた大きな動きが浸透してきています。

この SDGs では、「バックキャスティング」と呼ばれる考え方が示されています。これは、目標を達成するために、未来のあるべき姿から逆算して、今やるべきことを考える手法です。我が国でも 2050 年までに、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。目指すゴールが示されたことにより、あるべき姿に到達するために何をすべきかを起点に、これまでとは違った解決策を見出すことが期待されています。

戸田市では、2002（平成 14）年に戸田市環境基本計画を策定し、その後、社会情勢の変化に合わせて２度の見直しを行い、環境の保全や創出に関する施策を展開してきました。地球規模の大きな変革期を迎えた今日、このたび策定いたしました「戸田市環境基本計画 2021」は、気候変動による影響やプラスチックごみ、食品ロスなど、近年の諸課題を踏まえつつ、戸田市地球温暖化対策実行計画を統合するとともに、気候変動適応計画を新たに包含した環境に関する総合的な計画といたしました。

目指す将来像を「人・緑・水が輝き　みんなでつくる環境都市　とだ」と定め、荒川のほとりに発展した住宅都市という戸田市の特性を活かし、市民や事業者の皆様との協働により、目標達成に向けて、今なすべきことを考えながら、取り組んでまいります。

市民や事業者の皆様におかれましては、本計画の趣旨をご理解いただき、本市の良好な環境を将来世代に引き継いでいくため、積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

2021（令和３）年３月

戸田市長　菅原文仁

目次

第１章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本的事項 2

（1）計画の目的　（2）計画の位置づけ　（3）市の環境政策

（4）計画の期間　（5）計画の対象　（6）計画の推進主体

2 計画の推進と進行管理 5

（1）推進体制　（2）進行管理

第２章 計画の背景

1 戸田市の概況 7

2 環境問題の動向 8

3 戸田市の環境課題 11

（1）前計画の達成状況と今後の課題

（2）アンケートに見る市民・事業者の環境に対する考えや要望

（3）環境基本計画の改定に向けて

第３章 計画の方向

1 基本理念と目指す将来像 18

（1）基本理念　（2）目指す将来像

2 基本目標と取組の方向 19

（1）基本目標　（2）計画の体系　（3）基本方針と基本施策

第４章 重点プロジェクトの展開

1 重点プロジェクトについて 32

2 各プロジェクトについて 36

（1）脱炭素・気候変動適応プロジェクト（地球温暖化対策実行計画、気候変動適応計画）

（2）身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

（3）水循環・生物多様性保全プロジェクト

（4）環境交流プロジェクト

第５章 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1 基本的事項 91

2 温室効果ガス排出量等に関する削減目標 92

3 目標達成に向けた取組と進行管理 94

第６章 取組一覧

進捗管理を行う取組一覧 96

参考資料 103

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本的事項

2 計画の推進と進行管理

1　計画の基本的事項

（1）計画の目的

本計画は、市民や事業者との協働のもとで環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が定める地方公共団体地球温暖化対策実行計画、気候変動適応法が定める地域気候変動適応計画を包括することで、戸田市地球温暖化対策条例の理念のもと、市域全体で進めていく地球温暖化対策の方向性を示し、戸田市における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することも目的とします。

（2）計画の位置づけ

本計画は、戸田市環境基本条例、戸田市地球温暖化対策条例、気候変動適応法に基づき策定するものです。

また、本計画は、「『このまちで良かった』みんな輝く　未来共創のまち　とだ」の実現を目指して今後 10 年間のまちづくりの指針を定めた戸田市第５次総合振興計画と整合性のある環境分野の計画として位置づけます。さらに、市の関連する個別計画と連携を図ります。

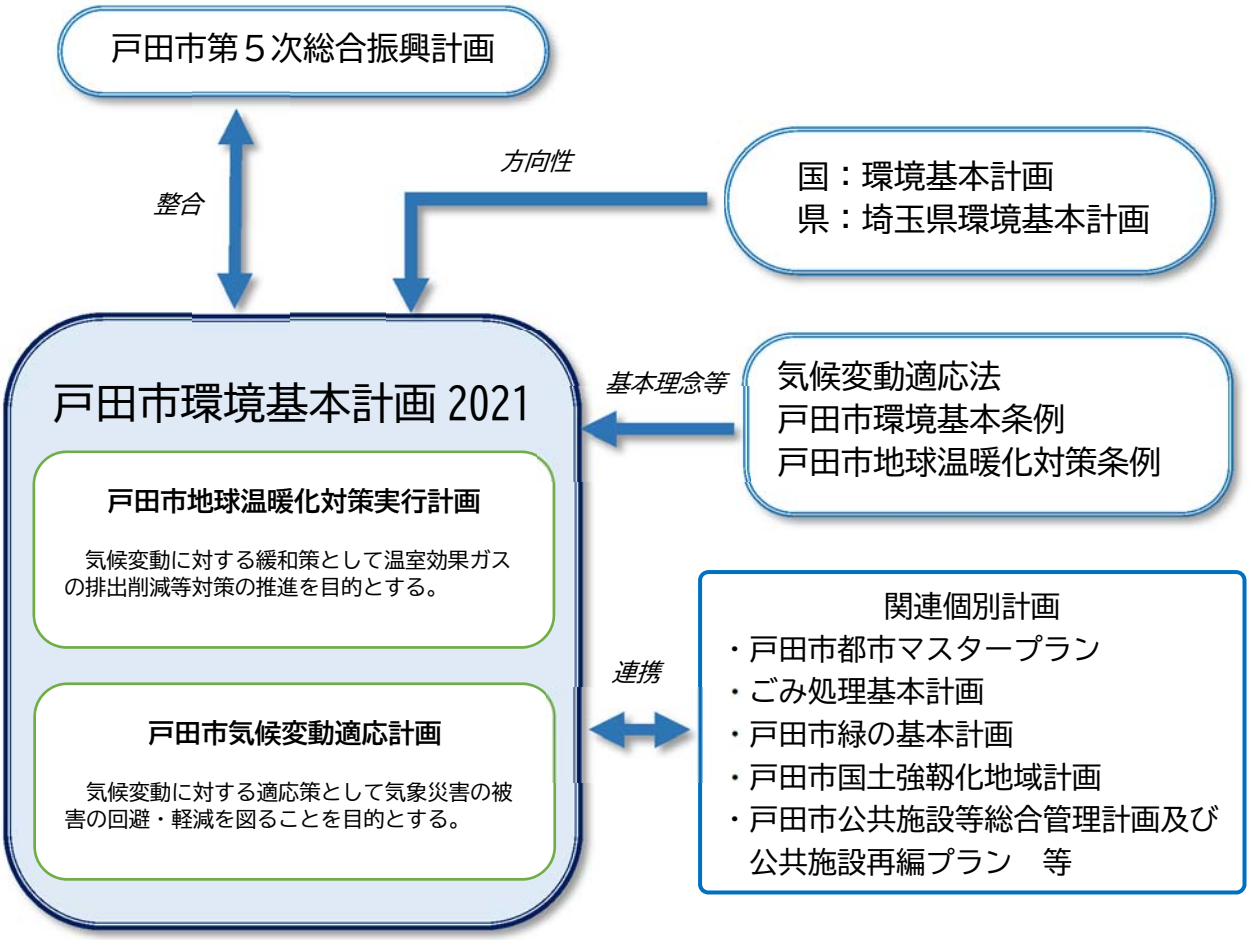

（3）市の環境政策

市は、2000（平成 12）年３月に環境の保全や創造に関する基本理念などを示す戸田市環境基本条例を、2009（平成 21）年 12 月には温室効果ガス排出削減に向けた戸田市地球温暖化対策条例を制定し、それらに基づく戸田市環境基本計画と戸田市地球温暖化対策実行計画により、環境に関する取組の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

2013（平成 25）年３月策定の改訂版戸田市環境基本計画、2016（平成 28）年３月策定の戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版）が、本計画の前計画となります。

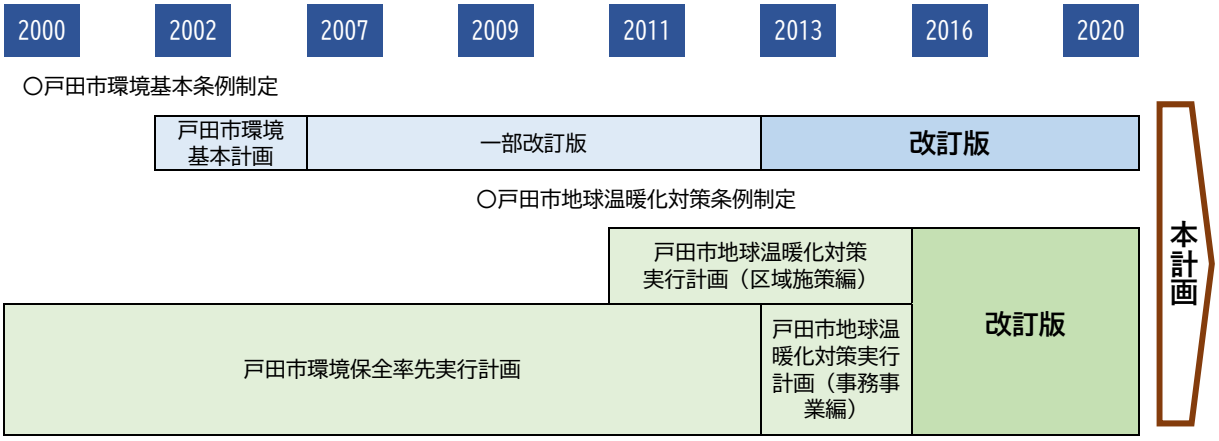

（4）計画の期間

環境に関する計画は、長期的視野に立つことが重要であることから、2021（令和３）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間を本計画の期間とします。これは戸田市第５次総合振興計画の計画期間と合致しています。

また、本市を取り巻く環境や社会情勢等の変化、各施策の進捗状況等に応じて、５年を目安に見直しを行うこととします。

（5）計画の対象

本計画は、市域全域を対象とします。

対象範囲は、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の身近な生活環境から、それらを取り巻く河川、緑、生態系等の自然環境、廃棄物等の資源循環、さらには地球規模の環境問題である地球温暖化対策や気候変動、エネルギー対策等まで幅広く捉えます。

また、よりよい環境づくりを推進していくためには市民・事業者との協働が欠かせないことから、環境学習や情報発信等の仕組みづくりも対象とします。

さらに、戸田市を訪れる人や通過する人に、環境への負荷の低減に努め、市が実施する環境の保全や創出に関する施策に協力するよう求めていきます。

分　　野	内　　容
気候変動	地球温暖化、気候変動、エネルギー、気象災害、熱中症、感染症、ヒートアイランド現象　など
資源循環	ごみ、資源化、適正処理、食品ロス、プラスチックごみ、環境美化など
自然環境・生活環境	緑、水、生き物、大気、土壌、騒音、振動、悪臭、有害鳥獣、公共交通など
環境学習	環境学習・教育、普及・啓発、協働・連携　など

（6）計画の推進主体

様々な環境の課題を克服し、基本理念や環境像を実現していくためには、市民・事業者・市の各主体が、自主的に行動するとともに、互いに連携・協働していくことが不可欠です。

そのため、計画推進の主体は市民・事業者・市とします。

彩湖・道満グリーンパーク

2　計画の推進と進行管理

（1）推進体制

① 環境審議会

戸田市環境審議会は、戸田市環境基本条例第 25 条の規定に基づき、知識経験者、市民、事業者などにより構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画に関する事項、環境の保全や創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項について調査審議を行います。

② 庁内組織

市は、計画の推進、施策の実施にあたり、戸田市地球温暖化対策推進委員会等の庁内組織を活用して、担当課との調整・連携と、計画の進行管理を図ります。

環境基本計画主管課は、市民、市民団体、事業者との情報共有や、庁内における関係各課との連絡調整を行うとともに、最新の環境情報を収集し適切な情報提供を行います。

③ 国・県等との連携

大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応について、国や県、他自治体等との連携により、広域的な視点から対策を図ります。

④ 市民・事業者の参加

計画推進に必要不可欠な市民・事業者の参加を進めるため、環境を軸とした市民・団体など様々な人たちが集まる「とだ環境ネットワーク」や、市民・事業者等で構成され地域における地球温暖化対策の推進組織である「戸田市地球温暖化対策地域協議会」を支援します。

（2）進行管理

① PDCA サイクルの運用

本計画の進行管理は、「戸田市環境マネジメントシステム」などに基づき、計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Act）のサイクルにより、毎年度、施策の点検と施策・事業の進め方の改善を図り、５年を目安に計画の見直しを行うこととします。

② 指標による点検・評価

本計画は、主要な取組をまとめた各重点プロジェクト（第４章）を対象に、事業の状況や指標の進捗状況、目標値の達成状況などにより、計画の進捗を点検・評価します。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを考慮して、指標や目標値の見直しの必要が生じた場合は、計画期間中であっても本計画の見直し等を検討します。

③ 環境報告書等による公表・評価

市は、毎年度、計画の進捗や市内環境の状況について、環境審議会に報告するとともに、「戸田市の環境」や市のホームページ等を通じて市民等に公表します。寄せられた市民の意見などは、施策の立案や推進に反映させていきます。

第2章

計画の背景

1 戸田市の概況

2 環境問題の動向

3 戸田市の環境課題

1　戸田市の概況

戸田市は埼玉県の南部にあり、荒川を境に東京都と接し、街中の豊かな緑、戸田ボートコース（戸田漕艇場）、親子で遊べる広い公園や憩いの場など、水と緑あふれる潤いのあるまちです。

江戸時代には中山道の要衝「戸田の渡し」が置かれて舟運などで栄え、現在は鉄道や道路の利便性に優れています。人口約 14 万人の住宅都市であるとともに、印刷関連産業や食品製造産業、物流加工産業が集積する産業都市でもあります。

面積、位置	面積 18.19㎢。北部でさいたま市と蕨市、東部で川口市、荒川を境に、西部で朝霞市と和光市、南部で東京都と隣接する。
自然環境	荒川により形成された低地の平坦な地形。市の西側から南側を荒川が流下し、笹目川と菖蒲川が荒川に注ぐほか、緑川、上戸田川、さくら川などが流れる。
人口等	約 14 万人、約６万６千世帯が常住し、人口の流動性が高く、人口、世帯数とも増加傾向にある中で、高齢化率も増加傾向にある。2040 年に 14.8 万人、2060 年に 14.9 万人を維持することを目指す。
土地利用	全域が都市計画区域で、市街化区域 73.5%、市街化調整区域 26.5%。荒川沿いには、広大な河川敷、荒川第一調節池（彩湖）、旧流路を利用した彩湖・道満グリーンパークをはじめ、荒川親水公園、荒川運動公園、戸田公園、戸田ボートコースなどがあり、市を特徴づける憩いの場となっている。
交通	JR 埼京線（戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅）、国道 17 号、国道 17 号新大宮バイパス、国道 298 号、首都高速道路、東京外かく環状道路など

地理的概況

2　環境問題の動向

近年の環境問題の動向について、「国際社会」、「日本」、「埼玉県」、「戸田市」の視点からまとめました。

■ 環境問題の動向のまとめ

	持続可能な社会の実現に向けて	気候変動対策
国際社会では	**持続可能な開発目標が示される** 2015（平成 27）年の国連持続可能な開発サミットにおいて、環境保全と貧困撲滅に向けた「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。 国際社会は、社会･経済に加え、環境に関する様々な課題を総合的なものとして認識し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、2030（令和 12）年までに達成すべき 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットを掲げています。	**パリ協定が発効** 2015（平成 27）年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和２）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。 世界共通の長期目標として、産業革命後の世界の平均気温の上昇を２℃以内（努力目標 1.5℃）に抑えること、全ての国がその実現に向けた排出抑制目標を定めることなど、地球温暖化を緩和していくことが定められました。
日本では	**第五次環境基本計画の策定** 第五次環境基本計画で、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」、「世界の範となる日本」を通じた持続可能な循環共生型の社会の実現を掲げ、その実現に向け ①SDGs の活用、環境・経済・社会の統合的向上の具体化 ②地域資源の持続可能な形での最大活用 ③幅広い関係者との連携 を基本に重点戦略を定め展開しています。	**2050 年までにカーボンニュートラルを宣言** 2020（令和２）年に、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。 また、カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略を発表し、積極的な温暖化対策が、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるとの認識を示しました。
埼玉県では	**持続可能な埼玉の未来を描く** 持続的に発展することができる社会を目指した埼玉県環境基本計画（第４次）を策定し、低炭素・循環型・自然共生・環境保全型・協働の各社会づくりを長期的目標に定め、その実現に向けた取組を進めています。	**脱炭素化が進み、気候変動に適応した持続可能な埼玉** 2020（令和２）年に「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）」を策定し、国と同様に「2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26%削減する」を目標とし取組を進めています。 また、気候変動適応法に基づく情報収集・提供等の拠点として、2018（平成 30）年に「埼玉県気候変動適応センター」を埼玉県環境科学国際センター内に設置しています。
戸田市では	**戸田市における動向** 2013（平成 25）年に戸田市環境基本計画を改訂し、「望ましい環境像」の実現に向けて、環境の保全などに係る取組を総合的かつ計画的に進めています。 この計画が 2020（令和２）年度で終了することに合わせて見直し、SDGs の位置づけや気候変動適応、マイクロプラスチックなどの新たな環境課題に適切な対応を図ります。	**戸田市環境基本計画への統合** 2016（平成 28）年に戸田市地球温暖化対策実行計画を改訂し、二酸化炭素排出抑制に向けた省エネ対策や太陽光発電システム等の設置補助など、市域の温暖化対策を進めてきました。 この計画が環境基本計画と同時期に終了することから、戸田市環境基本計画 2021 に統合し、さらに気候変動適応計画を含めることで、温暖化対策により強く取り組んでいきます。

生物多様性の保全	資源循環の推進
生物多様性保全に向けた合意の形成 2010（平成 22）年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で、生物多様性条約の３つ目の目的である「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）」に関する名古屋議定書と、2011（平成 23）年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。 2020（令和２）年は、生物多様性の新世界目標（ポスト愛知目標）の議論が進められています。	**資源の減少と世界規模での資源制約** 大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害しています。また、温室効果ガスの排出、天然資源や水資源の枯渇、大規模な資源採取による自然破壊など、様々な環境問題とも関係しています。 最近では、プラスチックごみやマイクロプラスチックによる環境汚染問題への早急な対応、食べられる食料が無駄に廃棄される食品ロスへの対応が求められています。
生物多様性と自然共生社会のあり方 生物多様性条約の締結を受けて、2008（平成 20）年に「生物多様性基本法」が制定され、法律に基づくはじめての計画として「生物多様性国家戦略 2010」を策定しました。その後、2010（平成 22）年の COP10 の成果を踏まえ、2012（平成 24）年に「愛知目標」達成のロードマップとして「生物多様性国家戦略 2012―2020」を策定し、この戦略に基づく取組を進めています。	**循環型社会形成の推進** 資源を有効に活用し、廃棄物を最小限に抑える社会を目指し、循環型社会形成推進基本法に基づき 2018（平成 30）年に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しました。 家庭系食品ロス削減に向けた国民運動やマイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策、プラ製レジ袋有料化など、持続可能な社会づくりとの統合的な取組を進めています。
自然共生社会の実現に向けて 2018（平成 30）年に「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定し、 ①多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる ②里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する ③都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会づくり の３つの基本戦略を進めています。	**３Ｒの推進** 循環型社会形成に向けた取組を総合的に進めていくため廃棄物処理基本計画を策定し、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と廃棄物適正処理、環境産業育成を進めています。
市内の自然環境の保全と活用 2012(平成 24)年に戸田市緑の基本計画を改訂し、荒川河川敷の自然環境の保全や再生、河川や道路、公園の緑の整備など、水と緑のネットワーク形成を進めてきました。 戸田市環境基本計画 2021 では、これら関連計画と連携し、生物多様性や水循環を支えている市内の自然環境について保全と活用を進めます。	**３Ｒの推進とプラごみ・食品ロス問題に対応** 2013（平成 25）年にごみ処理基本計画を策定し、市域のごみの減量化、資源化を進めてきました。 戸田市環境基本計画 2021 では、ごみ処理基本計画と連携し、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進と、新たに対策が必要なプラスチックごみと食品ロスの問題に取り組んでいきます。

持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された 2030（令和 12）年までの「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals）です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、格差の問題や持続可能な消費・生産、気候変動対策など、全ての国に適用される普遍的な目標となっています。地球上の「誰一人取り残さない」ことを明確に掲げており、全てのステークホルダー（国、地方自治体、企業、NGO/NPO、教育・研究機関等）による取組が求められています。

1 貧困をなくそう	**目標 1［貧困］** あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	10 人や国の不平等をなくそう	**目標 10［不平等］** 各国内及び各国間の不平等を是正する。
2 飢餓をゼロに	**目標 2［飢餓］** 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	11 住み続けられるまちづくりを	**目標 11［持続可能な都市］** 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
3 すべての人に健康と福祉を	**目標 3［保健］** あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	12 つくる責任つかう責任	**目標 12［持続可能な消費と生産］** 持続可能な生産消費形態を確保する。
4 質の高い教育をみんなに	**目標 4［教育］** 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	13 気候変動に具体的な対策を	**目標 13［気候変動］** 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
5 ジェンダー平等を実現しよう	**目標 5［ジェンダー］** ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。	14 海の豊かさを守ろう	**目標 14［海洋資源］** 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
6 安全な水とトイレを世界中に	**目標 6［水・衛生］** 全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	15 陸の豊かさも守ろう	**目標 15［陸上資源］** 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	**目標 7［エネルギー］** 全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	16 平和と公正をすべての人に	**目標 16［平和］** 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
8 働きがいも経済成長も	**目標 8［経済成長と雇用］** 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	17 パートナーシップで目標を達成しよう	**目標 17［実施手段］** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	**目標 9［インフラ、産業化、イノベーション］** 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

3　戸田市の環境課題

（1）前計画の達成状況と今後の課題

① 前計画の概要

前計画の「改訂版戸田市環境基本計画」（計画期間：2013（平成 25）～2020（令和２）年度）では、戸田市が環境面で目指すべき姿の実現のため「水と緑に囲まれる快適さを感じるまちをつくる」、「環境負荷が少なく、安全・安心な暮らしのできるまちをつくる」、「低炭素型で地球温暖化防止に貢献するまちをつくる」、「環境を重視し、人々が互いに支えあうまちをつくる」の４つの基本目標を定め、様々な施策に取り組んできました。

② 前計画の達成度

前計画における個別目標ごとの取組の進捗状況と課題は、次のとおりとなります。（詳細は、参考資料４　戸田市環境基本計画（前計画）の達成状況（119～122 ページ）参照）

基本目標 1「水と緑に囲まれる快適さを感じるまちをつくる」

・下水道整備、護岸整備等の治水に関連する事業は、進展しています。
・河川水質は、ほぼ横ばい、またはわずかに改善傾向が見られます。
・保存樹木等は、減少しています。

基本目標 2「環境負荷が少なく、安全・安心な暮らしのできるまちをつくる」

・１人１日当たりの家庭系ごみ排出量は、減少しています。
・事業系ごみ排出量は、増加しています。
・大気・水質・騒音等で環境基準に達していない項目があります。

基本目標 3「低炭素型で地球温暖化に貢献するまちをつくる」

・市内の温室効果ガス排出量推計値は、削減目標を達成しています。
・交通環境の整備に関連する歩道設置延長や鉄道・バス等公共交通機関の利用数は、増加しています。
・市管理施設からの温室効果ガス排出量は、増加しています。

基本目標 4「環境を重視し、人々が互いに支えあうまちをつくる」

・エコライフ DAY 参加者数は、増加しています。
・環境フェア参加団体数や環境出前講座の講座数は、減少しています。
・広報への環境関連の普及啓発記事の掲載回数は、減少しています。

(2) アンケートに見る市民・事業者の環境に対する考えや要望

① 市民の市内環境についての評価

市民へのアンケートで、市内の環境についての満足度と市内の環境を良くしていく上で重要と思うことについて尋ねた結果、満足、不満、重要と回答された項目の傾向を以下の表にまとめました。(アンケート結果の詳細は、参考資料７　アンケート結果（137～151 ページ）参照)

【満足度、重要度がともに高い項目】

項目	満足	不満	わからない	重要
庭・公園などの緑化や緑道の整備	61.5%	25.9%	7.5%	82.6%
まちの清潔さやきれいさ（ごみの散乱などがない）	57.2%	33.5%	4.5%	90.0%
まちの静けさ（騒音・振動）	48.9%	37.9%	7.6%	82.5%

⇒市の取組の成果が出ているものであり、市民の認識として重要度が高いことから、今後も継続して取り組む必要があります。

【満足度が低く、重要度が高い項目】

項目	満足	不満	わからない	重要
３Ｒへの取組（プラスチックごみ問題を含む）	25.2%	26.2%	42.7%	82.3%
自然災害からの安全性（エネルギー供給を含む）	22.5%	35.8%	34.0%	86.8%
気候変動に伴う熱中症や感染症対策への取組	21.9%	29.5%	42.9%	83.3%

⇒重要と認識されているが、満足している方の割合が低いことから、今後一層の取組への強化が必要となります。

【半数が不満と回答した項目】

項目	満足	不満	わからない	重要
歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ	35.4%	54.5%	4.9%	87.3%
川や水路のきれいさ	34.4%	50.0%	10.8%	77.7%

⇒満足している方も一定数いるが、不満と回答した方が半数以上いる項目であり、取組内容や周知方法について、工夫が必要となります。

② 市民と事業者が戸田市に求める取組

市民と事業者へのアンケートで、戸田市に求める取組として重要と思うこととして得た回答のうち、重要と回答した方が多い項目を以下の表にまとめました。

【市民】

項目	市民による重要度
環境教育・環境学習の推進など、市民の環境意識の向上	40.9%
環境の状況や環境にやさしい取組（行動）の事例などの情報提供	40.2%
環境配慮に係る機器・設備の導入に対する支援策の実施	34.8%
地域のつながり、活動の支援	31.5%

【事業者】

項目	事業者による重要度
環境配慮・省エネ・温暖化対策に役立つ機器・設備の導入に対する支援策の実施	43.5%
環境に関する取組事例、技術などの情報提供	38.0%

⇒市民、事業者ともに、環境教育・環境学習の推進や環境関連の情報提供、環境配慮に係る機器・設備の導入に対する支援策の実施を求める回答が多く寄せられました。市の環境対策を進めていく上で、これらの取組の更なる推進が必要となります。

（3）環境基本計画の改定に向けて

環境基本計画の改定に向けた基本的事項や取組の方向性を整理しました。

環境基本計画改定に向けての基本的事項や考慮すべき項目等

【社会情勢等を考慮した計画改定の方向】

- SDGs の達成に向けて、環境政策における取組の展開を示す。
- パリ協定の目標の達成に向けて、国・県の動向を踏まえた上で地球温暖化対策の取組を推進する。
- 気候変動の影響による気象災害等に対する適応策を推進する。
- 循環型社会の形成のため、３Ｒ、プラスチックごみ・食品ロス問題への対策を推進する。
- 生物多様性の保全への更なる理解や取組の浸透を図る。

【前計画の進捗状況（課題等）から見える今後の取組の方向】

＜計画全体＞

- 社会情勢等や市民・事業者ニーズを捉えた取組の推進
- 関連計画との連携や役割分担
- 重点分野を絞った取組の推進

＜前計画指標値の現況を踏まえた取組の方向＞

- 市域の温室効果ガス削減等に向けた取組の更なる推進
- 市管理施設等の省エネ・再エネに関する取組の更なる推進
- 不法投棄、ポイ捨て等の対策の強化
- 家庭系ごみと事業系ごみの排出量削減に係る取組の更なる推進
- 緑被率や保存樹木等の自然環境保全に関する取組の展開
- 河川の水質や大気等の生活環境に対する監視の継続や対策
- 環境に関する情報の発信方法やイベント実施方法等の工夫や改善
- 環境活動の活性化や環境に関する市民や団体等との協働の推進

【市民・事業者アンケートから見える今後の重点項目等】

- 自然災害からの安全性や気候変動に伴う熱中症や感染症対策への取組
- ３Ｒへの取組（プラスチックごみ問題を含む）や食品ロス問題への対応
- 歩行者空間の快適さ・自転車の利用しやすさ
- 川や水路のきれいさ
- 環境の状況や環境にやさしい取組（行動）の事例、技術などの情報の提供
- 環境教育・環境学習の推進など、環境意識の向上
- 環境配慮・省エネ・温暖化対策に役立つ機器・設備の導入に対する支援策の実施

環境基本計画改定の方向

①社会情勢や国・県の取組を踏まえた新たな計画体系等の編成

環境問題をめぐる国内外の社会情勢の変化や地球温暖化の影響が深刻化していることを踏まえて、計画の体系を再編成し、近年重要度が増している環境問題への対応を図る。

また、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を統合し、気候変動適応計画についても包括することで効率的かつ効果的な計画の推進と進行管理を図る。

②関連計画との連携強化

上位計画である戸田市第５次総合振興計画をはじめ、都市マスタープラン、ごみ処理基本計画等、各種関連計画との連携強化を図る。

③市の特性や環境の現状と市民・事業者ニーズを踏まえた取組の推進

市の特性や環境の現状、市民・事業者ニーズ等を踏まえ、「気候変動分野」、「資源循環分野」、「自然環境・生活環境分野」、「環境学習分野」の４つの分野を柱とし、基本目標・基本施策を示す。

また、主要な施策・事業についてはプロジェクト化することで、効率的かつ効果的に取組を推進する。

④市民・事業者・市にとって実効性の高い計画に

計画の推進には、市による事業だけではなく、市民や事業者との協働が不可欠であることから、読みやすく簡潔な内容になるよう配慮する。

また、環境に関心を持ち、主体的に取り組むことができるように、計画の所々で、日常生活や事業活動における具体的な環境配慮のポイントを『行動の指針』として掲載するとともに、環境に関する最近の動向や注目されている話題を『Topic（トピック）』として取り上げる。

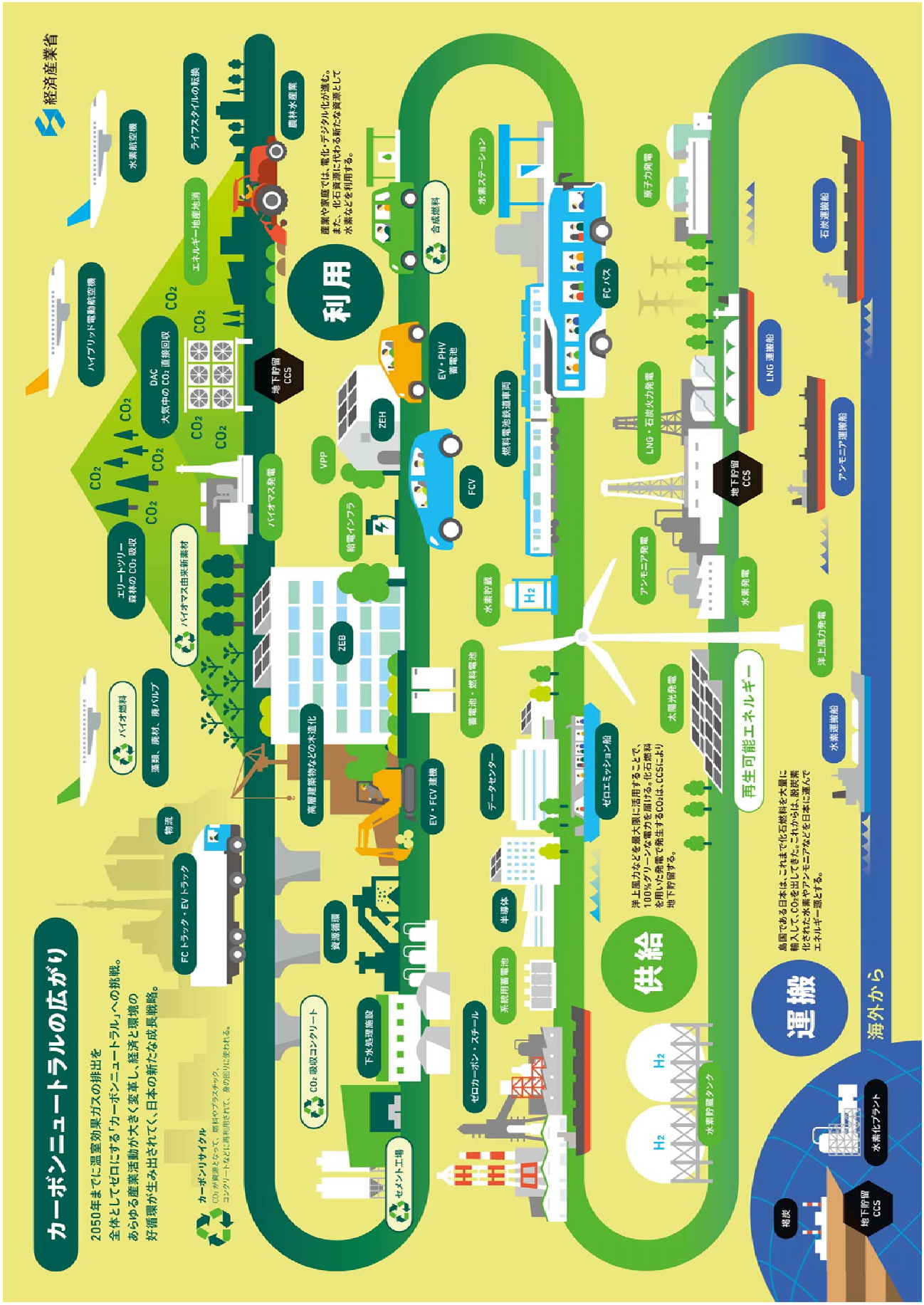

■ 国が目指す「カーボンニュートラル」が実現した社会像

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラル・全国フォーラム（2020（令和２）年12月開催）」資料

第3章

計画の方向

1 基本理念と目指す将来像

2 基本目標と取組の方向

1　基本理念と目指す将来像

（1）基本理念

環境基本条例第３条に基づき、本計画の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

- **環境の保全及び良好な環境の創出、その継承による良好な環境の享受**
- **環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築**
- **国際的視野と協力に基づく、地域の取組による地球環境の保全の積極的推進**
- **各主体の適正な役割分担に基づく取組の推進**

（2）目指す将来像

荒川のほとりに発展した住宅都市という本市の特性と、良好な環境を形成しながら将来世代へ引き継いでいくという考えに基づき、目指す将来像を次のとおりとします。

目指す将来像

人・緑・水が輝き　みんなでつくる環境都市　とだ

戸田ボートコース

2　基本目標と取組の方向

（1）基本目標

目指す将来像に向けて、環境政策の分野別に、基本目標を次のように設定します。

基本目標 1【気候変動分野】

地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち

地球温暖化と気候変動が進んでおり、その影響は、生活の安心・安全を脅かすほどの気象災害などの形で身近にも現れてきています。

そのため、地球温暖化の防止（緩和策）と気候変動の影響やリスクへの適応（適応策）に取り組んでいくまちを目指します。

基本目標 2【資源循環分野】

資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動が、世界各地での環境汚染や自然破壊、地球温暖化などの様々な環境問題につながっています。また、地域レベルでは、廃棄物の処理において環境への負荷が生じています。

そのため、資源を大切にして無駄を減らし、循環的な利用を行うとともに、環境をきれいに保つまちを目指します。

基本目標 3【自然環境・生活環境分野】

心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち

自然の豊かさを表す生物多様性は、気候変動と並ぶ地球規模の環境問題の主要テーマです。本市では、荒川の水辺が生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない資源となっています。また、良好な空気や水の質、静けさは、心豊かで快適な暮らしと良好な自然環境のどちらにとっても前提となるものです。

そのため、河川の水質汚濁や自動車の排気ガス、事業所からの騒音・振動などの公害の防止を図りながら、都市環境と自然環境が調和したまちを目指します。

基本目標 4【環境学習分野】

みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち

今日の複雑な環境問題は、暮らしや経済と表裏一体のものであり、改善・解決には市民や事業者の取組が不可欠となっています。また、まちづくりにおいて安全で快適な環境をつくっていくためにも、市民・事業者の協力、参加が必要です。

そのため、市民・事業者・市のそれぞれが環境について学んで考え、課題解決に取り組んでいくまちを目指します。

（2）計画の体系

計画の目指す将来像から主要な施策の展開までの計画の体系を、次のように設定します。

将来像	基本目標	基本方針
人・緑・水が輝き　みんなでつくる環境都市　とだ	1 気候変動分野 地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち	**基本方針 1-1** 脱炭素を推進し温室効果ガス排出削減を図る
		基本方針 1-2 防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る
	2 資源循環分野 資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち	**基本方針 2-1** ３Ｒを推進し資源の有効活用を図る
		基本方針 2-2 ごみの適正処理と環境美化を図る
	3 自然環境・生活環境分野 心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち	**基本方針 3-1** 自然環境の保全と創出により、生き物の保護を図る
		基本方針 3-2 まちづくりへの緑の活用を図る
		基本方針 3-3 生活環境の保全を図る
	4 環境学習分野 みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち	**基本方針 4-1** 情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める
		基本方針 4-2 環境保全活動を支援し活性化を図る

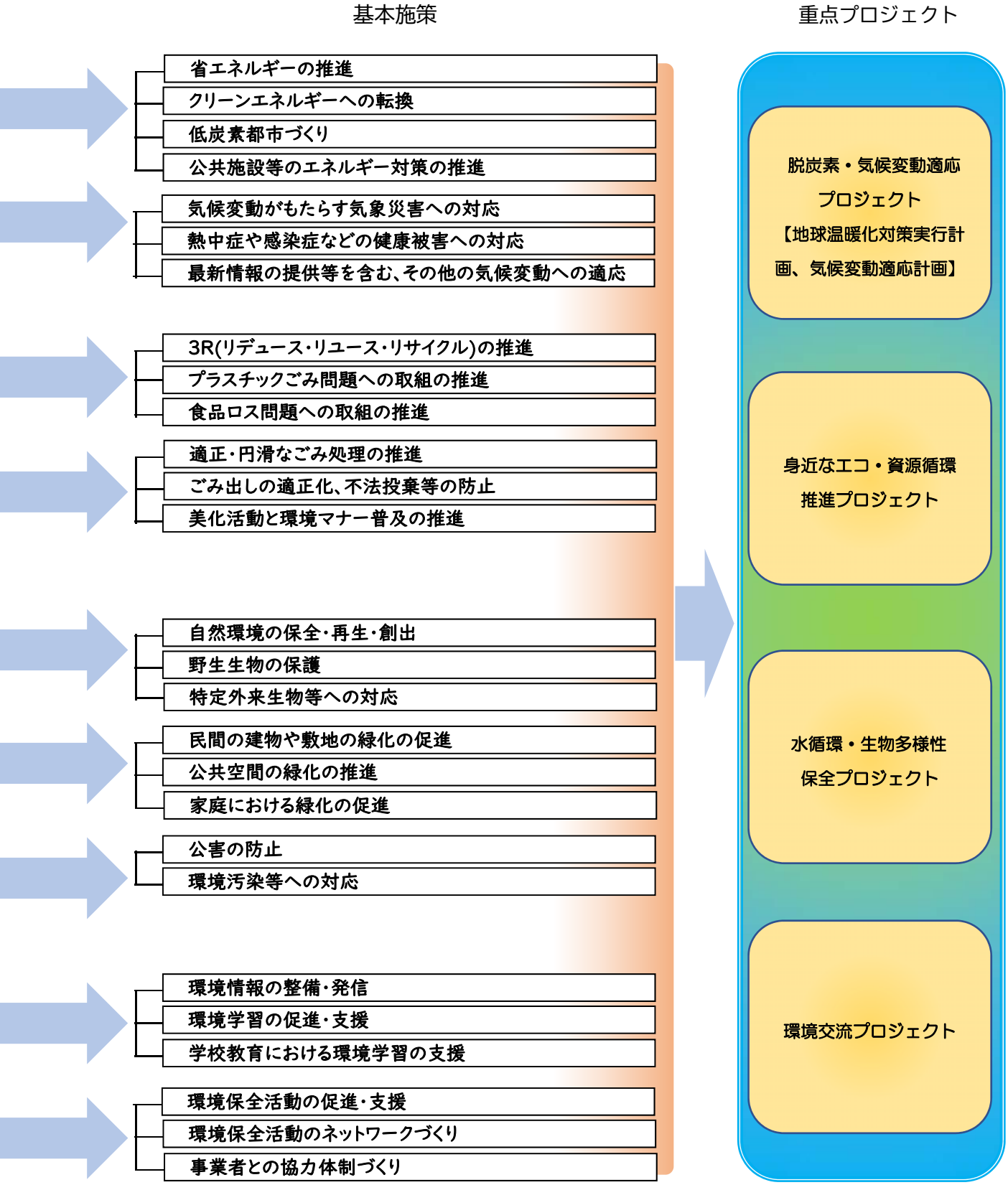
基本施策
重点プロジェクト
省エネルギーの推進
クリーンエネルギーへの転換
低炭素都市づくり
公共施設等のエネルギー対策の推進
気候変動がもたらす気象災害への対応
熱中症や感染症などの健康被害への対応
最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応
3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進
プラスチックごみ問題への取組の推進
食品ロス問題への取組の推進
適正・円滑なごみ処理の推進
ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止
美化活動と環境マナー普及の推進
自然環境の保全・再生・創出
野生生物の保護
特定外来生物等への対応
民間の建物や敷地の緑化の促進
公共空間の緑化の推進
家庭における緑化の促進
公害の防止
環境汚染等への対応
環境情報の整備・発信
環境学習の促進・支援
学校教育における環境学習の支援
環境保全活動の促進・支援
環境保全活動のネットワークづくり
事業者との協力体制づくり
脱炭素・気候変動適応プロジェクト
【地球温暖化対策実行計画、気候変動適応計画】
身近なエコ・資源循環推進プロジェクト
水循環・生物多様性保全プロジェクト
環境交流プロジェクト

(3) 基本方針と基本施策

分野別の基本目標のもとで、様々な取組を方向づける基本方針と基本施策を、次のように設定します。また、各分野における SDGs との関連も示します。

①　気候変動分野

基本目標 1「地球温暖化防止と気候変動への適応に取り組むまち」を実現していくためには、社会・経済や暮らしの質を保ちながら温室効果ガスの排出を削減していくことと、気候変動の進行で予想される影響に備えることが重要となります。

温室効果ガスのほとんどはエネルギーの消費による二酸化炭素（エネルギー起源二酸化炭素）であり、その排出を減らす「低炭素」、さらには最終的に全体としてゼロ（カーボンニュートラル）とする「脱炭素」の実現が、世界が長期的に目指すところです。

戸田市でも、2030（令和 12）年度までに、市域の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減することを目標とします。実施する取組等の詳細は「第 4 章（1）脱炭素・気候変動適応プロジェクト」になります。

また、気候変動の進行で予想される影響は多岐にわたりますが、中でも水害などの気象災害と熱中症などの健康被害への対策が重要と考えられます。

地球温暖化対策は、温室効果ガス排出削減への取組である「緩和策」と、すでに起こりつつある気象災害等による被害の回避や軽減を図るための取組である「適応策」の両輪で推進することが必要です。

これらのことから、気候変動分野の基本方針と基本施策を次ページのとおり設定します。

関連する SDGs

基本方針 1-1　脱炭素を推進し温室効果ガス排出削減を図る

基本施策

○ 省エネルギーの推進

国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に基づいて、市民・事業者に向けて、省エネルギー行動の啓発、省エネ型の住宅・家電・機器・自動車の導入に向けた情報提供や導入支援などを行い、日常の様々な場面での省エネルギー行動を推進します。

また、事業者等への聞き取りにより省エネルギーの推進に向けた課題の抽出を検討します。

○ クリーンエネルギーへの転換

太陽光発電や燃料電池、蓄電システム、電気自動車などについて、情報提供や導入・利用に向けた支援などを行い、クリーンエネルギーへの転換を推進します。

また、事業者との連携等によるクリーンエネルギーの推進を検討します。

○ 低炭素都市づくり

都市計画や交通施策において、平坦でコンパクトな本市の特性を活かし、都市機能の集積や公共交通機関の利便性の向上などにより、関連施策と連携しながら、市域のエネルギー利用の効率化・低炭素化を推進します。

○ 公共施設等のエネルギー対策の推進

公共施設再編プランと連携し、施設の改修に合わせて省エネルギー設備の導入や太陽光発電などのクリーンエネルギーの利用など、エネルギー対策を推進します。庁舎管理においては、省エネルギー設備の導入や電力の地産地消の継続などのエネルギー対策を進めます。

また、電気自動車をはじめとした次世代自動車の導入を促進します。

基本方針 1-2　防災や保健衛生など分野連携により気候変動への適応を図る

基本施策

○ 気候変動がもたらす気象災害への対応

全国各地で発生している経験値を超えるような豪雨には、気候変動の影響が指摘されています。気候変動の進行によるリスクの増大を考慮し、市の防災や河川管理、下水道の各部署を中心に、国・県とも連携し、内水氾濫や河川氾濫などの気象災害への備えを強化していきます。

○ 熱中症や感染症などの健康被害への対応

気候変動が気温上昇や猛暑をもたらし、熱中症の増加や感染症の発生など、健康被害の増加が懸念されるため、市の保健衛生や医療部門等を中心に、国・県とも連携し、熱中症や感染症の予防を強化していきます。

○ 最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応

気候変動の影響は多岐にわたり、今後も新たな知見が出てくることが想定されることから、積極的に情報の収集を行うとともに関連部署への情報提供を行っていきます。

②　資源循環分野

基本目標２「資源を大切に繰り返し使い、環境をきれいに保つまち」を実現していくためには、ごみ処理の制度に基づき３Ｒ（排出抑制、再使用、再生利用）を着実に行うとともに、適正なごみの処理・処分を実施することが重要となります。

また、街中のポイ捨てや、人目につきにくいところへの不法投棄などの不適正な行為が長年にわたって問題となっており、近年ではプラスチックごみによる環境汚染が世界的な課題となっています。

さらに、省資源の観点から食品ロスへの関心が高まっています。

これらのことから、資源循環分野の基本方針と基本施策を次のように設定します。

関連するSDGs

基本方針 2-1　３Ｒを推進し資源の有効活用を図る

基本施策

○ ３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

３Ｒの中でも、まずはごみの発生・排出抑制を優先し、次いで再使用・再生利用を行うことが求められます。ごみになるものを減らす、ごみの排出を減らすことを啓発し、ごみの分別を徹底するとともに、協働による資源回収や不用品の活用を図ることで、リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を推進します。

○ プラスチックごみ問題への取組の推進

近年、世界的な問題となっているプラスチックごみについて、国・県の取組と連動し、啓発や情報発信に努めます。

○ 食品ロス問題への取組の推進

食べられる食料が大量に廃棄される食品ロスの問題について、国・県の取組や食育等に関する取組との連携により、啓発や情報発信に努めます。

また、市民（消費者）・事業者・市等の関係者相互の連携協力により、食品ロスの削減に向けて取組を推進します。

基本方針 2-2　ごみの適正処理と環境美化を図る

基本施策

○ 適正・円滑なごみ処理の推進

市のごみ収集・処理について、適正・円滑に行っていきます。

また、災害により生じた廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画を策定するなど、災害廃棄物の適正処理の体制構築に取り組みます。

○ ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止

ごみ出しのルールとマナーの啓発や情報提供を行うとともに、ポイ捨て・不法投棄の防止に努めます。

○ 美化活動と環境マナー普及の推進

関係部署との連携を強化し、地域の清掃活動、雑草繁茂・ごみの散乱等の防止、ごみ屋敷対策などの環境美化活動への支援、普及啓発を通じて市民意識の向上を図ります。不良な状態にあるときは、改善を求めます。また、歩行喫煙やたばこの吸い殻のポイ捨ての防止、ペットの糞の持ち帰りなど、様々な環境マナーの普及啓発に努めます。

③　自然環境・生活環境分野

基本目標 3「心豊かに快適に暮らせる、自然環境と調和したまち」を実現していくためには、防災や防犯といった安心・安全の確保を前提としながら、市内の自然環境について保全と活用に努めること、道路や公園、建物などの緑化を進めること、生き物の種についての問題に的確な対応をすることが大きな課題となっています。

また、住みやすい環境を維持するためには、公害防止と環境基準達成を継続することが重要なことから、それらに的確に対応することも大切です。

これらのことから、自然環境・生活環境分野の基本方針と基本施策を次のように設定します。

関連する SDGs

基本方針 3-1　自然環境の保全と創出により、生き物の保護を図る

基本施策

○ 自然環境の保全・再生・創出

緑の基本計画と連携し、荒川河川敷の豊かな自然環境の保全や再生に取り組むことで、多種多様な生き物の生息環境を支え、生物多様性の保全を進めます。

また、河川や道路、公園などの公共空間の緑化に合わせ、自然環境を創出し、水と緑のネットワーク形成を進めます。

○ 野生生物の保護

戸田ヶ原自然再生事業や河川環境の整備に取り組むことで、市内や流域の生態系において重要とされる種の保護について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を行っていきます。

○ 特定外来生物等への対応

特定外来生物の駆除に取り組むことで、既存生態系の保全を進めていきます。

また、本来の生態系をかく乱する野生化したペットや外来種などの生き物について、関係機関と協力して、状況に応じた適切な対応を行っていきます。

さらに、動物の愛護や適正な飼養に関する普及啓発に努め、県とともに、収容された犬や猫の返還・譲渡促進により殺処分の減少に取り組み、動物の愛護と適正管理を促進します。

基本方針 3-2　まちづくりへの緑の活用を図る

基本施策

○ 民間の建物や敷地の緑化の促進

事業所や集合住宅などの民間の建物や敷地の緑化を促すことにより、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透、都市熱の緩和など、快適なまちづくりに緑を活用していきます。

○ 公共空間の緑化の推進

道路や公園などの公共空間の緑化により、緑の景観や緑陰の形成、雨水浸透、都市熱の緩和など、まちづくりへの緑の活用を進めます。

また、誰もが緑に親しめるように歩行空間の確保や回遊性とのバランスを考慮した緑化整備を進めていきます。

○ 家庭における緑化の促進

家庭や菜園で緑を育てることについて、啓発や支援を行い、市域の緑の充実につなげていきます。

基本方針 3-3　生活環境の保全を図る

基本施策

○公害の防止

公害の防止に向けて、国・県などと連携し、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの監視と情報提供、発生源対策に努めます。

また、事業所等を発生源とする騒音や悪臭などの公害苦情に対して、その苦情の原因者に助言や指導を行い、迅速・適切な対応をすることにより解決を図ります。

さらに、事業者に公害防止に向けた取組や課題の聞き取りを行うなど、公害防止の推進を図ります。

○ 環境汚染等への対応

有害化学物質の流出事故や、災害の発生に伴う放射性物質の拡散など、予期しない環境汚染に対して、国・県などと連携して的確な対応を行います。

④　環境学習分野

基本目標 4「みんなが環境を学び、環境の保全に取り組むまち」を実現していくためには、市民の意識や意欲に継続的に働きかけ学習を助けること、戸田市の地域資源や文化、歴史を共有し継承と活用に努めること、市民や事業者による環境保全活動を活発にすることが大きな課題となっています。

これらのことから、環境学習分野の基本方針と基本施策を次のように設定します。

関連する SDGs

基本方針 4-1　情報発信と機会づくりを通じて環境学習を進める

基本施策

○ 環境情報の整備・発信

環境に関する多様な情報について、収集と整備、発信に取り組み、市民の環境学習を支えていきます。

○ 環境学習の促進・支援

環境に関する講座やイベントなどを開催・支援し、市民の意識啓発、環境学習促進につなげていきます。

○ 学校教育における環境学習の支援

学校教育における児童・生徒の環境学習について、教材や人材を含めた学習機会の提供などの支援を行っていきます。

基本方針 4-2　環境保全活動を支援し活性化を図る

基本施策

○ 環境保全活動の促進・支援

市民団体や事業者による環境保全活動について、活動の促進や支援を行い、活性化につなげていきます。

○ 環境保全活動のネットワークづくり

市や市民団体、事業者などが協力して環境保全活動に取り組めるネットワークづくりを進めます。

○ 事業者との協力体制づくり

包括連携協定などを活用し、事業者と協力した環境保全活動の体制づくりを進めます。

Ｔｏｐｉｃ

「環境と経済の好循環」の実現に向けて

サーキュラーエコノミー（循環経済）と呼ばれる新たな経済のあり方が世界的な関心を集めています。限られた資源を繰り返し利用することで、資源循環と経済成長の両立を目指すこの概念は、様々な国が政策的に推進し、特に欧州で大きな流れとなっています。

日本でも 2020（令和２）年５月に、今後の循環経済政策が目指すべき方向性を示す「循環経済ビジョン 2020」を経済産業省が発表しました。循環型の経済活動が適切に評価され、付加価値を生む市場が生まれつつあります。また、地球環境の持続可能性を損なう事業活動そのものが事業継続上の重大なリスク要因であると認識され始めています。

循環性の高いビジネスモデルへの転換は、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力の確保にもつながります。あらゆる産業が、廃棄物・環境対策としての３Ｒの延長ではなく、「環境と経済の好循環」につなげる新たなビジネスチャンスと捉え、経営戦略や事業戦略として、ビジネスモデルの転換を図ることが重要です。

また、産業を支える金融界も、脱炭素を後押しする姿勢を明確に示し始めています。再生可能エネルギー関連事業を積極的に支援し、化石燃料の中で最も二酸化炭素の排出量が多い石炭火力には融資しないという姿勢が示されています。そのため、温暖化対策を講じていない企業は転換を迫られています。

◆ 循環経済への転換に向けた対応の方向性

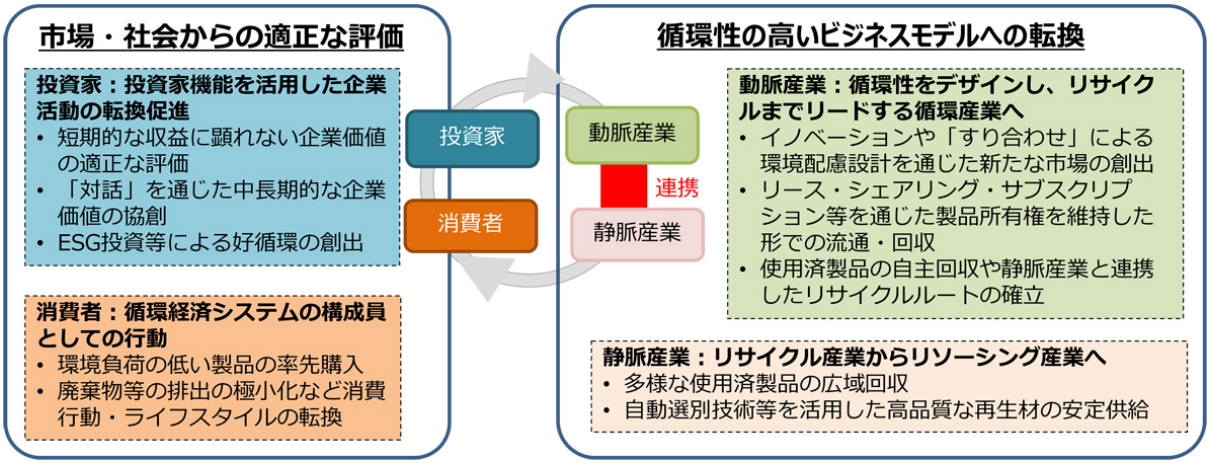

出典：「循環経済ビジョン 2020（概要）」（経済産業省）

※ 動脈産業と静脈産業

血液の循環にたとえて、製造業など製品を生み出す産業を「動脈産業」、その廃棄物を回収して再生・再利用、処理・処分などを行う産業を「静脈産業」と呼んでいます。

Ｔｏｐｉｃ

ESG 投資とは

ESG 投資は従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資のことを指します。特に、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営の持続可能性を評価するという概念が普及しています。気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価する指標として、持続可能な開発目標（SDGs）と合わせて注目されており、日本においても ESG 投資が広がっています。

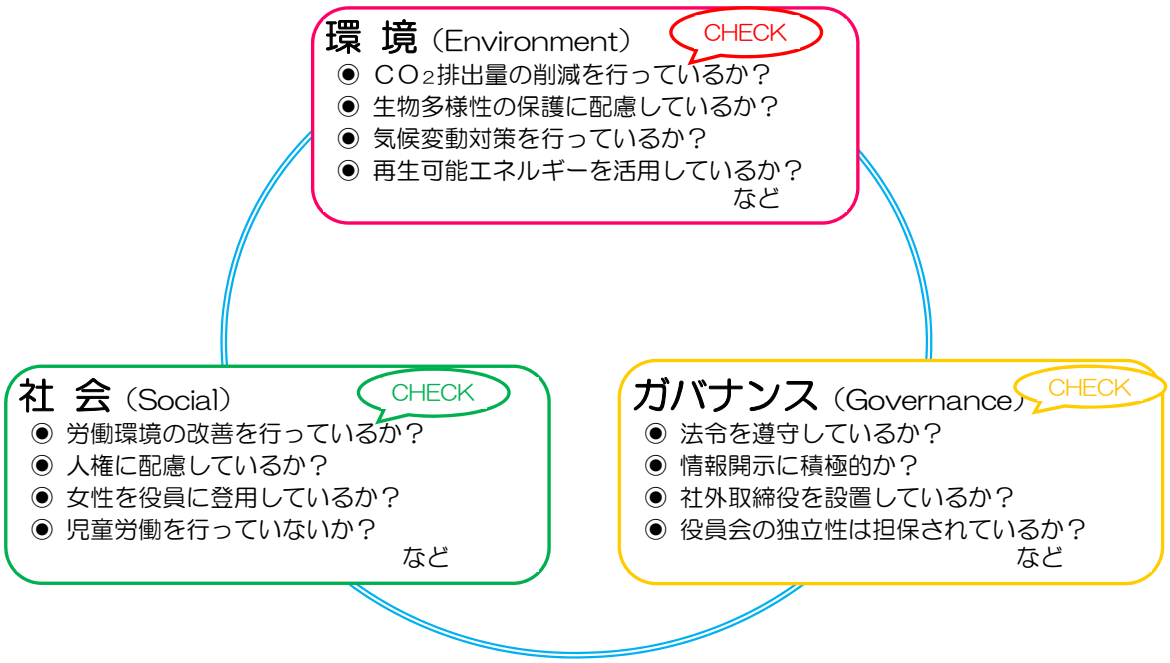

ＥＳＧ投資の拡大がもたらす好循環

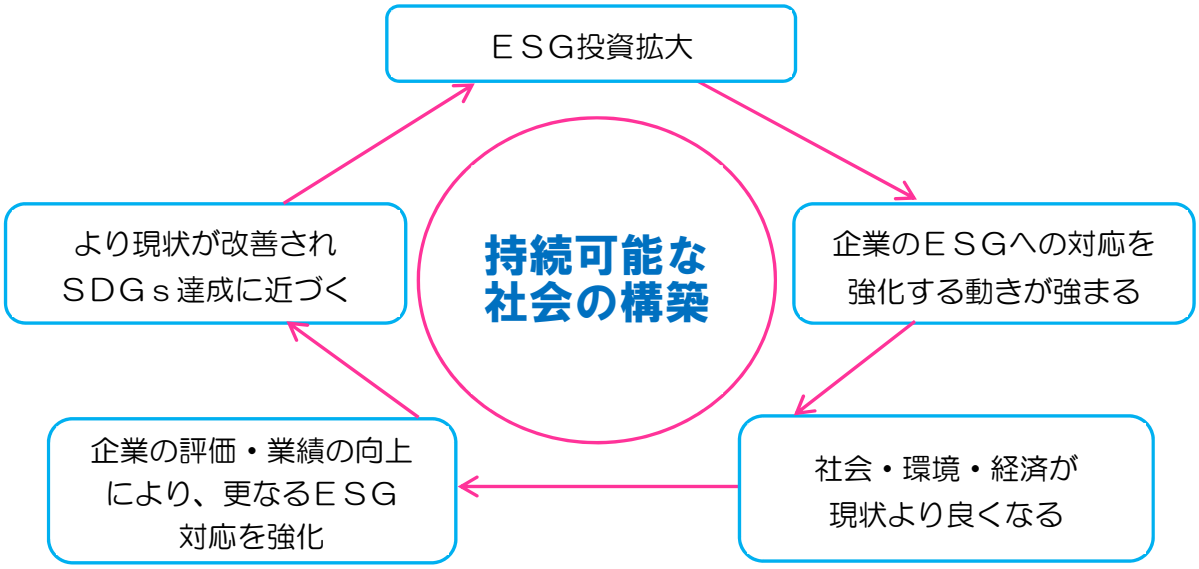

参考：「60 分でわかる！SDGs 超入門」（技術評論社）を基に作成

第4章

重点プロジェクトの展開

1 重点プロジェクトについて
2 各プロジェクトについて

1　重点プロジェクトについて

(1) 重点プロジェクトの考え方

20 ページの計画の体系における基本方針や基本施策を踏まえて、重点的に推進する取組を４つの重点プロジェクトとしてまとめています。市民・事業者・市の役割を具体化し、各主体が環境保全に取り組むことで、目指す将来像「人・緑・水が輝き　みんなでつくる環境都市　とだ」の実現に向けた各分野における基本目標の達成を目指します。

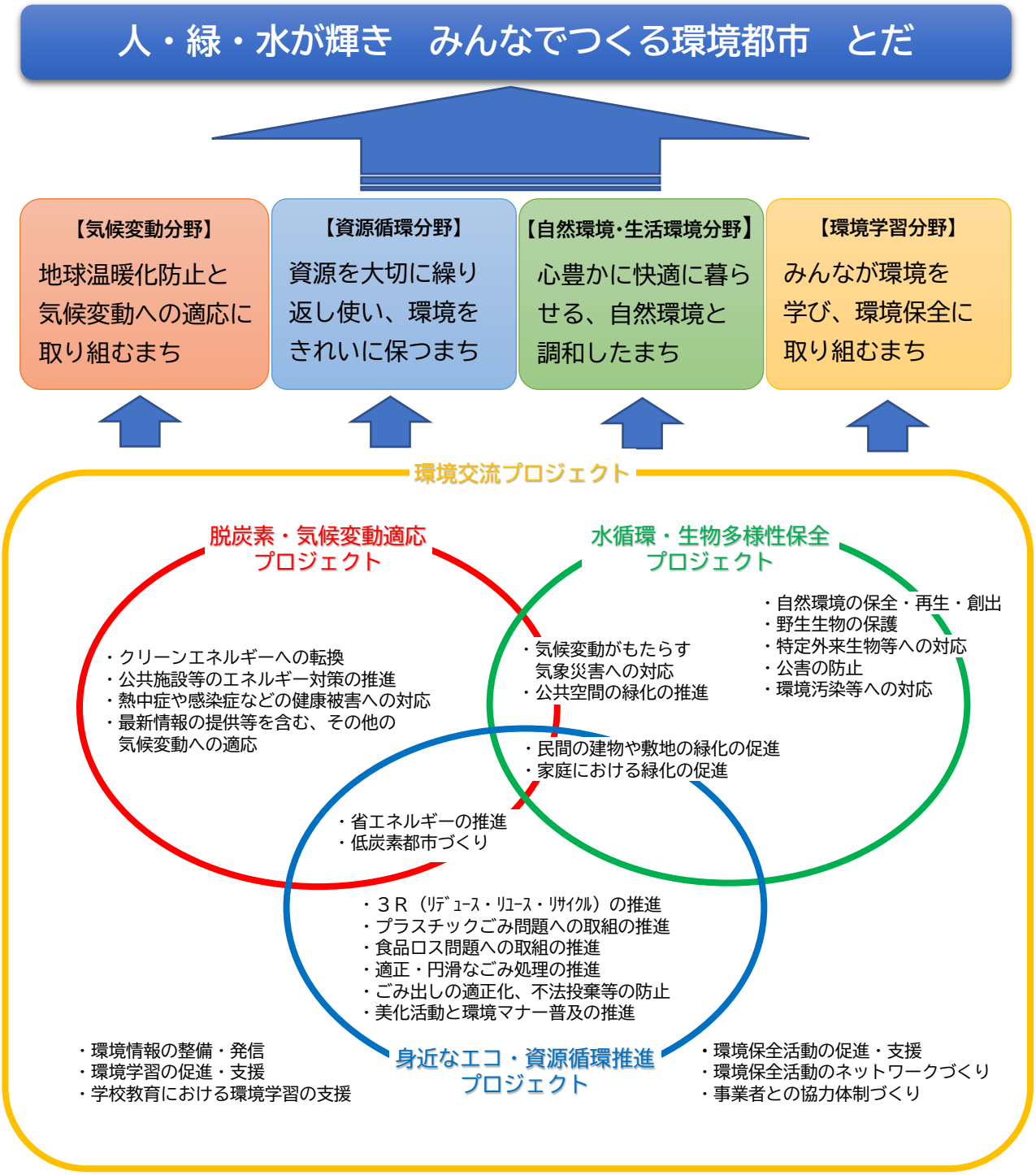

Ｔｏｐｉｃ

気候変動の影響に注意しましょう

世界の経済成長に伴い、二酸化炭素の排出は増え続け、地球温暖化と気候変動は進んでいます。日本への影響については次のように想定されています。

日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
（温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較）

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂浜	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育可能な地域の消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育可能な地域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送者数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から 75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（http://www.jccca.org/）より

※タンカンは高温を好む亜熱帯性柑橘類で、夏期多湿で年平均気温が 19～22℃が良いとされています。
※ヒトスジシマカはデング熱やジカ熱などの感染症を媒介する蚊です。

新型コロナウイルスの世界的流行によって、私たちは感染症の恐ろしさを改めて知ることになりました。感染症の中には、デング熱などのように蚊が病原体を運んで感染させるものがあります。気候変動によって地球温暖化が進むと、蚊の生息域が広がり、感染症が増えるのではないかと懸念されています。

（2）重点プロジェクトと基本施策の対応

各重点プロジェクトについて、基本施策との対応を示します。一つの重点プロジェクトの成果が刺激となって他の重点プロジェクトに波及し合う好循環の流れを生み、結果として市の環境が一体となって改善することが期待できます。例えば、クリーンエネルギーへの転換は、大気汚染物質の削減に直結することが期待できます。

※基本施策と各重点プロジェクトの柱の関係は次のとおりです。

特に関連性が強い基本施策→●（P38、P40、P58、P60、P76、P82 に表記している基本施策です。）

関連する基本施策→○

基本方針	基本施策	(1)脱炭素・気候変動適応プロジェクト <プロジェクトの柱> ①市域の温室効果ガス排出量削減の推進 ②市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減 ③気候変動・気象災害への備えの強化		
		①	②	③
1-1	省エネルギーの推進	●	○	○
	クリーンエネルギーへの転換	●	○	○
	低炭素都市づくり	●	○	○
	公共施設等のエネルギー対策の推進	○	●	○
1-2	気候変動がもたらす気象災害への対応			●
	熱中症や感染症などの健康被害への対応			●
	最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応			●
2-1	３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	○		
	プラスチックごみ問題への取組の推進	○		
	食品ロス問題への取組の推進	○		
2-2	適正・円滑なごみ処理の推進			○
	ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止			
	美化活動と環境マナー普及の推進			
3-1	自然環境の保全・再生・創出	○		○
	野生生物の保護			
	特定外来生物等への対応			
3-2	民間の建物や敷地の緑化の促進	○		○
	公共空間の緑化の推進	○		○
	家庭における緑化の促進	○		○
3-3	公害の防止	○	○	
	環境汚染等への対応	○	○	
4-1	環境情報の整備・発信	○		○
	環境学習の促進・支援	○		○
	学校教育における環境学習の支援	○		○
4-2	環境保全活動の促進・支援	○		○
	環境保全活動のネットワークづくり	○		○
	事業者との協力体制づくり	○		○

また、新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に進みました。これらは移動に伴う二酸化炭素の排出を削減しうるものであり、働き方や学び方の改革にもつながるものであるため、新型コロナウイルス感染症の収束後も、引き続き積極的に活用していくことが期待されます。

さらに、環境をよくすることで経済を発展させ、経済が活性化することで、さらに環境も良くなるという、環境と経済の好循環の達成に向けた取り組みを進め、環境保全と経済発展の同時達成による持続可能な社会の実現を目指します。

(2)身近なエコ・資源循環推進プロジェクト ＜プロジェクトの柱＞ ①身近なエコ活動の推進 ②資源循環の推進による環境負荷の低減 ③環境美化の推進			(3)水循環・生物多様性保全プロジェクト ＜プロジェクトの柱＞ ①水循環・生物多様性の保全の推進 ②まちづくりへの緑の活用の推進 ③生活環境の保全の推進			(4)環境交流プロジェクト ＜プロジェクトの柱＞ ①イベントや環境活動などによる環境啓発の推進 ②学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援 ③協働・連携による環境保全の推進		
①	②	③	①	②	③	①	②	③
●						○		○
						○		○
●						○		○
				○		○	○	○
●				●		○		○
○					○	○		○
						○		○
●	●					○	○	○
	●	○				○	○	○
	●					○	○	○
	●	●				○	○	○
	○	●				○	○	○
		●				○	○	○
			●			○	○	○
			●	○	○	○	○	○
			●			○	○	○
○				●		○		○
				●		○		○
●				●		○	○	○
			○		●	○	○	○
	○		○		●	○		○
○	○	○	○	○	○	●	○	○
○	○		○	○	○	○	●	○
○	○		○	○	○	○	●	○
○	○	○	○	○	○	●	○	●
○	○	○	○	○	○	○	○	●
○	○	○	○	○	○	●	●	●

2　各プロジェクトについて

（1）脱炭素・気候変動適応プロジェクト

2050 年までに、温室効果ガスの排出量実質ゼロと生活の質の向上や持続可能な経済の発展を同時に達成する「脱炭素社会」の実現が 21 世紀最大の課題となっています。本プロジェクトは、2050 年の脱炭素社会実現に向けた温室効果ガス排出削減策（「緩和策」）と、気候変動による被害の回避や軽減を図るための取組（「適応策」）を推進するプロジェクトです。

「緩和策」については、これまでと同様に、市域の温室効果ガスの排出削減と市の事業活動により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。また、クリーンエネルギーや次世代自動車の導入促進を図るための手法を検討します。

「適応策」については、「埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）」に示されている適応策の方向性を踏まえ、本市における気候変動の影響の把握やその将来予測、気候変動の影響への適応策を推進していきます。

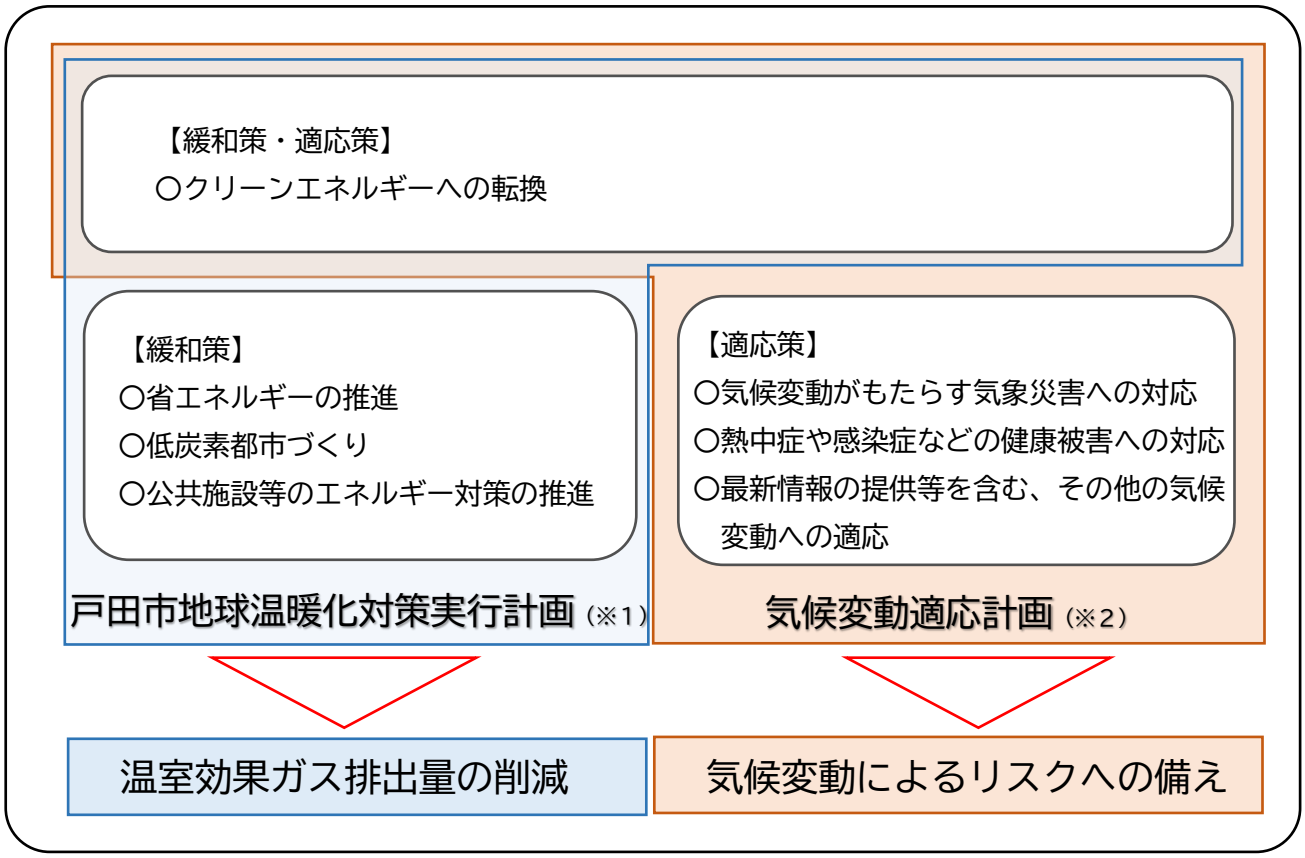

※１　戸田市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づいて策定するもので、戸田市域全体に関する「区域施策編」と、戸田市の事務事業に関する「事務事業編」の２編で構成されています。

※２　気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」

■ 戸田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）～市域全体で取り組むこと～

本市では、脱炭素・気候変動プロジェクトを「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に位置づけ、市域全体から発生する温室効果ガスの排出を削減するために、次の基本事項を基に、国が目指す脱炭素社会の実現や県の目標に準じて、取組を進めていきます。

【基本事項】

（1）計画期間

2021（令和３）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間を計画期間とし、５年目を目安に中間見直しを行います。

（2）対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第２条第３項で規定する７種の温室効果ガスを対象とします。（二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF_6）、三ふっ化窒素（NF_3））

（3）温室効果ガス排出削減目標

国と埼玉県の温室効果ガス削減目標を踏まえて設定します。

2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26.0%削減とする。

（4）温室効果ガス排出削減目標の達成のための必要な措置（緩和策）

脱炭素・気候変動適応プロジェクトを中心に、各プロジェクトの主な取組等により推進します。

部門（分野）	主な取組等（一部）
産業・ 業務部門	・公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入 ・市の事務事業におけるエネルギー使用量等の管理（事務事業編） ・環境配慮型システム設置費補助金制度（事業者向け）の運用　など
家庭部門	・国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進 ・環境配慮型システム設置費補助金制度（個人向け）の運用　など
運輸部門	・電気自動車等導入補助金制度の運用 ・自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発　など
廃棄物、その他の 温室効果ガス	・資源回収や再生品の利用促進 ・ごみの減量によるメタンや一酸化二窒素の削減 ・機器の適切な廃棄・回収等による代替フロン類の適正処理　など
吸収源対策 部門横断的対策	・緑のカーテンの普及啓発 ・緑のネットワーク化に向けた公共空間等の緑地の整備 ・環境関連講座による環境学習の推進　など

■ 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
(1)-① 市域の温室効果ガス排出量削減の推進【緩和策】 <関連する主な基本施策> ●省エネルギーの推進 ●クリーンエネルギーへの転換 ●低炭素都市づくり	◆ 環境配慮型システム設置費補助金制度を拡充します。【解説①】 ◆ 電気自動車等導入補助金制度を拡充します。【解説②】 ◆ 事業者等への聞き取りを実施します。【新規・解説③】 ◆ 自立・分散型エネルギーシステムを推進します。 ◆ 新技術開発支援事業を運用します。 ◆ 歩行空間・自転車通行空間の整備を実施します。【解説④】 ◆ 公共交通機関の利用促進を図ります。
(1)-② 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減　【緩和策】 <関連する主な基本施策> ●公共施設等のエネルギー対策の推進	◆ 蕨戸田衛生センターで発電した電力を利用します。 ◆ 公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入を促進します。【解説⑤】 ◆ 公用車の低炭素化を推進します。【解説⑥】

【解説】と記載している施策は、42 ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
✧ 家電製品の買換えや住宅改修の際には省エネルギー設備を積極的に取り入れます。 ✧ 太陽光発電、蓄電、燃料電池、HEMS（住宅エネルギー管理システム）などの新たなエネルギーシステムの導入を進めます。 ✧ 住宅新築時にエネルギー性能の高い設計や ZEH（ネット・ゼロ・エネルギーハウス）を取り入れます。 ✧ 自家用車の購入・買換えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。 ✧ 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。 ✧ 公共交通機関を活用します。	• 設備・機器の入替えや建物の改修の際には省エネルギー設備を積極的に取り入れます。 • 太陽光発電、蓄電、燃料電池、BEMS（ビルエネルギー管理システム）などの新たなエネルギーシステムの導入を進めます。 • 建物新築時にエネルギー性能の高い設計や ZEB（ネット・ゼロ・エネルギービル）を取り入れます。 • 省エネルギー型の事業活動を行います。 • 社用車の購入・買換えの際には、電気自動車等の環境負荷の少ない車種を導入します。 • 近くへの移動は自動車の利用をなるべく控え、徒歩か自転車で移動します。 • 公共交通機関を活用します。 • 地球温暖化対策を実施するための計画（地球温暖化対策計画）を策定し、市に提出します。（年間のエネルギー使用量（原油換算）が 1,500 キロリットル以上の事業者）
✧ 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる範囲で省エネルギー対策へ協力します。	• 公共施設を利用する際には、レンタルスペースのこまめな消灯や空調の適正利用など、できる範囲で省エネルギー対策へ協力します。

出典：令和元年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

■ 脱炭素・気候変動適応プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割（続き）
※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
(1)-③ 気候変動・気象災害への備えの強化【適応策】 ＜関連する主な基本施策＞ ●気候変動がもたらす気象災害への対応 ●熱中症や感染症などの健康被害への対応 ●最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応	◆ 戸田市気候変動適応センターを設置し、情報発信を推進します。【新規・解説⑦】 ◆ 水害に対する意識啓発や情報発信を行います。 ◆ 河川氾濫に備え、治水対策を推進します。 ◆ 内水氾濫に備え、雨水排水対策を推進します。 ◆ 災害廃棄物の適正処理の体制を構築します。【新規】 ◆ 熱中症や感染症などの健康被害への取組を行います。

Ｔｏｐｉｃ

埼玉県環境科学国際センター・気候変動適応センター

埼玉県環境科学国際センターは、2000（平成 12）年に開設して以来、身近な環境問題から地球規模での環境変化への対応まで、試験研究、環境学習、国際貢献、そして情報発信という４つの機能を柱に取り組んでいます。

埼玉県では気候変動適応法施行に合わせて、2018（平成 30）年 12 月 1 日に、埼玉県環境科学国際センターを「地域気候変動適応センター」に位置付けました。

気候変動適応センターの機能は以下のとおりです。

- 埼玉県における、気候変動実態やその影響、将来予測など、適応策に関する情報の収集と整備、分析を行います。
- 県民や事業者、県内自治体に、適応策に関するきめ細かい情報を提供し、地域の適応策に貢献します。情報提供を行うプラットフォームとして、センターホームページを SAI-PLAT(サイプラット；Saitama-Adaptation-Information Platform）と称しています。

出典：埼玉県環境科学国際センターホームページ、埼玉県気候変動適応センターホームページ

【解説】と記載している施策は、42 ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
✧ 気候変動に関心を持ち、生活への影響などについて考えます。 ✧ 災害時に備え、戸田市ハザードブックを活用し避難経路や避難所の確認をします。 ✧ 自宅周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。 ✧ 雨水貯留施設を導入します。 ✧ 熱中症や感染症に関する情報を収集し、予防に努めます。	• 気候変動に関心を持ち、事業活動への影響などについて考えます。 • 災害時に備え、戸田市ハザードブックを活用し事前の対応を進めます。 • 事業所周辺の落ち葉やごみを取り除き、雨水が溜まる環境を極力減らします。 • 雨水貯留施設を導入します。 • 熱中症や感染症に関する情報を収集し、従業員同士で情報共有するとともに、予防に努めます。

戸田市ハザードブック

戸田市内水ハザードマップ

■ 脱炭素・気候変動適応プロジェクトにおける主な取組を紹介します

38・40 ページの【解説①～⑦】に対応しています。

① 環境配慮型システム等設置費補助金

太陽光発電システム、蓄電池や燃料電池システムなど環境への負荷の低い設備機器等を設置される方に補助金を交付します。

② 電気自動車等導入費補助金

環境への負荷が低い電気自動車等を導入される方に補助金を交付します。

③ 事業者等への聞き取りの実施【新規】

市域における省エネルギーやクリーンエネルギーへの転換を推進するため、事業者等への聞き取り等により、エネルギー施策における課題の抽出や施策拡充の検討を行い、「環境」や「持続可能性」を軸とした経営を行う事業者の支援を推進します。

また、先進事例等を参考に、公民連携等の手法を検討します。

④ 自転車通行空間の整備やサイクリング環境の充実【一部新規】

第２次戸田市歩行者自転車道路網整備計画に基づき、歩行者、自転車、自動車が安心して通行できるよう、自転車通行空間の整備を進めています。

また、サイクリング環境の充実のため、市が発行する観光雑誌るるぶでは、市内のサイクリングコースを紹介しています。彩湖・道満グリーンパークではレンタサイクルを行っています。急勾配のない、なだらかな本市の地形を活かし、今後はシェアサイクル導入の検討を含め、市域全体におけるサイクリング環境の充実を図ることで、低炭素都市づくりを推進します。

⑤ 公共施設への省エネ・再エネ設備導入

公共施設の改修や再編において、省エネ・再エネ設備の導入を推進します。

また、関係部署との連携等を強化するため、省エネ・再エネの推進体制の手法等についても検討します。

⑥ 公用車の低炭素化

公用車に電気自動車などを率先的に導入することで、市の事務事業における温室効果ガスの削減に努めるとともに、市民への PR を行います。

⑦ 気候変動の影響や適応に関する情報発信【新規】

市民や事業者が気候変動を理解し、気象災害や健康被害などから身を守るための行動の啓発を行うため、気候変動に関する情報収集・整理・分析・提供の拠点として、埼玉県が設置する「埼玉県気候変動適応センター」と戸田市で共同して、「戸田市気候変動適応センター」(※)を設置します。これにより、庁内の関連部署との連携を強化し、気候変動の影響や市が実施する適応策に関する情報発信の更なる推進を図ります。

※気候変動適応法第 13 条により、気候変動の影響や適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や技術的助言を行う拠点として確保することが努力義務とされている「地域気候変動適応センター」のことを指します。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

【緩和策】

項目	基準（年度）	目標	
		2025（令和７）年度	2030（令和 12）年度
市域の温室効果ガス排出量（削減率）	692,200t-CO_2（2013(平成 25)）	13%	26%
環境配慮型システム等設置費補助実績	153 件（2019(令和元)）	160 件	170 件
電気自動車等導入費補助実績（EV・PHV・FCV）	16 件（2019(令和元)）	20 件	25 件
自転車通行空間の整備	7.35km（2019(令和元)）	14.25km	18.5km
コミュニティバス「toco」の年間利用者数	367,996 人（2018(平成 30)）	370,000 人	※1
市事務事業の温室効果ガス排出量（削減率）	11,528 t-CO_2（2013(平成 25)）	27.9%	40%
公用車への電気自動車導入実績（割合）	3%（1 台）（2019(令和元)）	10%（4 台）	20%（7 台）

※1　「コミュニティバス「toco」の年間利用者数」の 2030（令和 12）年度目標値については、戸田市第５次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

【適応策】

項目	基準（年度）	目標	
		2025（令和７）年度	2030（令和 12）年度
自主防災会に防災士がいる割合	63.8%（2019(令和元)）	100%	※1
さくら川護岸改修整備率	46.8%（2019(令和元)）	60.1%	※1
雨水整備率（※2）	72.0% ― （2019(令和元)）	73.5% 16.5ha	※1

※1　「自主防災会に防災士がいる割合」、「さくら川護岸改修整備率」と「雨水整備率」の 2030（令和 12）年度目標値については、戸田市第５次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

※2　下水道（雨水）の整備率及び整備予定面積（土地区画整理事業区域は除く）

■ 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
～全ての職場で取り組むべき事項～

市の事務事業における温室効果ガス排出量を削減するために、市では日々の業務において次の事項を中心に取り組みます。なお、掲載している事項は、事業者の皆さんにも取り組んでいただきたい内容です。環境にやさしい事業活動の一環として、ぜひ取り組んでみてください。

(1) 省エネルギー対策の推進

ア 電力使用量の削減

① 不要な照明の消灯を徹底するとともに、業務に支障のない範囲で間引き照明とする。

② 長時間使用しない際の消灯を徹底する。

③ OA 機器は、昼休み、退庁時の主電源オフを徹底する。

④ パソコン等は離席時等、省エネモードの活用を徹底する。

⑤ パソコン等の購入や更新にあたっては、エネルギー消費効率の高い製品を選択する。

⑥ 長時間使用しない機器は、コンセントを抜く。

⑦ エレベーターの利用を控え、階段を利用する。

⑧ ノー残業デーを徹底する。

イ 車両の燃料使用量削減

① 出張の際には、可能な限り公共交通機関の利用を心がける。

② ２km 以内の移動は、徒歩または自転車を使用する。

③ 公用車を使用する場合は、相乗りや合理的な巡回ルートを心がける。

④ 電気自動車などの次世代自動車の導入を推進する。

⑤ 定期的に公用車の点検・整備を図り、適正に維持管理する。

(2) 紙の使用量の抑制による省資源化の推進

① 文書の電子化を図るとともに、可能な起案については全て電子決裁とする。

② 印刷物等の部数は、必要数や配付可能数を勘案して決める。

③ 会議資料は要点をおさえて簡素化を図り、配付枚数の削減を図る。

④ コピー機やプリンターでの印刷は、原則両面コピーや両面印刷とし、裏面使用を図る。

⑤ 裏面を使用していないコピー用紙や使用済み封筒の再利用を徹底する。

⑥ 書類などの持ち運びに紙袋を使用せず、マイバッグやふろしきを使用する。

⑦ 紙コップは使用せず、マイカップの利用やマイボトルの持参を徹底する。

⑧ 電子による回覧や掲示板を課内等の連絡に活用する。

⑨ 関係機関への連絡は、紙文書の送付を必要最低限とする。

⑩ 各種資料の共有化を図り、個人所有の資料をなくすようにする。

⑪ 余白利用等により添書や FAX の送付状をできるだけ省略する。

⑫ 資源ごみの分別を徹底し、紙類は雑紙古紙回収袋用ストッカーを活用する。

(3) 環境に配慮した物品の購入

① 「戸田市グリーン購入基本方針」や「戸田市グリーン購入ガイドライン」を順守する。

② 印刷物は古紙配合率の高いものを発注する。

③ 使い捨て商品や過剰包装製品の購入を自粛する。

(4) 職員の意識向上

① 市の環境マネジメントシステムに従い環境への取組を実践する。

② 課内で環境の保全・創出のための意見交換や情報交流を行う。

③ 環境に関する研修、講習会、ボランティア活動等への参加を奨励する。

■ 戸田市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

～施設管理担当課の取り組むべき事項～

(1) 施設・設備の新設・更新時の省エネルギー対策

ア ESCO 事業や BEMS（ビル・エネルギー・マネジメント・システム）の導入検討

イ 再生可能エネルギーや省エネルギー設備・機器などの導入

① 太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーや蓄電池の導入を検討する。

② 照明器具は LED 等の省エネ性能の高い機器にするとともに、用途に応じ人感センサーの導入を検討する。

③ 建物は自然採光を活用した設計とする。

④ 電気・機械設備の新設・更新にあたっては、環境負荷の低い設備や機器を導入する。

⑤ エアコン等については、環境負荷の低い冷媒を使用した機器への更新を検討する。

ウ その他

① 敷地や建物の屋上・壁面等の緑化を推進する。

② 雨水利用施設の導入を検討し、トイレや散水などに利用する。

(2) 設備・機器ごとの運用管理による省エネルギー対策

① エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に規定された管理標準（エネルギー使用設備の管理要領（運転管理、計測・記録、保守・点検）を定めたマニュアル）を作成し、順守する。

② 照明器具は適正な時期に清掃を行って効率的に使用する。

③ 空調機のフィルターは定期的に掃除する。

④ 空調の室外機は直射日光を避けて風通しの良い場所に設置する。

⑤ 室温の適正化とその温度に適した服装を心がける。室温は夏季 28 度（クールビズ）、冬季 20 度（ウォームビズ）を目安に空調温度を設定。なお、新型コロナウイルス対策として、換気の悪い密閉空間をつくらないために、定期的に窓を開けるなどの換気を徹底する。

⑥ 空調の使用区域は利用状況に応じて調整する。

⑦ 水道は水圧の調整、節水器具の活用で無駄な使用を減らす。

⑧ トイレ洗浄水は利用状況に合わせて水量・頻度設定を行う。

(3) 環境に配慮した施設管理の推進

ア 緑化の推進と環境への配慮

① 敷地の樹木管理や新たな植栽など、自然環境に配慮した施設景観づくりを心がける。

② 敷地管理の際に除草剤の使用を避ける。

③ 敷地内で生物が生息できる環境（生態系）への配慮を行う。

④ グリーンカーテンの設置により、空調負荷を軽減する。

イ 廃棄物の削減と適正処理

① 廃棄物の量を測定・記録し、減量に取り組む。

② 施設内の剪定木・落ち葉等のリサイクルを心がける。

③ 施設から排出・廃棄される環境汚染物質を適正に処理する。

ウ その他

① 環境配慮を施設利用者に積極的に呼びかけ、啓発する。

② 施設に関する法律・条例を把握し、基準を遵守する。

③ 特定規模電気事業者からの電気調達など、環境負荷の低いエネルギーの調達を検討する。

■ 気候変動の将来予測と本市の適応策の方向性

１.気候変動の将来予測

近年、地球温暖化が要因と考えられる台風や豪雨等の気象災害が発生し、人々の暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、熱中症などの健康被害についても年々深刻化しており、すでに起こりつつある被害の回避や軽減を図るための適応策の推進が求められています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第５次評価報告書によると、追加的な緩和策を行わず、温室効果ガス濃度が最も高くなるシナリオ（RCP8.5 シナリオ）の場合、21 世紀末における世界平均気温は 20 世紀末に比べて 2.6℃から 4.8℃上昇するとされています。

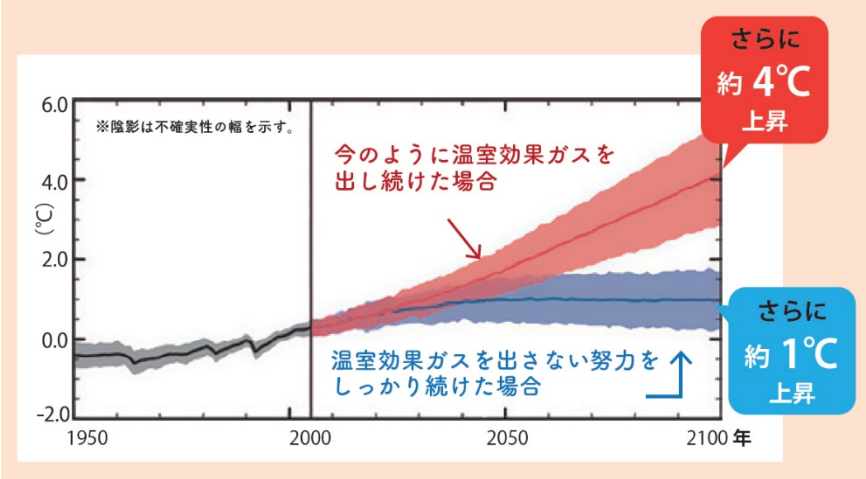

出典：気候変動適応情報プラットフォーム
「気候変動への『適応』」パンフレット

２.埼玉県の状況

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）によると、県では日本の平均気温と比べて早いペースで気温が上昇しており、熊谷地方気象台の 1897（明治 30）年から 2018（平成 30）年までの気温上昇率は、100 年に換算すると 2.12℃となっています。これは、地球温暖化による気温上昇に加え、都市化の進行に伴うヒートアイランド現象の影響によるものと考えられます。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム

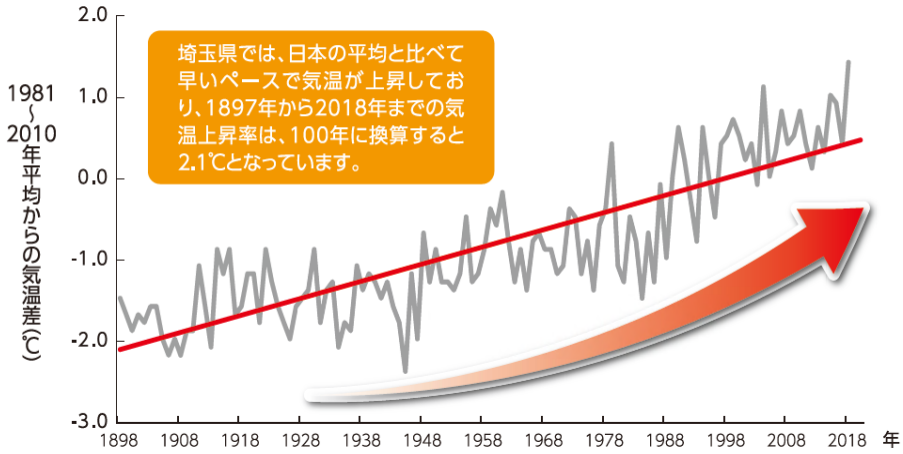

出典：令和２年版埼玉県環境白書
埼玉県の平均気温の推移（熊谷地方気象台）

地球温暖化の影響により、現在までに県で起きている現象や将来の予測として、次のようなことが挙げられます。

分野	現在起きている現象	将来の予測
農業分野	県は、2017（平成 29）年の農業産出額が米で全国 16 位、野菜で全国７位の都市近郊農業地域であり、気温上昇による農業への影響が懸念されます。 2010（平成 22）年の夏の異常高温により、米に白未熟粒が多発するなど農作物に著しい被害が発生しました。 また、ツマグロヒョウモンなどの南方系昆虫の害虫化や光化学オキシダントによる軟弱野菜への被害も発生しています。	今後、農業生産への影響の恒常化が懸念されます。また、気温上昇に伴い、水稲収量及び品質の低下や果樹の栽培適地の移動が予測されています。
水環境・水資源分野、自然災害分野	県内のアメダス観測所において、短時間強雨の発生回数の増加が観測されています。 気象庁によると、今後、大雨による降水量の増加と雨が降らない日の増加が予測されています。	影響として、河川氾濫や土砂災害リスクの高まり、短時間強雨の増加に伴う内水による浸水被害や台風の強力化による被害の増加、拡大も懸念されます。 一方で、雨が降らない日の増加による渇水リスクの上昇も懸念されます。
自然生態系分野	温暖化に伴う気温上昇等により、かつては県内にほとんど生息していなかったムラサキツバメ（蝶）などの南方系昆虫の侵入や定着が見られます。 また近年、山間部のシカの増加に伴う植生被害も発生しています。	今世紀末には、県内のブナ生育適地の大幅な減少が予測されています。 今後の更なる気温上昇に伴い、南方系の外来生物の越冬による定着が懸念されます。
健康分野	県の平野部は、都市化の進行によるヒートアイランド現象や、秩父山地を越えて西風が吹き下ろすことで気温が上昇するフェーン現象などにより、全国的に見ても特に夏の気温が高くなる地域となっています。 熱中症による救急搬送者数は、最高気温が高い年ほど多くなる傾向にあります。 記録的な猛暑となった 2018（平成 30）年には、県内の熱中症搬送者数が過去最高の 6,129 人となりました。	今後、温暖化により光化学反応が加速され、オキシダント濃度を増加させることが予想されます。 また、気温上昇に伴い、熱中症搬送者数や感染症リスクの増加が懸念されます。

参考：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）を基に作成

３.市の適応策の方向性

気候変動による被害の回避や軽減を図る適応策を強化するため、脱炭素・気候変動プロジェクトを「戸田市気候変動適応計画」に位置づけ、適応策の取組を積極的に進めます。主な取組については、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）における適応策の取組の動向等を踏まえて、次のとおりとします。

分野	主な取組
水環境・水資源分野 （渇水等の対策）	◆　節水対策や水利用の節減対策の推進 ・エコライフ DAY などによる節水意識の普及啓発　など
自然災害分野 （集中豪雨、内水氾濫等の対策）	◆　河川氾濫に備えた治水対策への取組 ・治水安全度向上のための改修　など
	◆　内水氾濫に備えた雨水排水対策への取組 ・雨水貯留施設の導入 ・歩道の透水性舗装　など
	◆　災害時の避難体制の充実 ・気象や災害等に関する情報発信 ・自主防災会における防災士取得者の確保 ・災害時の活動拠点等に太陽光発電設備や蓄電池等を活用したエネルギーの確保　など
健康分野 （熱中症、感染症、ヒートアイランド等の対策）	◆　熱中症への取組 ・広報・ホームページ・防災行政無線等の活用による注意喚起 ・公共施設に「まちのクールオアシス」を設置　など
	◆　感染症への取組 ・広報・ホームページ等の活用による注意喚起　など
	◆　ヒートアイランド対策 ・公共施設の緑化や既設の緑の適切な維持管理 ・民間の建物や敷地の緑化 ・緑のカーテンの普及啓発　など
市民生活・都市生活分野	◆　暑熱による生活への影響への取組 ・埼玉県との連携等によるエコライフ DAY の実施や打ち水、日傘の普及啓発 ・国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進　など

適応策を効果的に実施するには、地球温暖化の実態や将来予測など、気候変動に関する情報が不可欠です。また、気候変動は予測の変動幅が大きく、一定の不確実性が伴うため、最新の情報や科学的知見の収集に努め、状況に応じた適応策の検討が重要です。そのため、戸田市気候変動適応センターの設置や、関連部署との連携強化により、気候変動の影響や市が実施する適応策に関する情報発信を行うなど、適応策の推進を強化します。

４.市民に求められる行動

気温の上昇、降水量の増加、洪水、河川の流量、熱中症、感染症などに対して、次のような行動が求められます。

- ハザードブックで水害の危険を知り、天候や河川の流量に関心を持つ。
- 台風や大雨の際には、できるだけ外出を控え、冠水した道路には入らず、川や水路に近寄らない。
- 気温や湿度の高い日には、こまめに水を飲む、エアコンを使う、休養や睡眠を十分にとるなど、熱中症に注意して過ごす。
- 虫よけの薬を使う、茂みや木陰では肌を覆うなど、虫刺されを防ぐ。

Ｔｏｐｉｃ

パリ協定未達成ならば、**年平均気温が約 4.5℃上昇**

文部科学省と気象庁は 2020（令和２）年 12 月に、日本の気候変動について、今後の世界平均気温が２℃上昇するシナリオと４℃上昇するシナリオにおける将来予測を取りまとめた「日本の気候変動 2020―大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書―」を公表しました。

報告書は、気候変動対策の効果的な推進に役立てることを目的としており、パリ協定の２℃目標が達成された世界（２℃の気温上昇）と、現時点を超える追加的な緩和策を取らなかった世界（４℃の気温上昇）の２つのシナリオで降水や台風などについて予測しています。21 世紀末の日本は 20 世紀末と比べ、降雪・積雪が減少する一方、激しい雨や強い台風の割合が増加するとしています。

日本の年平均気温は、２℃上昇シナリオでは約 1.4℃の上昇、４℃上昇シナリオでは約 4.5℃の上昇を予測しています。また、１時間当たりの降水量が 50㎜ 以上の非常に激しい雨の発生回数は、２℃上昇シナリオで約 1.6 倍、４℃上昇シナリオで約 2.3 倍となっています。

出典：「日本の気候変動 2020」（文部科学省・気象庁）

Ｔｏｐｉｃ

脱炭素社会に求められる水素エネルギーの活用

二酸化炭素（CO_2）を排出しない脱炭素社会には、クリーンなエネルギーへの変革が必要不可欠です。様々なエネルギーの中で、水素を利用することは、有力な温暖化対策の一つとして注目されており、国内外で導入が進められています。水素をエネルギーとして利用することは、次の点などから有効であるとされています。

■　環境負荷の低減

水素は利用時に CO_2 を排出しないため、環境負荷を低減できます。再生可能エネルギーからつくる水素は、さらに CO_2 削減効果が期待できます。

■　災害時におけるエネルギー供給

災害時に既存の電力インフラが止まった場合でも、あらかじめ水素を貯蔵しておくことで、燃料電池等を通してエネルギーを供給できます。

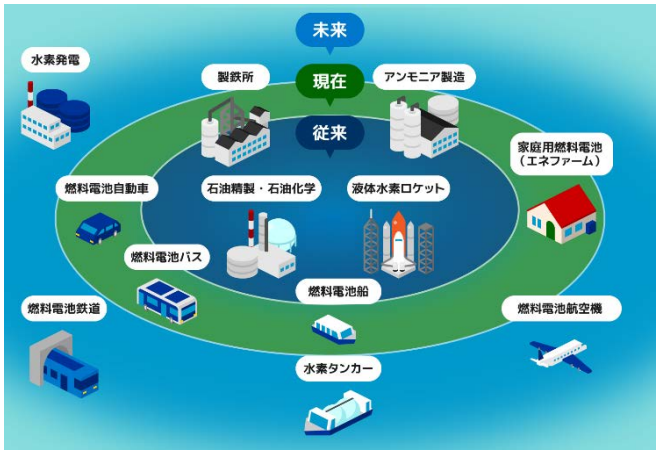

出典：環境省ホームページ
「低炭素水素サプライチェーン・プラットフォーム」

■　電気と熱の２つのエネルギーの供給

水素は燃料電池を通して電気エネルギーだけでなく熱エネルギーも供給できるため、エネルギーの有効利用が可能です。この特性を活用したのが、エネファーム（家庭用燃料電池）で、発電時の排熱を利用してお湯をつくり、省エネに貢献しています。

市では水素エネルギーに関する取組として、エネファーム（家庭用燃料電池）の設置や燃料電池自動車(FCV)の導入に対し、補助制度を実施しています。燃料電池自動車(FCV)の普及のためには、自動車に水素を供給する「水素ステーション」が必要です。埼玉県には、10 カ所の商用水素ステーションが設置されており、市内にも１カ所あります。

国が目指す脱炭素社会の実現に向けて市の取組を推進するためにも、今後は水素エネルギーの更なる利活用の手法等について検討していきます。

「イワタニ水素ステーション埼玉戸田（新曽 2323）」
出典：一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ

Topic

エネルギーの低炭素化と災害時の備えを確保する自立・分散型エネルギー

近年、地球温暖化による気候変動が深刻化し、豪雨・台風等の気象災害が市民生活に大きな影響を及ぼしています。地球温暖化防止のためには、その要因である CO_2 等の温室効果ガスの排出を削減することはもちろん重要ですが、同時に、災害時のエネルギーの確保等の備えも大切です。太陽光発電システムや蓄電池等の設備導入が進むと、平時のエネルギーの低炭素化を実現するだけではなく、災害などにより停電が生じた場合にエネルギーが確保できます。このことからも再生可能エネルギー・蓄エネルギーシステム等の普及拡大が望まれるところです。

また、発電所でつくられた電力が家庭や事業所に届くまでに、50～60%のロスが生じると言われています。エネルギーのロスをなくすとともに、災害時等のエネルギー確保のために、地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型エネルギーシステムの構築を強化していくことが不可欠です。

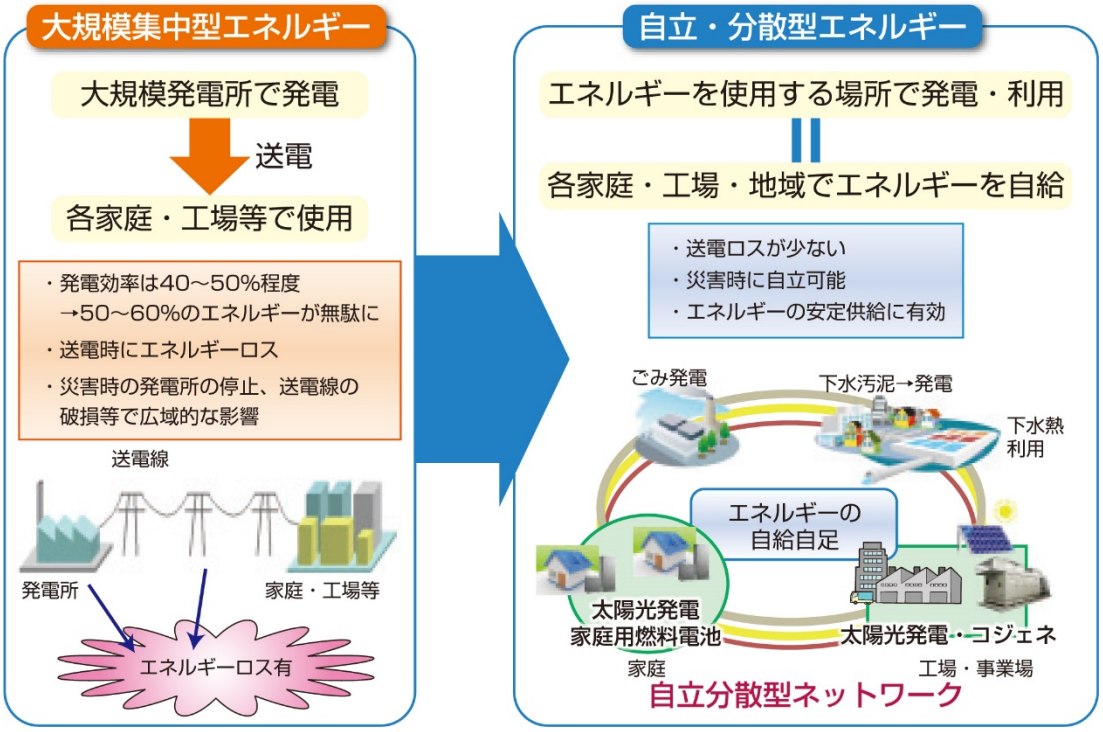

出典：平成 26 年度埼玉県環境白書

市では、市民・事業者への支援として、太陽光発電システムや蓄電池等の環境配慮型システム等を設置する場合に補助金制度を実施しています。

今後は災害時の活動拠点等に新規の自立・分散型エネルギーシステムの設置を検討し、市域のエネルギー対策と災害への備えを強化します。

Topic

脱炭素社会の実現に向けて　―グリーン成長戦略―

企業や家庭から出る二酸化炭素（CO_2）などの温室効果ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにする「カーボンニュートラル」を 2050 年までに達成するため、政府は 2020（令和２）年 12 月に「グリーン成長戦略」をまとめました。

2030 年代半ばまでに、軽自動車を含む新車販売を全て電動車にするなどして、温室効果ガスの排出量を削減する計画です。温室効果ガス排出に価格をつけることで、排出削減や低炭素技術への投資を促進する「カーボンプライシング」も検討されます。排出量の多い発電部門では、洋上風力などの再生可能エネルギーや水素・アンモニアの利用を拡大します。CO_2を地下に埋めたり再利用したりする「CCUS（CO_2の回収・利用・貯留）」と呼ばれる技術を組み合わせ、液化天然ガス（LNG）などの火力発電も一定割合で使い続けていくこととしています。

◆ カーボンニュートラル実現への主な政府戦略

洋上風力	2040 年までに最大 4,500 万キロワット
水　素	2050 年に消費量 2,000 万トン程度
自動車	2030 年代半ばまでに乗用車の新車販売を電動車に
船　舶	2050 年までに水素などの代替燃料に転換
住　宅	2030（令和 12）年までに新築平均で排出量ゼロ

参考：日本経済新聞　2021（令和３）年１月１日を基に作成

◆ 脱炭素社会に向けた日本の重点領域と期待される技術革新

重点領域	期待される技術革新
洋上風力発電	・地形や風量などに応じた多様な設備を実現
蓄電池	・大容量の電源として、工場や家庭向けなどで活用 ・リサイクル
水　素	・火力発電への活用 ・次世代航空機の燃料に利用
送電網	・天候に左右される再生可能エネルギーの電力を安定して供給
CO_2除去技術	・火力発電から排出される CO_2の回収や貯留

出典：読売新聞 2020（令和２）年 12 月９日

脱炭素社会の実現に向けて―グリーン成長戦略―（続き）

脱炭素社会につながる技術を普及させる上で最大の壁はコストです。再生可能エネルギーの導入拡大に「固定価格買取制度」が一定の役割を果たしたように、経済的に採算がとれるようになるまでは、それを後押しする仕組みの検討も必要です。

2050 年脱炭素社会の実現には、地域社会や産業のあり方自体も大きな変革が求められることになります。新型コロナウイルスからの経済復興において、気候変動対策などを経済成長にも結びつける「グリーンリカバリー」の考え方が世界的に広がりつつあります。これは、コロナ禍により多くの雇用が奪われた中で、単に既存の産業を守り、元に戻す施策ではなく、再生可能エネルギーなどの環境分野、災害や感染症に対して強靭な社会形成につながる分野を重視し、そこに新たな雇用や産業を生み出すよう後押しする復興政策といえるものです。

新型コロナウイルス収束後の経済回復過程で温室効果ガスの排出量が無秩序に増えることが懸念されています。技術革新を加速しつつ、その成果を待つだけでなく、脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる部門で必要な変革を進めていくことが求められています。

◆ 新型コロナウイルスがもたらす社会変化

デジタル化	◎非接触・オンライン化やデータ連携などの進展 ・デジタル化によってあらゆる分野の連携が容易となる。 ・その反面、デジタル化が進むことによって、デジタル関連の消費電力が増加し、CO_2の排出が増えることが予想される。 ・CO_2削減の観点から、電気機器や通信ネットワークにおいて、更なる省エネルギー化や再生可能エネルギーの利活用等の促進が重要となる。
グリーン化	◎経済復興としてのグリーンリカバリーの進展 ・地球温暖化への対応を、経済成長の制約やコストとする時代は終わり、成長の機会と捉える時代に突入する。 ・これまでも個別分野ごとのエネルギー使用の合理化が図られてきたが、更なる合理化のためには、分野を横断した全体最適化がより一層重要となる。

Ｔｏｐｉｃ

「彩の国ふるさとでんき」の創設（埼玉県）

2020（令和２）年８月に、埼玉県と東京電力エナジーパートナー株式会社（TEPCO）は、県の下水処理場や家庭に設置した太陽光発電の電気を県内企業に優先的に提供する協定を結びました。

地球温暖化が進む中、環境対策に積極的に取り組む県内企業に、県内で生まれる再生可能エネルギーを提供することにより、県内企業の環境活動を支援するもので、「彩の国ふるさとでんき」と銘打ち、賛同する企業を募集しています。

太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる電気は、使う時に石炭火力などの電気と一緒になり、エネルギーとしての価値は同じですが、発電時に二酸化炭素（CO_2）を排出しない「環境価値」を有する点が石炭などの化石燃料とは異なります。

この環境価値は、化石燃料を使わず発電したことを示す第三者機関の証書を通して「非化石価値取引市場」などで取引できます。一定規模以上の企業は温室効果ガスの排出量を国に報告するよう義務づけられており、証書つきの電力を買えば、その電力量分の CO_2排出がゼロとみなされます。

彩の国ふるさとでんきの具体的なメニューは、以下の２つです。

① 住宅用太陽光発電の固定価格買取制度の買取期間が満了した県内の住宅用太陽光発電で発電した環境価値を含む電力を、県内企業に提供するメニュー

② 県の下水道局の太陽光発電（FIT（固定価格買取制度）発電）をはじめとした環境価値を「トラッキング付 FIT 非化石証書」（資源エネルギー庁が実施する固定価格買取制度の再生可能エネルギーに電源種や設備の所在地など属性情報を付与した非化石証書を販売するもの）として活用した電力メニュー

県は、彩の国ふるさとでんきの提供先の県内企業を「埼玉県環境 SDGs 取組宣言企業制度」により PR するなど、SDGs を通した地球温暖化対策や再生可能エネルギーの環境価値の地産地消を推進していくことにしています。

◆「彩の国ふるさとでんき」のイメージ

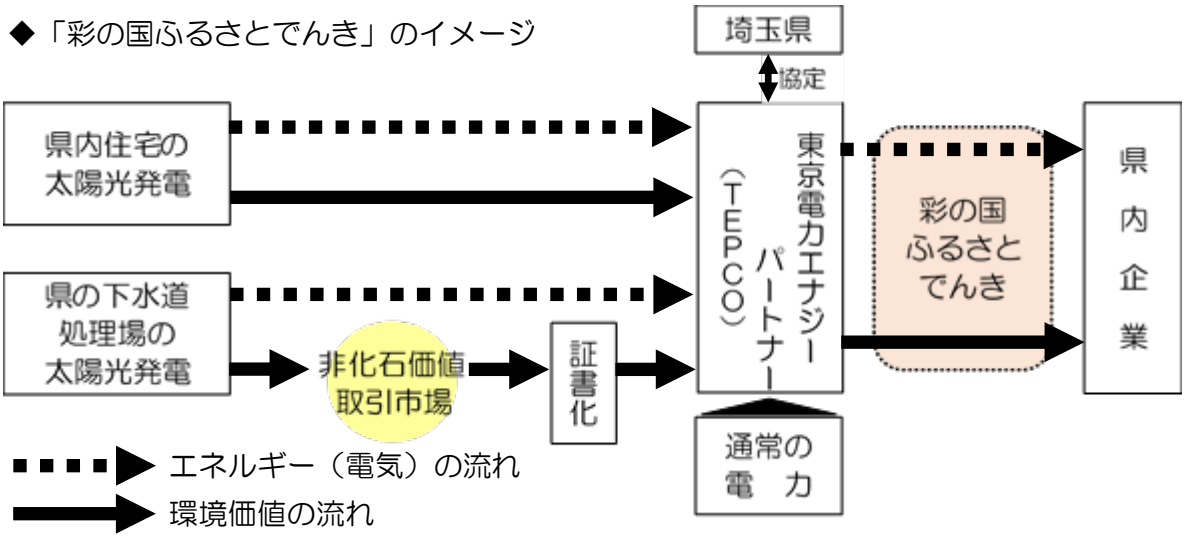

参考：朝日新聞 2020（令和２）年９月 12 日を基に作成

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

資源循環を中心に、環境に配慮したライフスタイルの普及に向けて、多くの人が日常的に取り組みやすい行動や日常生活に密接に関連する取組を推進します。本プロジェクトでは、節電・省エネルギー行動をはじめ、３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）、プラスチックごみや食品ロス問題、環境美化に関することなどを取り上げています。

「環境は足元から」を合言葉に、日常生活の中で無理なく楽しんでできることから始め、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすことで環境向上への大きな力とし、環境負荷の少ない循環型社会の実現を目指しましょう。

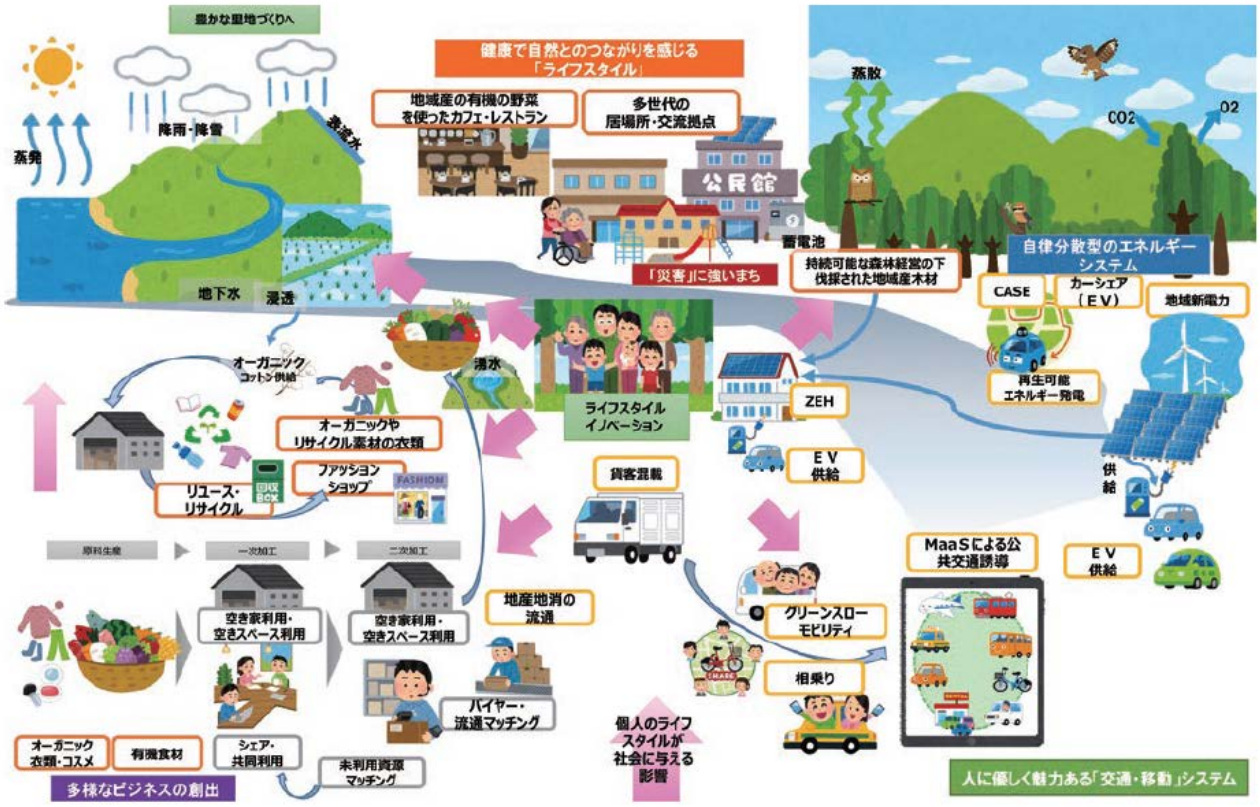

出典：令和２年版 環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書

■ 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
(2)-① 身近なエコ活動の推進	◆ 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」を推進します。【新規】 ◆ 緑のカーテンの普及啓発を行います。【解説①】 ◆ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発を行います。 ◆ フードマイレージに関する啓発や取組を行います。【解説②】 ◆ 水の利用についての普及啓発を行います。 ◆ 地球にやさしい製品やグリーン購入の実践・普及啓発を行います。

＜関連する主な基本施策＞

●省エネルギーの推進

●低炭素都市づくり

●気候変動がもたらす気象災害への対応

●３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

●家庭における緑化の促進

Ｔｏｐｉｃ

緑のカーテン（グリーンカーテン）

緑のカーテン（グリーンカーテン）とは、冷房が必要な暑い時期の節電・CO_2削減対策として、ゴーヤやアサガオなどの植物を育てて日除けとするものです。

国が「グリーンカーテンプロジェクト」を推進してきたほか、戸田市を含む各地方自治体でも普及活動や率先的な実践に努めています。

【解説】と記載している施策は、62 ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
✧ 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」への関心を持ち、日常生活でできることを実践します。	• 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」への関心を持ち、事業活動において実践します。
✧ 緑のカーテンを活用します。	• 緑のカーテンを活用します。
✧ 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブを心がけます。	• 自動車の利用をなるべく控え、運転する際にはエコドライブを心がけます。
✧ 食品購入の際には、埼玉県産の農産物を選択します。	• 埼玉県産の農産物に関心をもち、事業活動に取り入れます。
✧ 節水を心がけます。	• 節水を心がけます。
✧ 環境に配慮した製品やサービスに関心を持ち、選択します。	• 環境に配慮した製品やサービスを選択・提供します。
✧ 宅配の受取にあたっては、繰り返し配達を行わせることがないよう努めます。	• 宅配ボックスの整備等を通じた、駅やコンビニエンスストア等での受取方法の多様化を促進し、再配達の削減を図ります。

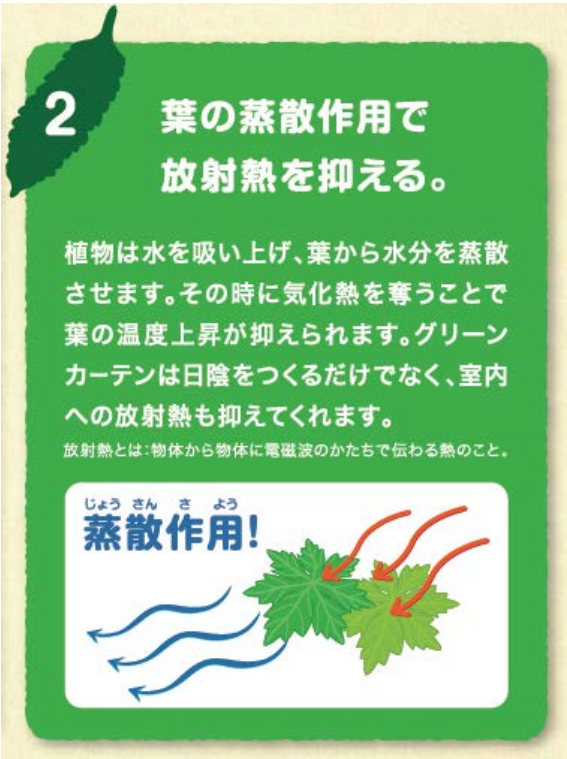

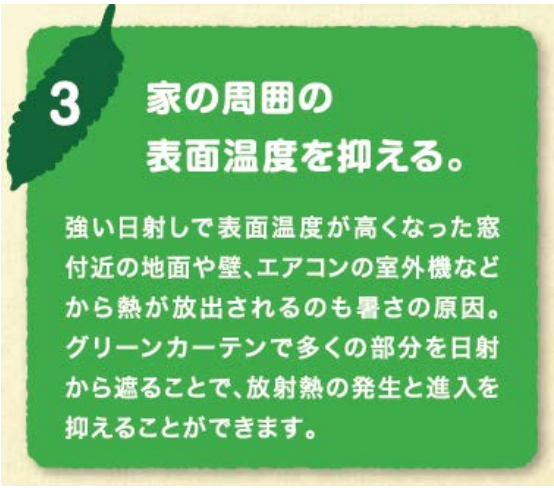

出典：環境省 グリーンカーテンプロジェクト啓発資料

■ 身近なエコ・資源循環推進プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割（続き）
※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
(2)-② 資源循環の推進による環境負荷の低減 ＜関連する主な基本施策＞ ●３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 ●プラスチックごみ問題への取組の推進 ●食品ロス問題への取組の推進 ●適正・円滑なごみ処理の推進	◆ ごみ出しと分別の適正化を図ります。 ◆ 市内在住の外国人の方に向けて、ごみ集積所の看板やごみの出し方マニュアルの外国語版を作成し、ごみの分別や排出マナーの向上を図ります。 ◆ 事業系ごみの適正処理を促します。 ◆ 資源回収や再生品の利用を促進します。【解説③】 ◆ ごみの減量によりメタンや一酸化二窒素の削減を図ります。 ◆ 機器の適切な廃棄・回収等の啓発により代替フロン類の適正処理を図ります。 ◆ 生ごみの資源化を推進します。【解説④】 ◆ プラスチックごみ問題に関する取組を推進します。【新規】 ◆ 食品ロス問題に関する取組を推進します。【一部新規・解説⑤】 ◆ 蕨戸田衛生センターにおいて安定したごみ処理を継続するとともに、施設の老朽化を踏まえて、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討します。
(2)-③ 環境美化の推進 ＜関連する主な基本施策＞ ●適正・円滑なごみ処理の推進 ●ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止 ●美化活動と環境マナー普及の推進	◆ 美化活動と環境マナーの普及を行います。 ◆ 駅前の喫煙制限区域の巡回強化や指導等による路上喫煙対策を推進します。【解説⑥】 ◆ プラスチックごみの取組として、530 運動をはじめとしたまちの清掃活動が、川や海のごみ削減につながることを周知します。 ◆ 不法投棄の早期発見と未然防止のため、パトロール等の監視体制を強化します。 ◆ 放置自転車対策を推進します。

【解説】と記載している施策は、62 ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
✧ ごみ出しのルールを守り、分別を正しく行います。 ✧ 中古品・再生品を積極的に利用します。 ✧ 代替フロン類が使用されている家電を廃棄する際は、購入店か県の登録業者に依頼し適切に処理します。 ✧ 生ごみを自家処理し、資源化を実践します。 ✧ プラスチックごみ問題の現状を知り、プラスチックごみを減らすように努めます。 ✧ プラスチック製容器包装の分別を適切に行い、資源の適切な回収につなげます。 ✧ マイバッグ・マイボトルを持参します。 ✧ 食品ロス問題の現状を知り、食品ロスを減らすように努めます。 ✧ 食品を無駄に買わないよう心がけ、買ったものは使い切り、食べきります。	• 資源の分別や回収ルールの徹底など、廃棄物処理を正しく行います。 • 再生資源利用製品について関心を持ち、事業活動に取り入れます。 • 代替フロン類が使用されている機器の点検・管理による漏えい防止に努め、廃棄の際には適切な回収・処理を行います。 • 事業活動において発生する生ごみの資源化や適正処理を行います。 • プラスチック製容器包装の削減に向けて取り組みます。 • バイオプラスチックなどの代替素材に関心を持ち、事業活動に取り入れます。 • 食品廃棄物の削減に向けて取り組みます。 • フードバンクなどの食品有効利用に向けた取組に協力します。
✧ ごみのポイ捨てや不法投棄をせず、環境美化に努めます。 ✧ たばこの吸い殻は灰皿などの適切な場所へ処理します。 ✧ 歩行喫煙や喫煙制限区域内での路上喫煙をしないよう心がけます。 ✧ ペットの糞は持ち帰ります。 ✧ 自転車は決まった駐輪場所に停めるなど、自転車利用のルールを守ります。 ✧ 地域の清掃活動などに関心を持ち、積極的に参加します。	• 清掃活動の実施など、事業所周辺の環境美化に努めます。 • 事業活動において発生したごみは、処理業者、処分ルート、処理方法などについて責任をもって把握し、不法投棄や不適正処理を防止します。 • 事業所周辺における駐輪対策を徹底します。

■身近なエコ・資源循環推進プロジェクトにおける主な取組を紹介します

58・60 ページの【解説①～⑥】に対応しています。

① 緑のカーテン(ゴーヤ苗の配布)

夏季の空調利用を抑制し、二酸化炭素排出量を抑えることを目的として、緑のカーテンとなるゴーヤ苗を市民、町会会館、公共施設等に配布します。緑のカーテンは直射日光を遮るだけではなく、地面からの熱も吸収するため、冷房の消費電力を抑えることができます。

② フードマイレージ

食料が消費者に届くまでの輸送距離を表すもので、輸送量と輸送距離から算出されます。近場から食料を仕入れることで、食料輸送に伴う環境負荷（エネルギー使用量や二酸化炭素排出量）が軽減されます。そのため、地元産の食料を地元で消費する「地産地消」の実践が重要です。市の業務においても地産地消を実践し、環境負荷の軽減を図ります。

③ 不用品登録事業

ごみの排出量の削減や資源の有効活用を目的として、市民の皆さんによる不用品の譲渡事業を実施しています。家庭にある、もう使わないけれどそのまま捨てるにはもったいないものをご登録いただき、ご活用ください。

④ 生ごみ処理機導入補助制度

家庭から排出される生ごみの減量化を促進するため、肥料等にリサイクルが可能な生ごみ処理機を購入する方に補助金を交付します。

⑤ 食品ロスへの取組【一部新規】

市では埼玉県の「食べきり SaiTaMa 大作戦」や食事会等の食べ残しを防ぐための「食べきりタイム」の実践を推奨しています。

今後は、国や県の取組と連携し、食品ロス削減に向けた啓発を進めるとともに、環境に配慮した食育を推進することにより、食品全体の廃棄量の削減に取り組んでいきます。

⑥ ポイ捨てや路上喫煙への取組

市では、ポイ捨て・飼い犬の糞放置・歩行喫煙の防止を目的とした戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例に基づき、環境美化の取組を推進しています。

特に、人の往来が多い駅前の喫煙制限区域では、環境美化はもちろんのこと、喫煙行為による危険を防ぎ、喫煙しない方の健康を守るため、マナーアップキャンペーンや巡回啓発員の配置、指導等を経て最終的に過料を科すなど、路上喫煙対策を強化しています。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

項目	基準（年度）	目標年度	
		2025（令和７）年度	（令和 12）年度
国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の啓発回数	新規事業	２回以上	２回以上
市内から出たごみの１人１日当たりの排出量	895g（2019(令和元)）	680g	※1（2027(令和９)：661g）
市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率	18.1%（2018(平成 30)）	23.5%	※1（2027(令和９)：25%）
530 運動におけるごみの回収量	16,460kg（2018(平成 30)）	16,460kg 以下	※2
市内で発生した不法投棄の件数	1,298 件（2019(令和元)）	1,298 件以下	※2

※1　「市内から出たごみの１人１日当たりの排出量」と「市内で排出された一般廃棄物のリサイクル率」については、関連計画のごみ処理基本計画の最終目標が 2027（令和９）年度であるため、2030（令和 12）年度値については新たに目標設定を行う際に検討します。

※2　「530 運動におけるごみの回収量」と「市内で発生した不法投棄の件数」の 2030（令和 12）年度目標値については、戸田市第５次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

Ｔｏｐｉｃ

COOL CHOICE（賢い選択）について

「COOL CHOICE（クールチョイス）」とは、国が推奨する「地球温暖化対策に資する『賢い選択』をしていこう」という取組のことです。2030（令和 12）年度に温室効果ガスの排出量を 2013（平成 25）年度比で 26%削減するという目標達成のため、脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え・サービスの利用・ライフスタイルの選択などの「賢い選択」をしていくことを推進しています。戸田市もこの取組に賛同しています。

行動の指針

日常生活でできる「COOL CHOICE（クールチョイス）」

環境保全のため、誰もが日々実践できる例を紹介します。子どもから大人まで、家庭でも職場でも、できることからエコを習慣にしませんか。

＜省エネ＞

- 人のいないところは消灯、見ていないテレビは消す、保温ポットや保温ジャーのつけっぱなしはしないなど、こまめな節電を心がけよう。
- 冷暖房は健康を害さない程度に節約しよう。条件によってはつけっぱなしのほうが節電になる場合もあるのでメーカーの取扱説明書を調べてみよう。
- 冷蔵庫は、壁との間に隙間を確保し、中は詰め込みすぎないで、開ける時間は短くしよう。

＜ライフスタイル＞

- 食材はできるだけ無駄のないように買う・使うことを心がけよう。
- 宅配便はできるだけ１回で受け取ろう。
- 外出時には、ポイ捨てしない、ペットの糞を放置しない、自分のごみは持ち帰ろう。
- 小さくてもいいので緑を育ててみよう。夏なら緑のカーテンで涼しく過ごそう。
- 空調の過度な使用を防ぐため、クールビズやウォームビズを実践しよう。

＜移動＞

- 外出はできるだけ車ではなくバスや鉄道を使おう。近くなら車は使わず歩くか自転車を利用すれば、健康づくりにもなるよ。
- 車の運転では、低燃費で安全を考えたエコドライブを心がけよう。

① 自分の燃費を把握しよう
② ふんわりアクセル「ｅスタート」
③ 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
④ 減速時は早めにアクセルを離そう
⑤ エアコンの使用は適切に
⑥ ムダなアイドリングはやめよう
⑦ 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう
⑧ タイヤの空気圧から始める点検・整備
⑨ 不要な荷物はおろそう
⑩ 走行の妨げとなる駐車はやめよう

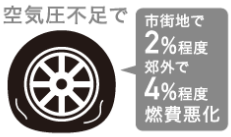

出典：経済産業省ホームページ「エコドライブ 10 のすすめ」

＜資源・ごみの削減＞

- 食器や調理用具の汚れは不用な布や紙でふき取ってから洗おう。
- ごみ出し・分別のルールを正しく理解して、ちゃんと守ろう。
- 捨てる衣類は掃除に使うなど、できるだけ使いまわしをしてから捨てよう。まだ使えそうなものなら、ネットオークションに出品したり買取店に売るとなおいいね。

行動の指針

脱炭素社会づくりに貢献する製品で「COOL CHOICE（クールチョイス）」

「COOL CHOICE（クールチョイス）」のうち、ここでは製品のチョイスについて紹介します。

まず、比較的取り組みやすいのは「省エネ家電に買い換える」です。特に照明を LED など高効率のものに換えると、ひとつひとつは小さくても数が多いため、全体として大きな節電効果が期待できます。また、冷蔵庫やエアコンは 10 年を目安に、統一省エネルギーラベルの星の数の多いものへの買換えが望ましいとされています。

次に、家電の買換えよりも大きな取組になりますが「省エネ住宅に変える」が特に有効です。断熱リフォームや省エネ建材の導入、省エネ・節水型の水回り設備の導入、新築であればエネルギー性能の高い住宅設計などです。さらに理想の住宅として「年間で使うエネルギー量が正味でおおむねゼロ以下」となる ZEH（ゼッチ、Net Zero Energy House の略称）を推奨しています。

マイカーを持つ場合は「エコカーに買い換える」ことが望まれます。

中でも、電気自動車や燃料電池自動車は走行時に二酸化炭素（CO_2）を排出しないため、地球にやさしい自動車とされています。

また、マイカーを持たずにカーシェアリングを活用すれば、自動車の無駄な利用が減り、CO_2の削減につながります。

行動の指針

家の中の省エネ効果

家庭からの二酸化炭素排出量は、照明・家電製品などからが最も多く、２番目が自動車から、次いで冷暖房と給湯となっています。

照明・家電製品の省エネ化は年々進んでおり、省エネ型への買換えが、こまめな節電と併せて、容易で効果的な取組となっています。

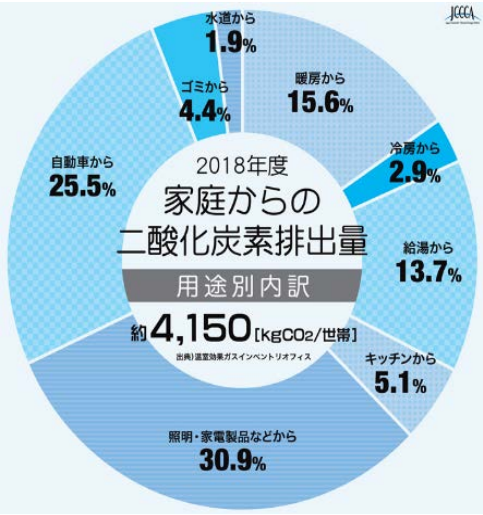

出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
（http://www.jccca.org/）より

「2020 年度版スマートライフおすすめ BOOK」（一般財団法人家電製品協会）には、家電の省エネのデータや正しい方法、手順などが詳しく紹介されています。同協会のウェブサイトからダウンロードして、活用してみてください。

◆ 省エネ効果の例

機器	方法	年間消費電力量の省エネ効果
冷蔵庫（401～450L クラス）	2009（平成 21）年型から 2019（令和元）年型に	約 40%～47%削減
40V 型液晶テレビ		約 42%削減
エアコン		約 17%削減
温水洗浄便座		約 19%削減
白熱電球	電球型 LED ランプに	約 86%削減
蛍光灯シーリングライト	LED シーリングライトに	約 50%削減

参考：一般財団法人家電製品協会「2020 年度版スマートライフおすすめ BOOK」を基に作成

自動車についても、近年は燃費性能の向上が著しく、買換え時にエコカーを選ぶことで省エネ効果が得られます。

冷暖房の省エネについては、前述の省エネ住宅と、省エネ型冷暖房機器によって大きな改善が望めます。

給湯については、入浴や食器洗いでの節水とともに、節水シャワーヘッドへの交換が簡単で大きな効果が期待できます。また、高効率給湯器への切替えも検討してみてください。

行動の指針

プラスチックごみ問題の解決に向けて

～「プラスチック・スマート」を広げよう～

ポイ捨てなどにより、回収されずに河川などを通じて海に流れ込む「海洋プラスチックごみ」が日々発生し、海岸や海底を汚すだけでなく、ごみによる動物への被害も多く確認されています。世界全体で日々大量に発生する「海洋プラスチックごみ」は長期にわたり海に残存し、このままでは 2050 年までに魚の重量を上回ることが予測されるなど、地球規模での環境汚染が懸念されています。

近年は特に、大きさが数マイクロメートルから５ミリメートル程度のごく小さなプラスチックのかけらである「マイクロプラスチック」への関心が高まっています。マイクロプラスチックは、有害物質を取り込みやすく、それを食べた魚の体内に有害物質が蓄積され、生態系に及ぼす影響が危惧されています。

※１ミリメートル=1,000 マイクロメートル

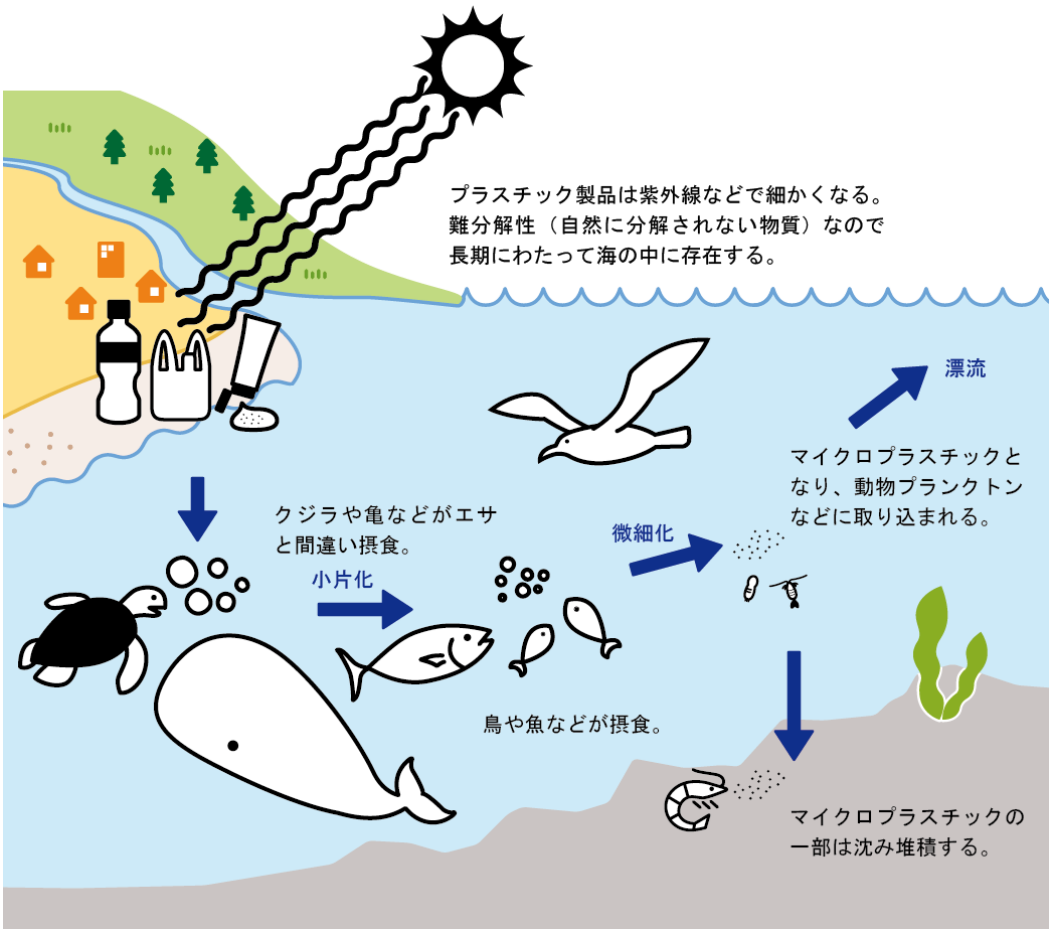

出典：環境省 海洋ごみ学習用教材

プラスチックごみ問題の解決に向けて（続き）

出典：環境省 プラスチック・スマートウェブサイト

海洋プラスチックごみの問題を解決するには、市民・事業者・市のあらゆる主体が、それぞれの立場でできる取組を行い、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

環境省では、そうした取組を応援し、さらに広げていくため「プラスチック・スマート」キャンペーンを実施しています。同ウェブサイトでは様々な取組事例が紹介されていますので、それらも参考にして、できることから取り組んでみてください。

まずは、プラスチックを自然環境へ排出しないようにすることと、海岸清掃などによって海洋ごみを回収することが必要です。さらには、微生物により分解される生分解性プラスチックなどの開発を進めて、今のプラスチックを代替していくことが望まれます。

【市民の行動例】

- ごみ出しの分別をきちんと行う、スーパーなどの資源回収を利用する。
- ポイ捨てをしない、外出時にはごみを持ち帰る。
- 清掃活動のボランティアやごみ拾いイベントに参加する。
- マイバッグやマイボトルを使い、ワンウェイ（使い捨て）のプラスチックの使用を控える。
- 従来のプラスチックに替えて紙や生分解性プラスチックなどを使った製品を選ぶ。

【事業者の行動例】

- 事業所内でプラスチックの分別を行う。
- 消費者からプラスチック製容器包装や製品を回収する。
- 再生プラスチック材を活用した製品やサービスを展開する。
- 輸送資材・梱包材などについて、繰り返し使う製品や、プラスチック代替材（木材、紙、生分解性プラスチックなど）を使った製品を利用する。

Ｔｏｐｉｃ

レジ袋の有料化をきっかけに、プラスチックごみ問題を考えてみよう

2020（令和２）年７月にプラスチック製レジ袋の有料化が全国で義務づけられましたが、レジ袋のプラスチックごみ全体に占める割合はわずか２％程度です。

プラスチック製の容器や包装の使用を抑えなければ、プラスチックごみの削減は見込めません。しかしながら、コロナ禍の生活がプラスチックごみの増大に拍車をかけています。外食を控えて宅配を頼んだり、自宅で調理したことで、家庭から出る弁当容器や食材トレーなどが増えているようです。

プラスチック製品は安価かつ衛生的で、利便性が高く、私たちの生活にくまなく浸透し、最後にごみとして捨てられています。石油原料のプラスチックごみを燃やせば、大量の二酸化炭素を排出して地球温暖化を加速しかねません。また、不燃ごみとして埋め立てるスペースには限りがあり、周辺環境に負荷をかけます。このままでは資源保護や環境への負荷低減を図ることが難しい状況にあります。

レジ袋の有料化を機に、プラスチックごみに対する社会の意識を高め、確実なごみの減量につなげていくことが大切です。また、事業者は過剰包装や販売方法を見直し、プラスチックの使用量を減らしたり、リサイクルしたりする取組を一層進めていくことが求められています。

◆ 有料化義務づけの対象となるレジ袋と対象外の袋

対象となる袋	・商品を運ぶ持ち手のついたプラスチック製の袋
対象とならない袋	・0.05 ミリ以上の厚さがあるプラスチック製の袋 ・植物由来のバイオマス素材の配合率が 25%以上の袋 ・海で分解される生分解性プラスチックの袋 ・スーパーで生鮮食品や総菜を入れる袋

出典：読売新聞 2020（令和２）年６月 29 日

ごみの量は、市民生活や企業活動を示す１つの指標であることから、今後も事態の推移を注視していく必要があります。

なお、今後のプラスチック資源循環施策として、次の事項が挙げられます。

① 過剰な使用の削減や素材の代替を進めることによる排出抑制（リデュース）の徹底
② 再使用（リユース）や再生利用（リサイクル）が可能な環境配慮設計の促進
③ 容器包装と製品を市町村がプラスチック資源として分別回収することや、事業者による回収量の向上など、質と量の両面からの回収リサイクルの拡大と高度化
④ 再生素材やバイオプラスチックなど代替素材の利用の促進

行動の指針

食品ロスを減らそう

「食品（フード）ロス」とは、食べ残し、売れ残りや期限が近いなど様々な理由で、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本の食品ロス量は、年間 600 万トンを超え、毎日、10 トントラックで約 1,700 台分の食品を廃棄しています。また、１人当たりに換算すると、食品ロスの量は１年で約 48 キログラムであり、これは私たち一人ひとりが、毎日お茶碗一杯分のご飯を捨てているのと同じ量に相当します。

食品ロスを削減していくためには、「これならできそう」と思える活動を継続していくことが重要となります。

出典：消費者庁「食品ロス削減：啓発用三角柱（買物編・家庭編）（令和２年３月版）

食品ロス削減に向けて、市民・事業者・市の各主体が、その重要性を理解し、無理することなく、自然にライフスタイルや事業活動を変えていく必要があります。市は、市民・事業者に対する普及啓発や情報提供の強化を図り、家庭や事業所から排出される未利用食品、過剰除去、食べ残しなどの食品ロスの削減を促進していきます。

また、国は、「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」を 2019（令和元）年 10 月に施行し、同法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を 2020（令和２）年３月に閣議決定しました。市町村は、食品ロス削減推進計画を策定することが努力義務となっています。

戸田市では、国・県の方針はもちろんのこと、ごみ処理基本計画や戸田市食育推進計画などとも整合性を図りながら、今後、食品ロス削減推進計画を策定する予定です。

なお、国は、「第四次循環型社会形成推進基本計画」や「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」において、「2000（平成 12）年度比で 2030（令和 12）年度までに食品ロス量を半減させる」ことを削減目標に掲げています。

食品ロスを減らそう（続き）

食品ロス削減に向けて、それぞれが無理することなくできる取組は次のとおりです。

① 市民の取組

情報収集・学習	・日本や世界の食料事情など、食品ロスを巡る状況を学習する。 ・食品ロスに関する講習会や料理教室などに参加する。
食品の購入	・消費期限や賞味期限(※)の正しい知識を持つ。 ・買物は賞味期限の近いものから購入する（手前取り）。 ・買物の前には、冷蔵庫内をチェックするなど、計画的に必要な分だけ買物をする。
食品の保存	・定期的に冷蔵庫内を確認し、適切な保存と食材を使い切るよう心がける。 ・災害時用食料の備蓄については、「ローリングストック法(※)」を実践する。 ・どうしても使い切れない食品はフードドライブ(※)を活用する。
調　理	・使いかけの食材から使っていく。 ・体調や健康、家族の予定に配慮して、食べる分だけつくるよう心がける。 ・残ったものはリメイクレシピを活用し食べきる工夫をする。 ・野菜の皮などは必要以上に捨てないようにし、食べられる部分はできる限り無駄にしないように調理する。
食事・外食	・食べ物への感謝の気持ちを忘れずに、食べられる量だけ取り分け、残さず食べる。 ・外食時は食べられる量だけを注文する。 ・外食する際は、「彩の国エコぐるめ協力店」を積極的に利用する。 ・料理が残ってしまった場合、事業者の説明をよく聞いた上で、自己責任の範囲で持ち帰る。 ・宴会では 3010 運動(※)を実践する。

※ 消費期限と賞味期限

消費期限のついた食品は、期限が過ぎたら食べないほうがよいとされています。賞味期限のついた食品は、期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではなく、見た目やにおい、味などをチェックすることが大切です。

※ ローリングストック法

買い置きしてある備蓄用の食品・加工品を普段から活用し、使ったらその分だけ買い足す方法のことです。

※ フードドライブ

家庭で余っている食品を持ち寄り、広く地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付するボランティア活動のことです。

※ 3010（さんまるいちまる）運動

宴会時などにおける食べ残しを減らすためのキャンペーンで、開始の 30 分、最後の 10 分は皆で料理をしっかり食べきる時間を設けることです。

食品ロスを減らそう（続き）

② 事業者の取組

・消費期限や賞味期限が近いものは、消費者がお得感をもって購入してもらうための工夫をする。
・高齢者や単身世帯の増加に対応するため、小分け商品を採用する。
・食料品の量り売りやばら売りなど、顧客の要望に沿った量での販売を心がける。
・小盛り、ハーフサイズのメニューなど、客層に応じた量を提供する工夫をする。
・宴会メニューなどは顧客と相談して量を決める。
・宴会では 3010 運動を働きかける。
・社員食堂や従業者等の昼食などで、市民と同様の取組を実施する。

Topic

SDGs と食品ロス

SDGs の 17 の目標のひとつである「12 つくる責任 つかう責任」の下には、食品ロスを減らすという目標（ターゲット）が定められています。17 の目標の中には、食品ロスを減らすことと深いつながりのあるものがいくつもあります。

なお、今後は、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進により、天候や来店者数などの時系列データや高度な予測によって、必要な量を生産・発注・販売するなど、複数の技術の統合により食品ロスの削減が進められていくことが見込まれています。すでに食料品の発注業務に人工知能（AI）を活用しているスーパーマーケットもあります。

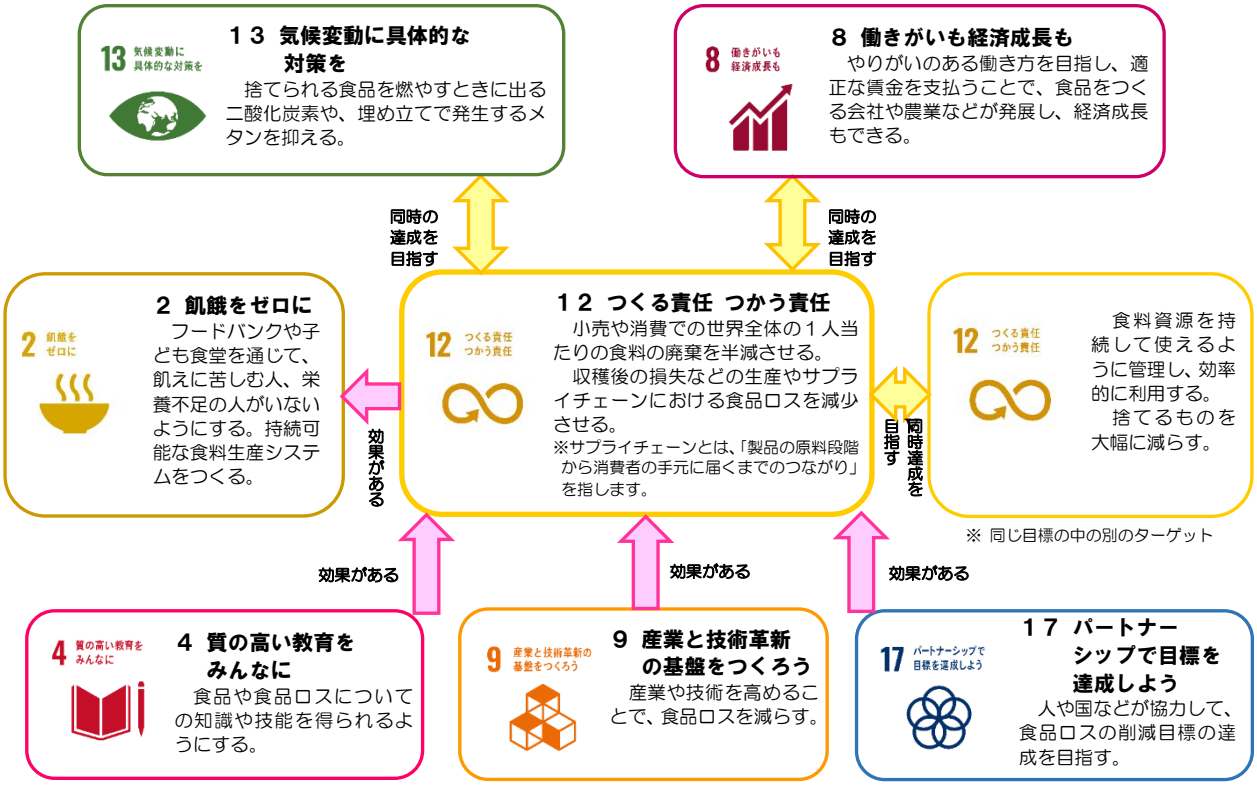

参考：「知ろう！減らそう！食品ロス３」（小峰書店）を基に作成

Ｔｏｐｉｃ

気候変動と食料

2019（令和元）年８月に発表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の「気候変動と土地に関する特別報告書」では、食料生産・消費システムから排出される温室効果ガスが、世界の温室効果ガス総排出量の 21～37%を占めていることをはじめて明らかにしました。

この結果を受けて、IPCC は食品ロスと廃棄物を減らし、生産から消費に至る食料システム全体を見直す必要性を提言しました。食生活を変えることで、2050 年までに温室効果ガスを年間７億～80 億トンも削減できると推定しています。

また、2010（平成 22）年～2016（平成 28）年の間、世界全体の食品ロス・廃棄は、温室効果ガス総排出量の８～10%に及び、食料の 25～30%の損失または廃棄されていることを指摘しています。IPCC は、収穫技術の向上、農場での貯蔵、インフラ、運輸、包装、小売などの改善によって、生産と流通の全体にわたって食品ロスと廃棄を削減できるとしています。

行動の指針

エシカル消費（倫理的消費）とは

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、環境・人・社会・地域に配慮した消費行動のことです。

私たち一人ひとりが、社会的課題に気づき、日々の買い物を通して、その課題の解決のために、自分で何ができるのかを考えてみることが、エシカル消費の第一歩です。

商品・サービスを選択する際に、「安心・安全」、「品質」、「価格」だけでなく、「エシカル消費」という基準を加えてみてはいかがですか。

◆ エシカル消費の具体例

環境への配慮	・リサイクル素材を使ったものや資源保護等に関する認証がある商品を選ぶ。
生物多様性への配慮	・認証ラベルのある商品を選ぶ。（認証機関は一例です。） ✓FSC®森林認証：適切に管理された森林資源を使用した商品（紙製品など） ✓MSC 認証：海洋の自然環境や水産資源を守って獲られた水産物（シーフード） ✓RSPO 認証：環境への影響に配慮した持続可能なパーム油使用の商品（洗剤など）
人への配慮	・働きたい障がいがある人を支援している事業者の商品を選ぶ。
社会への配慮	・売上金の一部が寄付につながる商品を選ぶ。 ・発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引された商品を選ぶ。
地域への配慮	・地域活性化や輸送エネルギー削減のため、地元の商品を選ぶ。 ・経済復興を応援するため、被災地の産品を選ぶ。

参考：リーフレット「エシカル消費ってなぁに？」（消費者庁）を基に作成

地球にもお財布にもやさしい！家庭でできるエコライフ

日々の生活の中でのちょっとした心がけによって、地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO_2）排出量を削減できるのと同時に、家計の負担を減らすことができます。一人ひとりができることから取り組むことで、未来への大きな変化につながります。

以下の取組はその一例です。まずは１日（DAY）エコライフに取り組むことからスタートし、１週間（WEEK）、１カ月（MONTH）、そして最終的には毎日の習慣とし、地球にも財布にもやさしいエコライフを実践しましょう！

リビング等での取組	CO_2削減量 （数字は１日当たり）	節約額（年間）
【夏季】室温 28℃を目安に冷房を適切に使用する	126ｇ	801 円（ひと夏）
【夏季】冷房の利用時間を１時間減らす	78ｇ	497 円（ひと夏）
【冬季】室温 20℃を目安に暖房を適切に使用する	144ｇ	1,406 円（ひと冬）
【冬季】暖房は使用していない部屋は消す、出かける前は早めに消すなど、無駄使いしない	110ｇ	1,079 円（ひと冬）
ほかのことをするときは、テレビを消す	21ｇ	445 円
家電製品を使わないときは、主電源を切るかコンセントからプラグを抜く	72ｇ	1,483 円
部屋を出るときは、明かりを消す	19ｇ	406 円
照明は、省エネ型の LED 照明を使用する	116ｇ	2,445 円

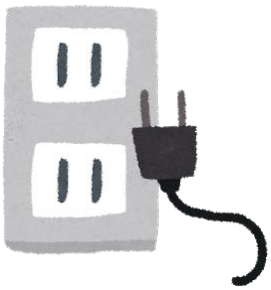

キッチン・浴室等での取組	CO_2削減量 （数字は１日当たり）	節約額（年間）
冷蔵庫にものを詰め込みすぎない	55ｇ	1,161 円
冷蔵庫の扉を開ける回数を少なくする	13ｇ	275 円
【冬季】食器を洗うときはお湯の温度を２℃低くする	78ｇ	707 円（ひと冬）
炊飯器の保温機能を使わない	52ｇ	1,096 円
シャンプーや台所用洗剤などは、使いすぎず適量を使う	72ｇ	―
お湯や水を出しっぱなしにしないで、こまめにとめる	82ｇ	2,523 円
お風呂の残り湯を洗濯に使う	16ｇ	3,702 円
お風呂は冷めないうちに、みんなで続けて入る	【夏季】81ｇ 【冬季】233ｇ	【夏季】514 円 【冬季】2,126 円
タオルでよく拭いてからドライヤーを使う	38ｇ	805 円

その他の取組	CO_2削減量 （数字は１日当たり）	節約額（年間）
ごみ出しのルールにしたがって分ける（ビン・カン・ペットボトルなど）	113ｇ	―
ご飯やおかずを、残さず食べる	9ｇ	―
野菜は旬のものを選ぶ	97ｇ	―
買い物をするとき、レジ袋をもらわない	56ｇ	―
出かけるときは、水筒やマイボトルを持ち歩く	43ｇ	―
出かけるときは、自動車に乗らずに、徒歩・自転車・バス・電車を利用する	309ｇ	3,247 円
トイレの便座暖房の温度を低くし、夏は切る	49ｇ	699 円

参考：エコライフ DAY 埼玉チェックシート
（2020 夏・冬）を基に作成

（3）水循環・生物多様性保全プロジェクト

水と緑のネットワーク形成を中心として、生物多様性を支える自然環境・生態系の保全、市民の生活環境の保全についての取組を推進します。また、緑を活用したまちづくりが進むことにより、自然環境の創出だけではなくヒートアイランド対策や雨水排水対策などの気候変動への適応にもつながるため、自然環境の保全と気象災害への対応の両側面から取組を強化します。

■ 水循環・生物多様性保全プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
(3)-① 水循環・生物多様性の保全の推進 ＜関連する主な基本施策＞ ●自然環境の保全・再生・創出 ●野生生物の保護 ●特定外来生物等への対応	◆ 戸田ヶ原自然再生事業などにより荒川堤外の生物多様性の保全を推進します。 ◆ 市域の自然環境の調査を実施します。 ◆ 生態系などに害をなす生き物に対応します。【解説①】 ◆ 自然環境に配慮した親水性の高い河川護岸を整備します。 ◆ 市管理河川の水質改善を図ります。 ◆ 関係機関と協力し、戸田ボートコースの環境保全に努めます。 ◆ 下水道の整備と改善を図ります。 ◆ 公共用水域の水質調査を実施します。【解説②】
(3)-② まちづくりへの緑の活用の推進 ＜関連する主な基本施策＞ ●気候変動がもたらす気象災害への対応 ●民間の建物や敷地の緑化の促進 ●公共空間の緑化の推進 ●家庭における緑化の促進	◆ 公共施設の緑化や既設の緑の適切な維持管理を推進します。 ◆ 身近な公園・緑地を活用します。【新規・解説③】 ◆ 緑のネットワーク化へ向けた公共空間等の緑地を整備します。 ◆ 土地所有者等の協力により緑の保全を行います。【解説④】 ◆ 民間の建物や敷地の緑化の支援を行います。【解説⑤】 ◆ 民間の開発において、緑化の指導を行います。 ◆ 未利用区画を利用し緑化を推進します。
(3)-③ 生活環境の保全の推進 ＜関連する主な基本施策＞ ●公害の防止 ●環境汚染等への対応	◆ 浄化槽の設置と適正な維持管理について啓発や指導を行います。【解説⑥】 ◆ 環境に配慮した設備の導入を行う企業に支援を実施します。【解説⑦】 ◆ 公害発生防止への対策や環境汚染等への対応を行います。【解説⑧】

カワセミ（彩湖・道満グリーンパーク内）

ミドリシジミ（荒川彩湖公園内）

【解説】と記載している施策は、次ページに詳細を記載しています。

	市民の役割	事業者の役割
	✧ 自然環境や生き物について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。 ✧ 自然環境とふれあうときには、生態系を損なわないようマナーを守り、自然保護に努めます。 ✧ 野生生物への正しい接し方を理解し、実践します。 ✧ ペットの管理を適切に行い、生態系を守ります。 ✧ 河川や水辺について関心を持ち、ふれあいを楽しみます。 ✧ 下水環境を快適に保つために、家庭で出た油などはそのまま流さず、ふき取ります。	• 開発等において、自然環境保全への理解を示し、協力します。 • 生き物の取り扱いに関するルールを順守します。 • 事業活動における適正な排水処理を実施します。 • 事故等による有害物の流出を防止するよう、徹底します。
	✧ 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力します。 ✧ 市や事業者との協働による緑の維持管理へ協力・参加します。 ✧ 緑化に関する各種補助金制度について情報収集し、活用します。 ✧ 植物に親しむことや園芸などの実践により、住まい周辺の緑化に努めます。 ✧ 所有する土地や樹木を適切に管理します。	• 公園等の公共の緑に親しみを持ち、保全や創出に協力します。 • 市や市民との協働による緑の維持管理へ協力・参加します。 • 所有する建物や敷地周辺の緑化に努めます。 • 所有する土地や樹木を適切に管理します。 • 開発等において、積極的に緑化を進めます。
	✧ 浄化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。 ✧ 近所迷惑となる音や臭いを出さないように心がけます。	• 公害発生の防止のために対策を講じます。 • 浄化槽を利用する場合は、適切な維持管理を行います。 • 事業活動において、騒音や振動、悪臭が発生しないように対策を講じます。

■水循環・生物多様性保全プロジェクトにおける主な取組を紹介します

76 ページの【解説①～⑧】に対応しています。

① 特定外来生物（アライグマ）への対処

外来種の中でも特に生態系や農作物などに与える影響が大きいものは法律で「特定外来生物」に指定されています。

特定外来生物の中でもアライグマによる被害報告が市内でも増加しており、生息が確認でき次第、箱罠により捕獲しています。

② 公共用水域の水質調査

市内を流れる５本の河川（緑川・笹目川・菖蒲川・上戸田川・さくら川）と農業用排水路の水質検査を実施し、水質汚染の実態把握に努めています。

③ 身近な公園・緑地の活用【新規】

都市におけるオープンスペースである公園のあり方について、公園リニューアル計画に基づき、ハード面・ソフト面の双方から見直します。

公園を使いこなすことを目的に、健康増進を図るウォーキングや体操など、オープンスペースを活用した取組を検討します。

また、コロナ禍において、オープンスペースとしての身近な公園・緑地が再評価されています。公共空間をどのように活用していくかが重要となります。

④ 生け垣等設置奨励補助金

市内において、新たに生け垣・緑化フェンス・接道部緑地帯・駐車場緑地帯を設置する方や既存フェンスを緑化する方に補助金を交付します。

また、屋上緑化を整備する方への補助金もあります。

⑤ 保存樹木補助金

市内の保存樹木、生け垣、樹林の所有者のうち、これらの保全に努める方に補助金を交付します。

⑥ 浄化槽の適正管理

浄化槽は法律に基づいた保守点検・清掃・水質検査を行う必要があります。適正な維持管理を啓発するため、浄化槽の使用者にチラシの配布や指導を行っています。

⑦ 工業環境対策支援事業

環境に配慮した操業を行うための設備を導入した事業者に対し、当該設備にかかる固定資産税相当額を３年間補助し、操業環境向上の仕組みを支援します。

⑧ 公害発生防止への対策

庁内関連部署や国・県などの関係機関と連携し、公害発生防止に努めるとともに、水質や大気、騒音などの調査を実施して実態把握を行います。

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

項目	基準（年度）	目標	
		2025（令和７）年度	2030（令和 12）年度
緑地面積	568.43ha（2014(平成 26)）	※１	概ね 570ha
市街化区域の緑被率	10.38%（2014(平成 26)）	※１	概ね 15%
緑化推進重点地区の緑被率	10.93%（2014(平成 26)）	※１	概ね 16%
下水道整備普及率	92.9%（2019(令和元)）	96.7%	※２
BOD 環境基準達成率	38%（2019(令和元)）	44%	50%以上

※１　「緑地面積」、「市街化区域の緑被率」、「緑化推進重点地区の緑被率」については、関連計画の戸田市緑の基本計画で 2025（令和７）年度の目標値設定がないため、最終目標のみ設定します。

※２　「下水道整備普及率」の 2030（令和 12）年度目標値については、戸田市第５次総合振興計画の後期の目標設定時に設定を行います。

Ｔｏｐｉｃ

緑の働きを活かすグリーンインフラ

緑は、美しい見た目だけでなく、自然生態系の形成、水の循環、土の保全など様々な働きをしています。生物の生息の場の提供、良好な景観形成や気温上昇の抑制など、自然環境が有する多様な機能を活用し、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めることを「グリーンインフラストラクチャー」（略称：グリーンインフラ）と言います。

例えば、戸田市の荒川第一調節池（彩湖）は、普段は動植物の生態環境を保全し、自然と親しむことができる場所ですが、台風などで荒川の水が増水し危険なときには、一時的にこの調節池の中に水を溜めて洪水を防ぐため、大きなグリーンインフラと捉えることができます。市域が荒川の自然とともにある地域であることを踏まえ、インフラ整備を担う市はもちろんのこと、市民・事業者の皆さんもこのようなグリーンインフラの考えに着目していただき、まちづくりに活用していく必要があります。

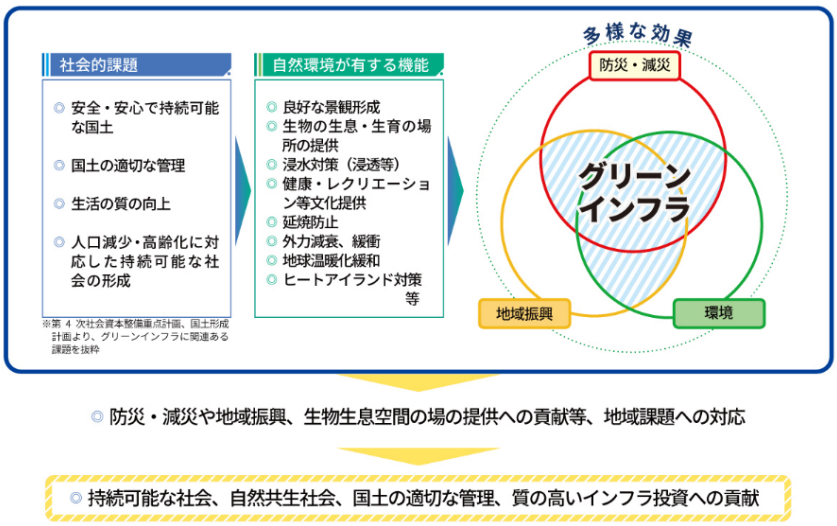

出典：国土交通省グリーンインフラポータルサイト

Ｔｏｐｉｃ

荒川の自然との共生～生物多様性の保全に向けて～

荒川は、流域が東京都と埼玉県を合わせて 20 区 40 市 18 町１村にまたがり、豊かな水資源をもたらすとともに、上流の山地から東京湾までの自然をつないでおり、河川敷にある旧流路を中心とした湿地環境やビオトープなどを核に、ネットワークとしての自然環境を保全する取組が進められています。

荒川第一調節池（彩湖）
出典：荒川上流河川事務所ホームページ

◆荒川第一調節池（彩湖）

レクリエーションの場として市民に親しまれている荒川第一調節池（彩湖）も、生態系の重要な環境のひとつで、65.1 ヘクタールの自然ゾーンには、貴重な植物が生育し、オオタカ、ハヤブサ、ノスリなどのタカ類やコミミズクなどのフクロウ類をはじめ数多くの野鳥たちが訪れます。

◆戸田ヶ原自然再生事業

かつて広がっていたふるさとの原風景を取り戻すため、「多様な野生の生きものを育む『戸田ヶ原』を再生します。」、「人と自然、人と人との交流を再生します。」、「住みたい・住み続けたいまちづくりに活かします。」を目標に、戸田市では、市民とともに戸田ヶ原自然再生事業に取り組んでいます。

2010（平成 22）年２月に、彩湖・道満グリーンパーク内に「戸田ヶ原自然再生エリア第１号地」をつくり、市民の皆さんとサクラソウ・トダスゲの植栽を行い、四季折々に、野生の草花、鳥、虫など自然を楽しむことができる場所になるよう、守り育てる活動を進めています。

戸田ヶ原の PR や人と人との交流を図っていくため、戸田ヶ原さくらそう祭り、商業施設でのサクラソウ展示イベントの開催や、戸田ヶ原自然再生キャラクター「とだみちゃん」の活用などにより、広く普及啓発に努めています。

一面に広がるサクラソウに彩られた戸田ヶ原を再生し、戸田ヶ原の風景を将来の子どもたちに伝えていけるように取り組んでいます。

行動の指針

緑を活かしたまちをつくろう

緑はまちづくりに欠かせないもので、緑を活かしたまちづくりを進めるため、市は公園や道路など公共の緑を整えるとともに、市民や事業者の皆さんと一緒にまちの緑化に取り組んでいます。そのための主な取組としては次のようなものがあります。緑化へのご協力をお願いいたします。

◆緑化を支援する制度

市では、家庭や事業所などで行う緑化について、様々な支援制度を用意しています。これらの制度を活用して、できることから少しずつ、緑を育てていきましょう。

〇生け垣等設置奨励補助金　〇建築物屋上等緑化奨励補助金
〇保存樹木補助金　〇三軒協定
〇生産緑地　〇市民緑地

◆環境空間「戸田華かいどう 21」

環境空間は新幹線・埼京線の緩衝地帯で、戸田市内では約 4.9㎞ に及びます。市では、環境空間を過去から現在そして未来を結ぶ街道としての「こころの中山道」と考えています。人々が集い花と緑により演出された華やかで安全・安心な歩行者空間として整備することにより、21 世紀における新しい都市空間を創造するため、全体のイメージを「戸田華かいどう 21」と表現しています。

現在は計画的に整備を進めているところで、整備後の花の植え替え等の管理は、市民・事業者との協働で行っています。

◆住民参加によるまちづくり

戸田市都市まちづくり推進条例に基づき、地区ごとに地区住民等が集まって、まちづくりの将来像や基本方針などの構想、その構想を実現させていく「地区まちづくり」を次の地区で推進しています。緑化を含めて、生活環境に関する問題の解決や良好な環境の保全を、協働により図っていきます。

◇ 川岸地区まちづくり（構想）
◇ 北戸田駅前地区地区まちづくり（構想、協定）
◇ 戸田駅西口駅前地区地区まちづくり（構想、協定）
◇ 新曽中央地区地区まちづくり（構想、協定）
◇ 戸田公園駅西口駅前地区まちづくり（構想）

（4）環境交流プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

本プロジェクトでは、これまでに挙げた３つのプロジェクトの推進効果を高めるため、情報発信の強化や環境学習の支援に取り組みます。また、市や地域・市民団体・事業者の交流・連携の推進についても取り組んでいきます。

環境に関心を持ち、市や地域・市民団体・事業者が行う環境イベントや環境活動に参加することで、人々との交流を広げ、地域の環境課題の解決に向けて協働で取り組みましょう。また、子どもたちの環境学習を支援し、環境保全を未来につないでいきましょう。なお、新型コロナウイルス感染症の影響で今後、人が集まる事業については、その実施方法が課題になると考えられます。

■ 環境交流プロジェクトの市の取組と市民・事業者の役割

※新規の取組（前計画には記載のない取組）は【新規】としております。また、文末に

プロジェクトの柱	市の主な取組
(4)-① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進 ＜関連する主な基本施策＞ ●環境情報の整備・発信 ●環境保全活動の促進・支援 ●事業者との協力体制づくり	◆ 環境に関するイベントや活動を企画･開催し、環境啓発を行います。【解説①】 ◆ 市や市民団体などが行っている環境活動や、環境に関わる情報を整理し、発信します。 ◆ SNS の活用など、発信方法の多様化を図り、環境情報の発信強化に取り組みます。
(4)-② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援 ＜関連する主な基本政策＞ ●環境学習の促進・支援 ●学校教育における環境学習の支援 ●事業者との協力体制づくり	◆ 学校教育において環境教育・環境学習の機会を提供します。 ◆ 市による出前講座の開催や、市民団体等による出前講座を支援することで、環境学習の機会を提供します。【解説②】 ◆ 環境体験学習を開催し、体験や交流の機会を提供します。【解説③】 ◆ 職員への環境教育に取り組むことで、環境に対する意識を高めます。
(4)-③ 協働・連携による環境保全の推進 ＜関連する主な基本施策＞ ●環境保全活動の促進・支援 ●環境保全活動のネットワークづくり ●事業者との協力体制づくり	◆ 市民団体やボランティア活動を支援することで、環境活動への参加機会の充実や交流の促進を図り、環境活動のネットワークづくりを進めます。【解説④】 ◆ 会議やアンケートを通して、市民や事業者等のニーズの把握に取り組みます。 ◆ 公民連携による環境活動の推進や包括連携協定を活用した手法について検討します。【一部新規・解説⑤】 ◆ 自治体間連携による環境保全活動を検討します。【新規】

戸田ヶ原さくらそう祭り

笹目川秋フェスタ

【解説】と記載している施策は、次ページに詳細を記載しています。

市民の役割	事業者の役割
✧ 環境に関心を持ち、環境に関するイベントや活動、環境情報について調べます。 ✧ 関心のある環境イベントや環境活動に参加します。	• 環境に関するイベントや活動に関心を持ちます。 • 関心のある環境イベントや環境活動に参加し、環境啓発に協力します。 • 環境情報を収集し、事業を通して環境活動に取り組みます。
✧ 環境に関心を持ち、自ら学びます。 ✧ 自分の知識や経験を活かし、子どもの環境教育・環境学習を支援します。 ✧ 出前講座などを活用し、子どもの環境学習を支援します。 ✧ 体験学習を通じて、子どもが環境とふれあう機会を支援します。	• 従業員の環境教育を進めます。 • 事業を通じて培ったノウハウなどを活かし、市民や子どもの環境学習を支援します。
✧ 環境活動に参加することで、地域の交流を深め、地域の環境保全に努めます。 ✧ 環境に関する会議やアンケートに協力します。	• 地域の環境活動に参加・協力し、交流を深めます。 • 環境に関する会議やアンケートに協力します。 • 公民連携や包括連携協定により、市と協働で環境活動に取り組みます。

■ 環境交流プロジェクトにおける主な取組を紹介します

82 ページの【解説①～⑤】に対応しています。

①－１ 環境関連イベントの企画・開催

環境に関心をもってもらえるよう、環境啓発につながるイベントを毎年開催しています。市民団体、町会・自治会、企業など、多くの方々にご協力いただいています。

＜環境関連イベント＞

- とだ環境フェア
- 戸田ヶ原さくらそう祭り
- 笹目川秋フェスタ

など

①－２ 環境活動の企画・開催

環境保全を身近に感じていただけるよう、皆さんに参加していただける環境活動を行っています。交流機会の場にもなるため、多くの方々にご参加いただいています。

＜環境活動＞

- 戸田 530 運動
- とだグリーンウェイブ
- 荒川クリーンエイド

など

② 環境関連講座による環境学習

子どもから大人まで、皆さんに気軽に環境に関する知識を学んでいただけるよう、市職員、市民団体やボランティアによる出前講座を行っています。

＜出前講座＞

- まちづくり出前講座
- 環境出前講座（とだ環境ネットワーク）
- とだみちゃん出張授業

など

③ 環境体験学習の企画・開催

子どもが体験しながら環境について学べるよう、環境体験学習を行っています。また、環境体験学習ができる場の提供といった支援も行っています。

＜環境体験学習＞

- じゃがいも掘り体験
- 自然学習講座（彩湖自然学習センター）
- 保育園・学童保育への市民農園の貸出

など

④ 市民団体やボランティア活動の支援

地域での環境活動や交流機会が促進されるよう、市民団体やボランティア活動の支援を行っています。

＜支援している活動＞

- 戸田市地球温暖化対策地域協議会
- キャンドルナイト in とだ

など

⑤ 公民連携への取組【一部新規】

民間事業者と連携し、協力して環境課題の解決や新しい価値の共創につながるよう、更なる公民連携の制度構築を進めます。

＜公民連携事例＞

- 市庁舎への宅配ロッカー設置
- インクカートリッジ回収事業での地域通貨戸田オールの活用

など

■ プロジェクトの進捗度合を管理する代表的な指標

(4)-①　イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	目標	
		2025（令和７）年度	2030(令和 12)年度
とだ環境フェアの参加者数	274 人	300 人	330 人
河川イベント参加者数	1,533 人	1,698 人	1,836 人
とだグリーンウェイブ植樹参加団体数	17 団体	23 団体	28 団体

(4)-②　学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

項目	基準 2019(令和元)年度	目標	
		2025（令和７）年度	2030(令和 12)年度
環境出前講座の実施回数	11 回	13 回	15 回
彩湖自然学習センター授業の実施校数	12 校	12 校	12 校
自然学習講座の実施回数	31 回	35 回	35 回

(4)-③　協働・連携による環境保全の推進

項目	基準 2019(令和元)年度	目標	
		2025（令和７）年度	2030(令和 12)年度
共創のまちづくり補助金による支援団体数	新規事業	４団体	４団体
地域通貨戸田オールを活用した環境団体や環境に係る事業を実施した団体数	４団体	４団体	４団体

行動の指針

環境関連のイベントや環境活動に参加してみませんか

戸田市では、皆さんに環境に関心をもってもらえるよう、環境関連のイベントや参加いただける環境活動を開催しています。開催しているイベントや環境活動の一部をご紹介します。

◆とだ環境フェア

とだ環境フェア実行委員会が毎年秋に主催する、環境啓発を目的としたイベントです。多くの企業や団体の協賛に支えられ、子どもから大人まで、多くの方々に楽しんでいただいています。

環境団体等の活動報告、協賛企業によるミニ講座、市内小学校の絵画展示、学生による環境学習コンペティションやステージ発表など、毎年、様々な催しで盛り上がっています。

◆戸田 530 運動

「拾う心は捨てない心を養う」をスローガンに 1981（昭和 56）年に始まった、市内の一斉清掃活動です。町会・自治会・団体・企業・NPO・行政の協働により、年４回実施しており、毎回大勢の方に参加いただいています。

2019（令和元）年 12 月の活動では、約 4,600 人に参加いただき、可燃物 4,500 キログラム、ビン 40 キログラム、カン 160 キログラム、ペットボトル 160 キログラム、不燃物 340 キログラムの計 5,200 キログラムのごみを回収しました。

これからも、環境美化の強い意識を持って取り組んでまいりますので、皆さんもぜひご参加ください。

行動の指針

環境について学ぼう

戸田市では、皆さんが環境について気軽に学んでいただけるよう、出前講座や体験学習講座を行っています。また、市民団体による環境出前講座もサポートしています。開催している環境関連講座の一部をご紹介します。

◆まちづくり出前講座

戸田市では、各事業を担当している市職員等が出向いて市役所の仕事やまちづくりなどの話をする、出前講座を行っています。この取組の中で、「戸田市の環境政策」と「ごみの減量化と３Ｒ」などの環境に関する講座を行っています。

◆環境出前講座

環境出前講座とは、市内の環境ボランティア団体で組織する「とだ環境ネットワーク」所属のメンバーが、環境に関わる内容の講座を有志で開催している環境学習プログラムです。

戸田市では、環境ネットワークの活動を支援しており、講座を希望する団体と講師との日程調整などを行っています。昔から市内で環境活動を行っている人たちが講師を務めており、市内の環境に詳しいため、環境学習にぜひご利用ください。

◆彩湖自然学習センターでの自然学習講座

彩湖自然学習センターでは、彩湖周辺の自然観察や植物を使用したモノづくりの体験講座を行っています。講座は年間を通じて開催しており、季節ごとの植物、野鳥、昆虫などを観察しながら、市内の季節の移り変わりを体感できます。

また、ご自宅でも自然学習を楽しめるよう、ホームページで「おうちミュージアム」を配信しています。ぬりえや工作、クイズ、ミニ水族館の魚たちの様子など、楽しく学べるアイディアを紹介しているので、ぜひご利用ください。

行動の指針

市民団体やボランティアの環境活動に参加してみませんか

戸田市では、地域での環境活動や交流機会が促進されるよう、市民団体等が行う環境活動への支援を行っています。支援により行われた活動の一部をご紹介します。

◆キャンドルナイト in とだ

キャンドルナイト in とだは、環境省のライトダウンキャンペーンに賛同して、2008（平成 20）年に始まった活動です。市民団体で構成されたキャンドルナイト in とだ実行委員会がイベントを主催しており、戸田市は後援という形で実行委員会をサポートしています。

イベント当日の夜は、家庭や企業内で 20 時から 22 時までの２時間の消灯を呼びかけています。また、上戸田地域交流センターあいパルでは、キャンドル点灯による啓発イベントを実施し、省エネルギー行動や地球温暖化防止の重要性について考えてもらいます。ご自宅からでも参加できますので、ぜひご参加ください。

◆とだグリーンウェイブによる緑化推進

グリーンウェイブとは、５月 22 日「国際生物多様性の日」を中心に、世界各地の学校や地域などで植樹等を行い、生物多様性保全を考える世界共通のキャンペーンです。植樹される樹木が、地球上を東から西へ波のように広がっていく様子を、「緑の波（グリーンウェイブ）」と表現しています。

戸田市では、生物多様性の普及啓発事業である、とだグリーンウェイブにおいて市民や市民団体等に苗木を配布し、緑化の推進を図りながら、多様な生き物が訪れ、生息する緑を広げます。市民が緑と生き物に親しむことで緑への愛着を深めています。

Ｔｏｐｉｃ

公民連携による取組事例の紹介

地球温暖化などの環境問題への取組を進めるためには、民間事業者と行政が連携し、協力することの重要性が高まっています。

戸田市では、再配達に伴い発生する二酸化炭素の排出を抑制するため、ロッカー設置業者と協定を締結し、2017（平成 29）年７月に市役所にオープン型の宅配受取ロッカーを設置しました。これは、ドライバー不足という社会課題の解決に資する取組でもあります。ロッカーのサイズはＳ～Ｌサイズまであり、合計 27 個あります。利用できる配送会社は限られますが、ぜひお試しください。

Ｔｏｐｉｃ

自治体間連携による環境保全

戸田市では、教育、文化、スポーツなど様々な活動を通じ、自治体間交流を実施しています。その中でも姉妹都市である埼玉県美里町とは、毎年「じゃがいも掘りバスツアー」を開催し、農作物の収穫体験事業を行っており、環境学習や交流機会につながっています。

このような交流以外にも、自治体間連携によるカーボン・オフセット事業を通じた環境交流を行っている自治体があります。カーボン・オフセット事業で連携する自治体内で整備した森林で、自然体験イベントや植樹を実施したり、間伐材を利用した工作教室を開催して、交流を深めています。

今後、戸田市においても自治体間連携によるカーボン・オフセット事業等を検討し、新たな環境交流を通じた環境保全を考えていきます。

＜自治体間連携によるカーボン・オフセットとは＞
都市部の住民等による日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの一部を、森林を多く有する自治体と連携して森林整備を行うことで、温室効果ガスの排出削減・吸収価値を創出し、埋め合わせすること。

第5章

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

1 基本的事項

2 温室効果ガス排出量等に関する削減目標

3 目標達成に向けた取組と進行管理

1　基本的事項

（1）計画の目的

本計画は、市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画です。地球温暖化対策推進法第 21 条第１項で策定が義務づけられており、市は、自ら率先的な取組を行うことにより、市域の市民・事業者の模範となることが求められています。

このため本章を、戸田市環境基本計画 2021 で包括した地球温暖化対策実行計画における事務事業編とします。

（2）対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、原則として、市が行う全ての事務や事業を対象とします。

計画の対象となる組織・施設は、市職員が直接行う事務や事業を所管する全ての組織と施設です。

（3）対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第２条第３項で規定する７種類とします。このうち、温室効果ガス総排出量の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法施行令第３条第１項に基づき、下表の１から６の６種類となっています。

なお、本市の事務事業に関して算定対象とする温室効果ガスについては、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）とします。

■ 本計画で対象とする温室効果ガス一覧

	温室効果ガスの種類	対象範囲（事務事業編）	算定対象（※１）	
			法令	本市（※２）
1	二酸化炭素（CO_2）	○	○	○
2	メタン（CH_4）	○	○	○
3	一酸化二窒素（N_2O）	○	○	○
4	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	○	○	－
5	パーフルオロカーボン（PFC）	○	○	－
6	六ふっ化硫黄（SF_6）	○	○	－
7	三ふっ化窒素（NF_3）	○	－	－

※１　事務事業編における「温室効果ガス総排出量」の算定対象範囲をいう。

※２　上記４から６の排出量が全体に占める割合が極めて小さく、その排出源が多岐にわたるなど、排出と実績の把握が困難なため、本事務事業の算定対象から除外する。

（4）計画期間

戸田市環境基本計画 2021 に合わせ、2021（令和３）年度から 2030（令和 12）年度までの 10 年間を計画期間とします。また、５年目を目安に中間見直しを行うこととします。

2　温室効果ガス排出量等に関する削減目標

（1）削減目標設定の考え方

2016（平成 28）年５月閣議決定の「地球温暖化対策計画」において、温室効果ガス排出量の削減目標が以下のとおり示されています。

- **「業務その他部門」における温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比で 40%削減**

また、同時期に閣議決定した、地球温暖化対策推進法に基づく「政府実行計画」では、以下のとおり示されています。

- **2013（平成 25）年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの 2030（令和 12）年度における排出量を政府全体で 40%削減**
- **中間目標として、2020（令和２）年度までに政府全体で 10%削減**

本市においても地球温暖化対策推進のため、「地球温暖化対策計画」と「政府実行計画」を踏まえた目標設定を行うものとします。

（2）削減目標

上記の考え方から、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を以下のように設定します。

2030（令和 12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 40%削減する。

（3）燃料ごとの削減目標

温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第３条第１項により、使用燃料等の活動量に、温室効果ガスの種類に応じた地球温暖化係数を乗じて求めます。

温室効果ガス排出量（kg-CO_2）＝ 活動量（燃料使用量あるいは走行距離等）× 排出係数（※）

※メタンと一酸化二窒素については、さらに地球温暖化係数を乗じて、二酸化炭素（CO_2）相当量を算出します。

このことから、2030（令和 12）年度における温室効果ガス排出量の削減目標達成に向け、削減目標を次の表のとおり設定します。

なお、電力使用量による温室効果ガス排出量の算定については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」において、各年度に公表される排出係数を使用することが明記されています。この電力排出係数が基準年度（2013(平成 25)年度）では全電源平均で 0.57 kg-CO_2/kWh であるのに対し、国の計画では、2030（令和 12）年度までに 0.37 kg-CO_2/kWh まで低下することが見込まれています。このため、削減目標はこの係数による削減分を考慮した設定とします。

■　**温室効果ガス等の削減目標**

項目			対象施設	2013(平成 25)年度実績値(基準年度)		2030(令和 12)年度目標値(目標年度)		2013(平成 25)年度比
	エネルギー項目							
業務その他部門	電気使用量		A	18,267,546	kWh	各エネルギー項目の使用量を 24.4%以上削減する。または「業務その他部門」の温室効果ガス排出量を 40.4%以上削減する。		
	都市ガス使用量		A	776,846	m^3			
	ＬＰガス使用量		A	22,085	kg			
	Ａ重油使用量		A	41,951	L			
	灯油使用量		A	141,626	L			
	軽油使用量		A	396	L			
運輸部門	車両燃料消費量	ガソリン	B	48,194	L	9.0%以上削減する。		
		軽油	B	10,599	L	実績値以下		
	車両走行距離		B	349,185	km	実績値以下		
	温室効果ガス排出量		－	11,528	t-CO_2	6,917	t-CO_2	-40.0%
	エネルギー使用量（原油換算）		－	5,826	kL	4,416	kL	-24.2%
	その他の項目							
	水道使用量		B	225,711	m^3	実績値以下		
	用紙印刷量		B	7,164,119	枚	実績値以下		

※対象施設 A：委託及び指定管理施設を含む。
　　B：委託及び指定管理施設を除く。

3　目標達成に向けた取組と進行管理

（1）目標達成に向けた取組

戸田市環境基本計画 2021 の「脱炭素・気候変動適応プロジェクト」と連携し、目標達成に向けて、温室効果ガスの排出量削減を進めていきます。また、具体的な取組については、同プロジェクト内（44～47 ページ）に記載しています。

（2）進行管理等の方法

本計画の推進体制と進行管理の方法については、戸田市環境基本計画 2021 と同様の体制で実施し、進行管理を行います。

第6章

取組一覧

(1) 脱炭素・気候変動適応プロジェクト

(2) 身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

(3) 水循環・生物多様性保全プロジェクト

(4) 環境交流プロジェクト

進捗管理を行う取組一覧

本章では、第４章の重点プロジェクト、第５章の地球温暖化対策実行計画事務事業編に係る取組について整理しました。社会情勢の変化等に応じて、随時内容の見直しを行います。

（１）脱炭素・気候変動適応プロジェクト

(1)-① 市域の温室効果ガス排出量削減の推進【緩和策】

基本施策	担当課	本編指標	取組
・省エネルギーの推進 ・クリーンエネルギーへの転換 ・低炭素都市づくり	環境課	☆	◎ 市域の温室効果ガス排出量の進捗管理 ◆ 市域の温室効果ガス排出量の推計
・省エネルギーの推進 ・クリーンエネルギーへの転換	経済戦略室	—	◎ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する支援制度の啓発・運用 ◆ 中小事業者向けの対策 ◆ 住宅の省エネに関する制度の情報提供
	環境課	☆	◎ 環境配慮型システム設置費補助金制度（個人・事業者向け）の拡充 ◆ 環境配慮型システム設置費補助金制度（個人・事業者向け）の運用
		—	◎ 事業者等への聞き取りの実施 ◆ エネルギー施策における課題の抽出や施策拡充の検討
	まちづくり推進課	—	◎ 省エネルギー・再生可能エネルギーに関する支援制度の啓発・運用 ◆ 省エネ住宅の普及・啓発
・省エネルギーの推進	経済戦略室	—	◎ 新技術開発支援事業の運用 ◆ 新技術研究開発支援事業の運用
		—	◎ 省エネルギー型事業活動の推進 ◆ ISO 等取得支援事業の運用
		—	◎ 環境関連ビジネスの振興 ◆ 埼玉県目標設定型排出量取引制度の周知
	環境課	—	◎ 環境関連ビジネスの振興 ◆ 環境配慮型システム設置費補助の利用における市内事業者の優遇 ◆ 埼玉県目標設定型排出量取引制度の周知
		—	◎ 省エネルギー型事業活動の推進 ◆地球温暖化対策計画書制度・建築物環境配慮制度の運用
・クリーンエネルギーへの転換	環境課	—	◎ 自立・分散型エネルギーシステムの推進 ◆ 災害時の活動拠点等に自立・分散型エネルギーシステムを設置 ◆ 戸田産エネルギーの利用 ◆ 埼玉県が推進する市民共同発電の情報提供
		☆	◎ 電気自動車等導入費補助金制度の拡充 ◆ 電気自動車等導入費補助金制度の運用
・低炭素都市づくり	経済戦略室	—	◎ サイクリング環境の充実 ◆ レンタサイクルの拡充やシェアサイクル導入の検討
	都市交通課	☆	◎ 歩行空間・自転車通行空間の整備 ◆ 自転車通行空間の整備
		—	◎ 歩行空間・自転車通行空間の整備 ◆ 交通安全に資する道路標示の塗り直し
		☆	◎ 公共交通機関の利用促進 ◆ コミュニティバスの運行管理 ◆ 案内改良等の利便向上策の実施 ◆ 増発等の検討 ◆ 徒歩、自転車、コミュニティバス等の有機的連携などによる地域公共交通ネットワークの検討
		—	◎ 車両の低炭素化 ◆ コミュニティバス「toco」への電気自動車等の導入の検討

(1)-② 市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減【緩和策】

基本施策	担当課	本編指標	取組
・公共施設等のエネルギー対策の推進	危機管理防災課	—	◎ 自立・分散型エネルギーシステムの推進 ◆ 災害時の活動拠点等に自立・分散型エネルギーシステムを設置
	管財入札課	—	◎ 蕨戸田衛生センターで発電した電力の利用 ◆ 蕨戸田衛生センターにおけるごみ発電の実施及び公共施設での電力利用
		—	◎ 自立・分散型エネルギーシステムの推進 ◆ 災害時の活動拠点等に自立・分散型エネルギーシステムを設置 ◆ 戸田産エネルギーの利用
		☆	◎ 公用車の低炭素化の推進 ◆ 公用車への導入の増加 ◆ 充電設備の充実
	環境課	☆	◎ 市の事務事業による温室効果ガス排出量の進捗管理 ◆ 市の事務事業による温室効果ガス排出量の推計
		—	◎ 蕨戸田衛生センターで発電した電力の利用 ◆ 蕨戸田衛生センターにおけるごみ発電の実施及び公共施設での電力利用
	各施設所管課(管財入札課、みどり公園課 等)	—	◎ 公共施設への省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入の促進 ◆ 機器等の率先導入 ◆ 導入設備を活用した普及啓発
	各車両管理課(くらし安心課 等)	—	◎ 公用車の低炭素化の推進 ◆ 管理車両の更新時における導入 ◆ 新規車両導入時における検討

(1)-③ 気候変動・気象災害への備えの強化【適応策】

基本施策	担当課	本編指標	取組
・気候変動がもたらす気象災害への対応	危機管理防災課	☆	◎ 地域防災力の向上 ◆ 防災士取得の支援による自主防災会の育成
	環境課	—	◎ 災害廃棄物の適正処理体制の構築 ◆ 災害廃棄物の適正処理体制の構築
	まちづくり推進課	—	◎ 気象災害への備えの強化 ◆ 都市計画道路前谷馬場線における電線の地中化
	土地区画整理事務所	—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 土地区画整理事業における雨水排水対策の推進
		—	◎ 気象災害への備えの強化 ◆ 電線の地中化
	水安全部総務課	—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 市民・事業者への雨水貯留施設等設置に関する支援
	下水道施設課	☆	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 下水道（雨水）整備による浸水被害の軽減
		—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 雨水排水対策の推進 ◆ 雨水貯留施設の導入 ◆ 事業者への雨水排水対策の指導
	河川課	☆	◎ 河川氾濫に備えた治水対策の推進 ◆ 荒川水系の関係者連携による流域治水の推進 ◆ 治水安全度の向上のための改修
		—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 事業者への雨水排水対策の指導
	各施設所管課(管財入札課、みどり公園課 等)	—	◎ 内水氾濫に備えた雨水排水対策の推進 ◆ 雨水貯留施設の導入 ◆ 雨水浸透桝、透水性舗装の導入
・熱中症や感染症などの健康被害への対応	福祉保健センター	—	◎ 熱中症や感染症などの健康被害への取組 ◆ 熱中症予防についての周知啓発 ◆ 感染症予防についての周知啓発
・最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応	危機管理防災課	—	◎ 水害に対する意識啓発や情報発信 ◆ 戸田市ハザードブックの配布 ◆ 戸田市ハザードブック等を活用した「まちづくり出前講座」、ワークショップ、避難訓練等 ◆ いいとだメールを活用した台風情報等の配信

基本施策	担当課	本編指標	取組
・最新情報の提供等を含む、その他の気候変動への適応	環境課	―	◎ 埼玉県との共同による戸田市気候変動適応センターの設置 ◆ 気候変動適応センターのホームページ開設 ◆ 気候変動影響や適応策に関する情報の収集及び発信

（２）身近なエコ・資源循環推進プロジェクト

(2)-① 身近なエコ活動の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・省エネルギーの推進 ・低炭素都市づくり	管財入札課	―	◎ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 ◆ 市職員の車利用の自粛啓発
	経済戦略室	―	◎ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 ◆ 事業者への啓発
	環境課	―	◎ 自動車利用の自粛やエコドライブの普及啓発 ◆ 市職員の車利用の自粛啓発 ◆ 市民・事業者への啓発
・省エネルギーの推進 ・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	環境課	☆	◎ 国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」の推進 ◆ 脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え･サービスの利用・ライフスタイルの選択に関する啓発 ◆ 分別啓発による温室効果ガス（メタン、一酸化二窒素、代替フロン類）の削減
・省エネルギーの推進	経済戦略室	―	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
	環境課	―	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 地産地消の啓発、促進
		―	◎ 水の利用についての普及啓発 ◆ 節水対策や水利用の削減の推進
	保育幼稚園課	―	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
	市民医療センター総務課	―	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
	学校給食課	―	◎ フードマイレージに関する啓発や取組 ◆ 埼玉県産の農産物の購入促進
・気候変動がもたらす気象災害への対応 ・家庭における緑化の促進	環境課	―	◎ 緑のカーテンの普及 ◆ 緑のカーテン設置の支援
・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	管財入札課	―	◎ 地球にやさしい製品の普及啓発 ◆ 市で使用する物品の購入にあたり、ガイドラインに沿って環境に配慮した製品を優先するグリーン購入の実施
	環境課	―	◎ 地球にやさしい製品の普及啓発 ◆ 環境に配慮した製品やグリーン購入に関する普及啓発

(2)-② 資源循環の推進による環境負荷の低減

基本施策	担当課	本編指標	取組
・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	環境課	☆	◎ ごみ出しと分別の適正化 ◆ ごみの減量に関する啓発 ◆ 19 分別の実施 ◆ ごみ出しに関する周知活動（外国語版を含む） ◆ リサイクル家電の適正処理の周知 ◆ 集積所に関する指導
		―	◎ 事業系ごみの適正処理 ◆ ホームページ等による処理方法の周知 ◆ 処理業者の周知
		☆	◎ 資源回収や再生品利用の促進 ◆ 資源化の推進 ◆ 再生家具の販売の広報 ◆ 市民の不用品登録の広報 ◆ 剪定枝葉の資源化の検討

基本施策	担当課	本編指標	取組
・３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	環境課	—	◎ 生ごみの資源化推進 ◆ 生ごみの資源化推進 ◆ 家庭の生ごみ処理機導入への補助 ◆ 剪定枝葉の資源化の検討 ◆ 友好都市との連携
	各工事担当課（管財入札課等）	—	◎ 資源回収や再生品利用の促進 ◆ 公共工事による建設副産物などの有効利用の推進 ◆ 公共事業における再生資源の使用促進
・プラスチックごみ問題への取組の推進	環境課	—	◎ プラスチックごみ問題に関する取組の推進 ◆ プラスチックごみに関する啓発 ◆ 「プラスチック・スマート」キャンペーンの推進
・食品ロス問題への取組の推進	環境課	—	◎ 食品ロス問題に関する取組の推進 ◆ 食品ロスに関する啓発
	福祉保健センター	—	◎ 食品ロス問題に関する取組の推進 ◆ 食育の推進
・適正･円滑なごみ処理の推進	環境課	—	◎ 蕨戸田衛生センターの強靭化の検討 ◆ 施設の老朽化を踏まえて、建て替えや大規模改修、防災・災害対策を含めた今後のあり方について検討

(2)-③ 環境美化の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・ごみ出しの適正化、不法投棄等の防止	都市交通課	—	◎ 放置自転車対策の推進 ◆ 広報活動と指導・啓発 ◆ 放置自転車の撤去
	環境課	☆	◎ 不法投棄対策の強化 ◆ パトロールの実施 ◆ 適切なごみ集積所の配置､貯留スペースの確保と整備の指導
・美化活動と環境マナー普及の推進	環境課	☆	◎ 美化活動と環境マナーの普及 ◆ 戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例の普及啓発 ◆ 駅前等におけるマナーアップキャンペーン ◆ ポイ捨てやペットの糞放置の問題についての啓発

（３）水循環・生物多様性保全プロジェクト

(3)-① 水循環・生物多様性の保全の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・自然環境の保全・再生・創出 ・野生生物の保護	みどり公園課	—	◎ 荒川堤外の生物多様性の保全 ◆ 彩湖・道満グリーンパークの管理 ◆ 戸田ヶ原の自然再生
・自然環境の保全・再生・創出 ・野生生物の保護	生涯学習課（彩湖自然学習センター）	—	◎ 荒川堤外の生物多様性の保全 ◆ 彩湖自然学習センターにおける自然保護 ◆ 彩湖周辺の生態系の維持管理 ◆ 重要な生物種の保護
・自然環境の保全・再生・創出	環境課	☆	◎ 公共用水域の水質調査 ◆ 公共用水域の水質の監視と公表
	みどり公園課	☆	◎ 市域の自然環境の調査 ◆ 都市計画として緑被率の調査を実施 ◆ 生物多様性に関する指針を検討 ◆ 生き物マップの作成・周知
	下水道施設課	☆	◎ 下水道の整備と改善 ◆ 下水道未整備区域への下水道整備
		—	◎ 水の利用についての普及啓発 ◆ 家庭や事業所からの排水に配慮する行動の啓発
	河川課	—	◎ 自然環境に配慮した親水性の高い河川護岸の整備 ◆ 上戸田川・さくら川における環境と生態系に配慮した河川整備
		—	◎ 一級河川（笹目川、菖蒲川、緑川）の保全に関する要望 ◆ 管理者（埼玉県）へ浄化や清掃の実施、生態系保全、親水空間創出などを要望

基本施策	担当課	本編指標	取組
・自然環境の保全・再生・創出	河川課	—	◎ 市管理河川の水質改善 ◆ 水質調査 ◆ 水路の浄化・浚渫 ◆ 笹目川、菖蒲川、上戸田川への浄化導水の継続
・特定外来生物等への対応	環境課	—	◎ 生態系や生活に害をなす生き物への対応 ◆ 特定外来生物への対応 ◆ 鳥獣による糞害や騒音などへの対応 ◆ 疫病を媒介する生き物への対応

(3)-② まちづくりへの緑の活用の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・民間の建物や敷地の緑化の促進 ・家庭における緑化の促進	みどり公園課	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 生け垣等設置奨励補助金の運用 ◆ 建築物屋上等緑化奨励補助金の運用
	都市計画課	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 三軒協定制度の運用
	まちづくり推進課	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 戸田市地区計画区域内生け垣設置補助制度の運用
	土地区画整理事務所	—	◎ 民間の建物や敷地の緑化の支援 ◆ 戸田市地区計画区域内生け垣設置補助制度の運用
・民間の建物や敷地の緑化の促進	みどり公園課	—	◎ 土地所有者等の協力による緑の保全 ◆ 市民緑地制度の運用 ◆ 新たな制度の検討
		—	◎ 民間の開発における緑化の指導 ◆ 戸田市宅地開発事業等指導条例の運用
		—	◎ 未利用区画を利用した緑化の推進 ◆ 戸田市空閑地信託要綱の運用による緑化推進
	都市計画課	—	◎ 土地所有者等の協力による緑の保全 ◆ 生産緑地制度の運用
・公共空間の緑化の推進 ・気候変動がもたらす気象災害への対応	みどり公園課	—	◎ 公共施設の緑化と既設の緑の適切な維持管理 ◆ 公園緑地の緑の整備 ◆ 各公園緑地の特性や安全、ユニバーサルデザイン等も踏まえた適切な緑の維持管理、改修
		—	◎ 身近な公園・緑地の活用 ◆ オープンスペースの活用方法の検討（環境関連）
		—	◎ 緑のネットワーク化へ向けた緑地の整備 ◆ 公共空間を利用した緑の整備 ◆ 公共の開発事業における緑の整備 ◆ 新たな緑の整備の検討
	道路管理課	—	◎ 緑のネットワーク化へ向けた緑地の整備 ◆ 植樹桝の設置による緑の確保 ◆ 街路樹の管理
・公共空間の緑化の推進	各施設所管課（管財入札課、消防本部総務課等）	—	◎ 公共施設の緑化と既設の緑の適切な維持管理 ◆ 公共施設の屋上や壁面の緑化 ◆ 各施設の特性や安全、ユニバーサルデザイン等も踏まえた適切な緑の維持管理、改修

(3)-③ 生活環境の保全の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・公害の防止	経済戦略室	—	◎ 公害発生防止対策 ◆ 公害防止資金の融資制度の運用 ◆ 工業環境対策支援事業の運用
	環境課	—	◎ 浄化槽の設置と維持管理に関する啓発・指導 ◆ 下水道未整備地域における合併処理浄化槽設置の指導 ◆ 浄化槽の適正な維持管理の啓発
		—	◎ 公害発生防止対策 ◆ 事業所への公害発生防止の指導 ◆ ダイオキシン発生抑制不適合焼却炉による自家処理規制 ◆ アイドリングストップの指導

基本施策	担当課	本編指標	取組
・環境汚染等への対応	環境課	―	◎ 環境汚染等への対応 ◆ 環境汚染物質などの監視・指導 ◆ 有害化学物質の監視・指導

（4）環境交流プロジェクト

(4)-① イベントや環境活動などによる環境啓発の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・環境情報の整備・発信 ・環境保全活動の促進・支援	環境課	―	◎ 市や市民団体などによる環境活動等の情報発信 ◆ とだ環境ネットワークによる環境月間展示
・環境情報の整備・発信	環境課	―	◎ 環境情報発信の強化 ◆ 「戸田市の環境」による情報提供 ◆ 環境に関する情報の発信 ◆ 発信方法の多様化（広報・ホームページ・SNS 等）
・環境保全活動の促進・支援 ・環境学習の促進・支援 ・事業者との協力体制づくり	環境課	☆	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ とだ環境フェアの開催
		―	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ イケチョウガイのアクセサリー教室 ◆ ごみ処理施設見学ツアーの開催
		―	◎ 環境活動の企画・開催 ◆ 市内イベントを活用したエコドライブ等の啓発 ◆ エコライフ DAY を通じた啓発
	みどり公園課	―	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ 戸田ヶ原さくらそう祭りやサクラソウ植え付けイベント
		☆	◎ 環境活動の企画・開催 ◆ とだグリーンウェイブ活動を通じた環境に関する各種啓発
	河川課	☆	◎ 環境関連イベントの企画・開催 ◆ 荒川、笹目川での清掃等イベントの実施

(4)-② 学校教育や講座、体験学習などによる環境学習の支援

基本施策	担当課	本編指標	取組
・環境学習の促進・支援 ・事業者との協力体制づくり	危機管理防災課	―	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 戸田市ハザードブックを活用した「まちづくり出前講座」
	人事課	―	◎ 職員への環境教育の実施 ◆ 新規採用職員研修における環境教育の実施
	経済戦略室	―	◎ 環境体験学習の企画・開催 ◆ 市民農園（土に親しむ広場）を保育園や学童保育等に貸し出すことによる、園児、児童、生徒等の農業体験の場の提供 ◆ 市内農地における保育園向けじゃがいも掘りの実施
	環境課	☆	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 「とだ環境ネットワーク」による環境出前講座 ◆ まちづくり出前講座の実施 ◆ 環境コミュニケーションの実施
		―	◎ 職員への環境教育の実施 ◆ 新規採用職員研修における環境教育の実施 ◆ 内部環境監査員養成研修等による環境教育
	みどり公園課	―	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 緑化研修会の開催 ◆ まちづくり出前講座、とだみちゃん出張授業の実施
	河川課	―	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ まちづくり出前講座や小学校での授業の実施
	生涯学習課	―	◎ 環境関連講座による環境学習 ◆ 「戸田人材の森（生涯学習人材バンク）」の発行 ◆ 生涯学習情報誌などによる環境関連講座の情報提供 ◆ 公民館などを活用したリサイクル講座の実施

基本施策	担当課	本編指標	取組
・環境学習の促進・支援 ・事業者との協力体制づくり	生涯学習課（彩湖自然学習センター）	☆	◎ 環境体験学習の企画・開催 ◆ 彩湖自然学習センターにおける自然学習講座
・学校教育における環境学習の支援 ・事業者との協力体制づくり	教育政策室	―	◎ 学校教育での環境教育、環境学習の機会の提供 ◆ 学校教育における環境教育の全体計画の見直し ◆ ビオトープの作成や農業体験などの体験活動 ◆ 緑の学校ファームの取組 ◆ 彩湖自然学習センター授業の実施 ◆ 学校応援団、保護者との連携 ◆ 戸田市学校版環境 ISO の認定
	生涯学習課（彩湖自然学習センター）	☆	◎ 学校教育での環境教育、環境学習の機会の提供 ◆ 彩湖自然学習センター授業の実施

(4)-③ 協働・連携による環境保全の推進

基本施策	担当課	本編指標	取組
・環境保全活動の促進・支援	協働推進課	☆	◎ 市民団体やボランティア活動の支援 ◆ 共創のまちづくり補助金による支援
		―	◎ 市民団体やボランティア活動の支援 ◆ ボランティア・市民活動支援センターにおける支援
		☆	◎ 市民団体やボランティア活動の支援 ◆ 環境団体及び環境に係る事業を実施する団体における地域通貨戸田オールの活用
	環境課	―	◎ 市民団体やボランティア活動の支援 ◆ キャンドルナイト、エコライフ DAY などの活動への協力 ◆ 補助金や後援による支援 ◆ とだ環境フェア実行委員会への支援 ◆ 地球温暖化対策地域協議会への支援 ◆ とだ環境ネットワークへの支援
	みどり公園課	―	◎ 市民団体やボランティア活動の支援 ◆ 植樹管理などを行う市民ボランティアへの支援 ◆ オープンガーデンを行う市民団体への支援 ◆ 市民ボランティア等の活用方法の検討
・環境保全活動のネットワークづくり	経済戦略室	―	◎ 市民団体やボランティア活動の支援 ◆ 見沼代用水協力協議会における環境活動の支援
	環境課	―	◎ 会議やアンケートによる市民や事業者等のニーズ把握 ◆ とだ環境フェア等のイベントや地域協議会の活動を通じた交流の推進
	みどり公園課	―	◎ 会議やアンケートによる市民や事業者等のニーズ把握 ◆ アンケートによる公園整備等への市民意見の把握 ◆ 戸田ヶ原自然再生推進連絡会議における連携 ◆ イベントや環境活動を通じた交流の推進
・事業者との協力体制づくり	協働推進課	―	◎ 公民連携への取組 ◆ インクカートリッジ回収事業での地域通貨戸田オールの活用
	環境課	―	◎ 公民連携への取組 ◆ 地球温暖化対策地域協議会等での活用の検討 ◆ 地球温暖化対策地域協議会との連携、参加の要望 ◆ 連携体制や制度の検討
		―	◎ 自治体間連携による環境保全活動の検討 ◆ 自治体間連携による環境保全活動の検討
	みどり公園課	―	◎ 公民連携への取組 ◆ 戸田市水と緑の公社との連携 ◆ 連携体制や制度の検討

参考資料

資料 1　策定経過及び検討組織

資料 2　戸田市環境基本条例

資料 3　戸田市地球温暖化対策条例

資料 4　戸田市環境基本計画（前計画）の達成状況

資料 5　市域の温室効果ガス排出量削減目標の検討（区域施策編）

資料 6　市事務事業の温室効果ガス排出量削減目標の検討（事務事業編）

資料 7　アンケート結果

資料 8　用語解説

資料１　策定経過及び検討組織

（1）策定経過

開催日	事項	内容等
2019（令和元）年 11月29日～12月17日	市民・事業者アンケート	・ 市民 1,500 人、市内事業者 300 者を対象に、郵送によるアンケートを実施
2020（令和２）年 ６月２日	第１回戸田市環境審議会（書面会議）	・ 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定方針について ・ 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画について ・ 国・県・市の取組の現状について ・ 戸田市の環境に関するアンケート結果について
７月 10 日	戸田市地球温暖化対策地域協議会及びとだ環境ネットワーク（意見聴取）	・ 戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定方針について ・ 戸田市の環境に関するアンケート結果について
８月 27 日	第１回戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会（稟議）	・ 戸田市環境基本計画骨子案について ・ 戸田市域の温室効果ガス排出削減目標の改定方針について
９月 17 日	第２回戸田市環境審議会（書面会議）	・ 第１回戸田市環境審議会（書面会議）等からの意見と回答について ・ 戸田市環境基本計画骨子案について ・ 戸田市域の温室効果ガス排出削減目標の改定方針について
12 月９日	第２回戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会（書面会議）	・ 戸田市環境基本計画（素案）について
12 月 17 日	第３回戸田市環境審議会（書面会議）	・ 第２回戸田市環境審議会（書面会議）等からの意見と回答について ・ 戸田市環境基本計画（素案）について
2021（令和３）年 １月 14 日	第３回戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会（書面会議）	・ 戸田市環境基本計画（案）について
１月 14 日	第４回戸田市環境審議会（書面会議）	・ 第３回戸田市環境審議会（書面会議）等からの意見と回答について ・ 戸田市環境基本計画（案）について
１月 25 日	戸田市地球温暖化対策地域協議会及びとだ環境ネットワーク（意見聴取）	・ 戸田市環境基本計画（案）について
２月１日～３月２日	パブリック・コメント	・ 閲覧場所（９カ所）及び市ホームページにて公開
３月 19 日	第４回戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会（書面会議）	・ パブリック・コメント結果について ・ 戸田市環境基本計画（案）について
３月 19 日	第１回戸田市地球温暖化対策推進委員会（稟議）	・ 戸田市環境基本計画（案）について
３月 19 日	第５回戸田市環境審議会（書面会議）	・ パブリック・コメント結果について ・ 戸田市環境基本計画（案）の答申について
３月 30 日	戸田市環境基本計画 2021 答申	

（2）検討組織

①戸田市環境審議会

区分	役職	氏名	所属等
第１号委員 知識経験者	会長	大西　純一	埼玉大学名誉教授
	副会長	城戸　基秀	公益財団法人埼玉県生態系保護協会統括主任研究員
		仙波　憲一	教育長職務代理者
		飛田　満	目白大学社会学部地域社会学科教授
第２号委員 市民代表		大熊　綾子	
		高橋　幸世始	
		中島　朋美	
		野島　孝子	
		守　雄二	
第３号委員 事業者代表		小股　靖雄	SBS ゼンツウ株式会社
		市ヶ谷　昌彦	株式会社市ヶ谷組
		鈴木　実	株式会社明治戸田工場
		名嘉山　博喜	シセイカン株式会社
第４号委員 関係行政機関の職員		原田　利一	県中央環境管理事務所副所長
		小川　政彦	南部保健所副所長

②戸田市環境に関する基本的な計画策定委員会

	担当部署	役　　職
委 員 長	環 境 経 済 部	環境経済部長
副委員長	〃	環境経済部次長
委　　員		危機管理防災課長
〃	政 策 秘 書 室	政策秘書室担当課長
〃	総　　務　　部	経営企画課長
〃	財　　務　　部	資産経営室担当課長
〃	市 民 生 活 部	防犯くらし交通課長
〃	環 境 経 済 部	経済政策課長
〃	〃	みどり公園課長
〃	福　　祉　　部	福祉保健センター担当課長
〃	こども青少年部	保育幼稚園室担当課長
〃	都 市 整 備 部	都市計画課長
〃	〃	まちづくり推進課長
〃	〃	道路河川課長
〃	市民医療センター	総務課長
〃	教育委員会事務局	教育政策室担当課長
〃	上 下 水 道 部	水道施設課長
〃	〃	下水道施設課長

③戸田市地球温暖化対策推進委員会

	所　属	職　名
委 員 長		副 市 長
委　　員		教 育 長
〃		危機管理監
〃	政 策 秘 書 室	室　長
〃	総　務　部	部　長
〃	財　務　部	部　長
〃	市 民 生 活 部	部　長
副委員長	環 境 経 済 部	部　長
委　　員	福　祉　部	部　長
〃	こども青少年部	部　長
〃	都 市 整 備 部	部　長
〃	市民医療センター	所　長
〃	〃	事 務 長
〃		会計管理者
〃	消 防 本 部	消 防 長
〃	議 会 事 務 局	局　長
〃	教育委員会事務局	部　長
〃	行政委員会事務局	局　長
〃	上 下 水 道 部	部　長

（3）パブリック・コメント結果

案件名	戸田市環境基本計画（案）について
意見募集期間	2021（令和３）年２月１日～３月２日
意見数	12 件（２名）

参考資料

戸 環 第 ２ １ ５ 号

令 和 ２ 年 ５ 月 １ 日

戸田市環境審議会

会長　大西　純一　様

戸田市長　菅原文仁

戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定について（諮問）

標記の件について、戸田市環境基本条例第９条第３項及び戸田市地球温暖化対策条例第７条第３項の規定に基づき、戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市は、2013 年（平成 25 年）３月に「改訂版　戸田市環境基本計画」、2016 年（平成 28 年）３月に「戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版）」を策定し、計画に掲げられた目標等を達成すべく環境施策を推進してまいりました。現行の戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画については、両計画とも計画の終期が 2020 年度（令和２年度）までとなっており、期間満了を迎える前に改定する必要があります。

また、近年では、地球温暖化を食い止める緩和策とともに地球温暖化によって生じるリスクに対応する適応策も求められており、適応策に関しては地域気候変動適応計画の策定が努力義務となっております。こうした環境情勢の変化や動向等を踏まえ、効率的かつ効果的に環境に関する施策を推進する必要があることから、戸田市環境基本計画と戸田市地球温暖化対策実行計画を一本化させるとともに、気候変動適応計画も加えた、2021 年度（令和３年度）を始期とする新たな環境基本計画の策定が必要と考えます。

このため、戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定等について、貴審議会の意見を求めるものです。

参考資料

令和３年３月３０日

戸田市長　菅 原 文 仁　様

戸 田 市 環 境 審 議 会

会 長　　大 西　純 一

戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定について（答申）

令和２年５月１日付け戸環第 215 号により、当審議会に諮問された「戸田市環境基本計画及び戸田市地球温暖化対策実行計画の改定」について、慎重に審議を重ね、その結果を別添「戸田市環境基本計画 2021」のとおり、取りまとめましたので、答申いたします。

（附帯意見）

気象災害や熱中症などの健康被害、生態系破壊の脅威など、地球温暖化による気候変動の影響が顕在化しています。また、プラスチックごみや食品ロスなど、新たな社会問題への対応が求められています。

施策の推進に当たっては、変化する社会情勢等に対応しつつ、目指す将来像の実現に向けて取組が進むことを切に望むとともに、下記の点に留意していただくよう、答申の附帯意見とさせていただきます。

記

１．国が宣言したカーボンニュートラル社会の実現を目指し、市民や事業者とともに積極的に地球温暖化対策に取り組むこと

２．限りある資源を有効活用し、持続可能な形で循環させていく循環型社会の形成に取り組むこと

３．荒川の水辺に代表される豊かな自然のある戸田市の特性を活かし、自然環境の保全や再生に取り組むことで、豊かな生物多様性の保全とその恩恵を未来へ継承していくこと

４．環境に関する情報や学び・体験の機会を提供するとともに、環境保全に関する情報交換や協働・連携をさらに深めていくこと

資料２　戸田市環境基本条例

○戸田市環境基本条例

平成 12 年３月 28 日
条例第６号

目次

前文
第１章　総則（第１条―第７条）
第２章　基本的施策等
　第１節　施策に当たっての環境への配慮（第８条）
　第２節　施策の計画的・総合的推進（第９条）
　第３節　環境の保全及び創出のための施策等（第 10 条―第 20 条）
第３章　推進体制と各主体の連携（第 21 条―第 24 条）
第４章　環境審議会（第 25 条）
附則

前文

わたくしたちのまち戸田市は、首都に隣接し、都市化が進展するものの、豊かな荒川の流れとうるわしい武蔵野の大地に恵まれた自然環境の下、先人達の知恵や足跡を大切に受け継ぎながら発展を続けてきた。

しかしながら、便利さや物質的な豊かさを求めるわたくしたちの社会経済活動は、豊かであった自然を減少させ、様々な資源やエネルギーを大量に消費し、自然の再生能力や浄化能力を超えるほどに環境への負荷を増大させており、それは地球規模でかつ将来の世代に係わる、空間的時間的広がりを持つ問題となっている。また、戸田市においては、特に、幹線道路における自動車交通公害、中小河川・用水路の水質の悪化、水辺の喪失、自然の水循環の分断や生態系の変化、土地利用の混在、廃棄物の問題等、身近な環境に係わる諸問題も深刻化しつつある。

こうした中、わたくしたち戸田市民は、「自然をまもり、すみよい環境をつくること」を宣言している。もとより、わたくしたちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、将来にわたり良好な環境を維持し、現在の環境を改善し、将来の世代にこれを継承する責務を有している。これまでも公害防止対策や自然環境保全などの様々な施策を講じてきた。しかし、今日の環境問題は多種多様化しており、新たな時代の幕開けに臨んで環境の保全及び創出に係る新たな取組の必要にせまられている。

わたくしたちは、日常生活、事業活動のあり方を省みて、市、事業者、市民、民間団体、来訪者等すべての者の参加と協働により、それぞれがこれまでに培ってきた英知を傾け、環境への負荷の少ない循環型社会のしくみをつくり、あらゆる生物を生存の危機にさらすおそれのある環境リスクに対して適切に対処し、自然環境と調和のとれた快適なまちを実現することを目指してこの条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創出に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者、市民、民間団体及び来訪者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本

となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、直接的、間接的に現在又は将来において環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創出は、健全で恵み豊かな環境を維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることから、すべての者が現在の環境を維持、向上するよう努め、将来にわたって継承し、現在及び将来の世代の市民が環境の恵みを享受することができるよう推進されなければならない。

２　環境の保全及び創出は、すべての者が資源の循環型利用、エネルギーの合理的かつ効率的利用その他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質環境を損なうことなく、快適で持続的に発展することができる社会が構築されるよう推進されなければならない。

３　環境の保全及び創出は、地域の環境が地球全体の環境と密接に係わっていることから、すべての者がこれを自らの問題としてとらえ、それぞれの行動及び日常生活において推進されなければならない。

４　環境の保全及び創出は、市、事業者、市民、民間団体及び来訪者がそれぞれの責務に応じた公平な役割分担と連携の下に取り組むことにより行われなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念にのっとり、市の特性を踏まえ、地域に根ざした環境の保全及び創出にかかわる施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、県その他地方公共団体と協力して広域的な取組を必要とする施策を策定し、及び実施する責務を有する。

３　市は、率先行動計画を策定し、実施し、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する役務を利用する等、公務における環境への負荷の低減に努める責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、環境へ配慮するために必要な措置を講ずる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工、販売又は流通その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる措置に努める責務を有する。

(1)　事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることとなった場合に適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2)　再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

３　事業者は、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の実施に先立ち、環境の保全及び創出に必要な措置を講ずる責務を有する。

４　事業者は、環境の保全及び創出に関する情報の公開に努める責務を有する。

５　前各項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創出についての関心と理解を深め、地域住民の協働により、良好な地域環境の保全及び創出に努める責務を有する。

２　市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水における水質汚濁物質の排出、自動車の使用等による環境への負荷の低減に努める責務を有する。

３　前２項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

（来訪者の責務）

第７条　市に来訪する者又は市を通過する者は、本市において、自ら環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創出に関する施策に協力する責務を有する。

第２章　基本的施策等

第１節　施策に当たっての環境への配慮

（環境への配慮の優先性）

第８条　市は、すべての施策の策定及び実施に当たり、環境優先の理念の下に、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創出のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第２節　施策の計画的・総合的推進

（環境基本計画）

第９条　市長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、戸田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　環境の保全及び創出に関する長期的な目標、総合的な施策の大綱並びに環境への配慮の指針

(2)　その他環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、戸田市環境審議会に諮問しなければならない。

４　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

５　前２項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

６　市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合に努めなければならない。

第３節　環境の保全及び創出のための施策等

（開発事業等における配慮の推進）

第 10 条　市は、事業者が土地の形状の変更等の事業を行う場合は、事前に環境の保全及び創出についての適正な配慮を行うよう必要な措置を講ずるものとする。

２　市が、土地の形状の変更等の事業を行う場合は、事前に環境の保全及び創出についての適正な配慮を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全上の支障を防止するための規制措置）

第 11 条　市は、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭その他自然環境及び生活環境に直接的又は間接的に支障を来す行為等による環境保全上の支障を防止するために必要な規制措置を講ずるものとする。

２ 規制措置においては、罰則規定その他によりその実効性の確保に努めるものとする。

（環境の保全上の支援等の措置）

第 12 条　市は、事業者、市民及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備その他地域における環境の保全及び創出のための活動を促進するときに必要があるときは、助成、顕彰その他の適切な措置を講ずるものとする。

２　市は、事業者、市民等の環境への負荷の低減を図るため、負荷を発生するもの等に対して、経済的な負担を課する措置について調査研究を行い、必要な場合にはこれを講ずるよう努めるものとする。

（環境の保全及び創出に資する事業等の推進）

第 13 条　市は、緩衝緑地、下水道・廃棄物処理施設その他環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、公園緑地その他都市の機能の快適な生活空間の創出に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

３　市は、河川浄化等適正な水循環の保全及び創出に資する施設の整備の推進に必要な措置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進）

第 14 条　市は、再生資源その他環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の促進に必要な措置を講ずるものとする。

（環境教育及び環境学習の推進）

第 15 条　市は、環境の保全及び創出に関する教育及び学習の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の創出その他の必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第 16 条　市は、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する必要な情報を適切に提供するために必要な措置を講ずるものとする。

（監視及び調査の実施）

第 17 条　市は、環境の状況その他の環境の保全及び創出に関する監視及び測定その他環境の状況の調査の実施に必要な措置を講ずるものとする。

（環境管理の促進）

第 18 条　市は、事業者が、その事業活動に伴い生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する制度の導入の促進に必要な措置を講ずるものとする。

２　市は、市における環境管理に関する制度の導入に必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全及び国際協力の促進）

第 19 条　市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

（年次報告及び意見聴取）

第 20 条　市は、環境の現況、施策の進捗状況、成果等を毎年とりまとめ報告及び公表するとともに、市民からの意見聴取等必要な措置を講ずるものとする。

第３章　推進体制と各主体の連携

（市民等の意見の反映）

第 21 条　市は、環境の保全及び創出に関する施策の立案及び推進に当たって、市民、事業者、民間団体等の意見を適切に反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等との協働）
第 22 条　市は、環境の保全及び創出に取り組む民間団体等を育成するために必要な支援を行うとともに、協働して施策が推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
（総合調整のための体制の整備）
第 23 条　市は、施策の総合的な調整・推進を行うための体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。
（国、県等との協力）
第 24 条　市は、自動車交通公害の防止、大気汚染の防止、河川の水質改善等市の環境の保全及び創出については、広域的な連携が重要であることから、国、県等と協力し、施策の策定及び実施に必要な措置を講ずるものとする。

第４章　環境審議会
（環境審議会）
第 25 条　環境の保全及び創出に関する事項を調査審議するため、戸田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。
(1)　環境基本計画に関する事項
(2)　前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項
３　審議会は、委員 15 人以内で組織する。
４　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
(1)　知識経験者
(2)　市民代表
(3)　事業者代表
(4)　関係行政機関の職員
５　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
６　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）
１　この条例（以下「新条例」という。）は、平成 12 年４月１日から施行する。
（戸田市環境審議会条例の廃止）
２　戸田市環境審議会条例（昭和 46 年条例第 12 号）は、廃止する。
（経過措置）
３　新条例の施行の際、廃止前の戸田市環境審議会条例の規定に基づき任命された戸田市環境審議会委員は、新条例の規定に基づく戸田市環境審議会委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第 25 条第５項本文の規定にかかわらず廃止前の委員の残任期間とする。

附則（平成 19 年条例第 35 号）
この条例は、次の戸田市議会臨時会の初日から施行する。

参考資料

○戸田市環境基本条例施行規則

平成 12 年３月 30 日
規則第７号

（趣旨）
第１条　この規則は、戸田市環境基本条例（平成 12 年条例第６号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。
（会長及び副会長）
第２条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選による。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
（会議）
第３条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
（意見の聴取及び資料の提出の請求等）
第４条　審議会は、条例第 25 条第２項に規定する事項を調査審議するため必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。
（庶務）
第５条　審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。
（委任）
第６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則
この規則は、平成 12 年４月１日から施行する。

附則（平成 17 年規則第８号）
この規則は、平成 17 年４月１日から施行する。

附則（平成 25 年規則第 14 号）抄
（施行期日）
１　この規則は、平成 25 年４月１日から施行する。

附則（平成 28 年規則第 23 号）抄
（施行期日）
１　この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

資料３　戸田市地球温暖化対策条例

○戸田市地球温暖化対策条例

平成 21 年 12 月 21 日
条例第 26 号

（目的）

第１条　この条例は、戸田市環境基本条例（平成 12 年条例第６号。以下「基本条例」という。）に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減の目標その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民等の健全な生活を確保するとともに持続可能な社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　地球温暖化　地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下この条において「法」という。）第２条第１項の地球温暖化をいう。

(2)　地球温暖化対策　温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。

(3)　温室効果ガス　法第２条第３項の温室効果ガスをいう。

(4)　温室効果ガスの排出　法第２条第４項の温室効果ガスの排出をいう。

(5)　再生可能エネルギー　太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

(6)　市民等　基本条例に規定する市民、来訪者及び事業者をいう。

（基本理念）

第３条　地球温暖化対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

(1)　多量のエネルギー消費による快適性を追求した社会が、地球環境への負荷を生じているという基本的な認識に立つものであること。

(2)　地球温暖化対策は、現在だけでなく将来に向けての視野を持って取り組む課題であるという認識に立つものであること。

(3)　自然環境は、それ自体に価値があるだけではなく、様々な点で人類の生存に不可欠な要素であることから、その保全が重要であるという認識に立つものであること。

(4)　廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等によって限りある資源の有効利用を推進し、温室効果ガスの排出抑制等の地球環境への負荷の低減を図るという認識に立つものであること。

(5)　環境問題に関する正確な知識の共有は、地球温暖化対策には不可欠であるという認識に立つものであること。

（削減目標）

第４条　市内における温室効果ガスの排出量の削減目標については、戸田市地球温暖化対策に関する実行計画（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）で定める。

（市民等の責務）

第５条　市民等は、日常の生活において温室効果ガスの排出抑制及びその吸収源である森林、緑地等の確保に配慮するとともに、市と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

（市の責務）

第６条　市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

２　市は、市内における温室効果ガスの排出の総量を計画的に削減するため財政上その他の必要な措置を講じなければならない。

（地球温暖化対策実行計画）

第７条　市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策実行計画を策定するものとする。

２　地球温暖化対策実行計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　地球温暖化対策実行計画の期間及び目標に関すること。

(2)　温室効果ガスの排出の抑制及び削減に関すること。

(3)　温室効果ガスの吸収源の保全及び創出に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項に関すること。

３　市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、基本条例第 25 条第１項の戸田市環境審議会及び市民等の意見を聴くものとする。

４　市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

（特定事業者等の地球温暖化対策計画）

第８条　事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの（以下「特定事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を総合的に実施するための計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を策定しなければならない。

２　地球温暖化対策計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)　事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況

(2)　事業活動に伴う温室効果ガスの抑制のための措置及び目標

(3)　前２号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項

３　特定事業者は、地球温暖化対策計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長に提出するとともに、自ら地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

４　前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、事業者ごとに、当該年度の前年度における温室効果ガスの排出量に関し、市長に報告しなければならない。

５　市長は、第３項の規定による地球温暖化対策計画の提出を受けたときは、これを公表するものとする。

６　特定事業者以外の事業者が、地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより市長に提出することができる。この場合において、当該計画の廃止等をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

（建築物環境配慮指針の策定）

第９条　市長は、建築主が建築物の環境への配慮を講ずべき措置に関する指針（以下「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

２　市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（既存建築物の環境配慮）

第 10 条　規則で定める建築物を所有又は管理する者は、建築物の改修を行う際に再生可能エネルギーを活用するとともに、建築物環境配慮指針に基づいた改修を行うよう努めるものとする。

（特定建築物環境配慮計画の作成等）

第 11 条　規則で定める建築物の新築、増築及び改築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画（以下「特定建築物環境配慮計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1)　特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2)　建築物の名称及び所在地

(3)　建築物の概要

(4)　建築物の環境への配慮措置

(5)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

２　特定建築主は、特定建築物環境配慮計画の内容を変更（規則で定める軽微な変更を除く。）したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（工事完了の届出）

第 12 条　特定建築主は、特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

（特定建築物環境配慮計画等の公表）

第 13 条　市長は、第 11 条第１項の規定による特定建築物環境配慮計画が提出され、若しくは同条第２項の規定による変更の届出がされ、又は前条の規定による特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

（市の率先実行）

第 14 条　市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を図るため、率先して温室効果ガスの排出量の削減に資する製品、役務及びエネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるものとする。

（森林、緑地等の保全等）

第 15 条　市は、温室効果ガスの吸収作用の保全を図るため、森林、緑地等の保全及び緑化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（廃棄物の発生の抑制等）

第 16 条　市民等は、廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他の廃棄物の減量化並びに資源の有効な利用に努めなければならない。

（公共交通機関等の利用）

第 17 条　市民等は、可能な限り、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

２　市民等は、やむを得ず自動車等の使用をするときは、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した運転に努めなければならない。

（教育）

第 18 条　市は、市民等が地球温暖化についての理解を深めることができるよう、地球温暖化対策を推進するための教育及び広報活動を推進するものとする。

２　市民等は、地球温暖化対策に関する学習及びその実践に努めなければならない。

（表彰）

第 19 条　市長は、地球温暖化対策を推進する活動を率先して行った市民等を表彰することができる。

（助成その他の措置）
第 20 条　市は、市民等による地球温暖化対策の推進を図るために行う施設の整備その他これに類する活動を促進するために必要があるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。
（国及び他の地方公共団体との連携）
第 21 条　市は、地球温暖化対策を推進するため、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。
（委任）
第 22 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）
1　この条例は、平成 22 年６月１日から施行する。ただし、第 10 条から第 13 条までの規定は、平成 23 年４月１日から施行する。
（経過措置）
2　平成 23 年４月１日前に建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項の規定による確認の申請書の提出又は同法第 18 条第２項の規定による通知がされた建築物については、第 11 条及び第 12 条の規定は、適用しない。

資料４　戸田市環境基本計画（前計画）の達成状況

◆ 戸田市環境基本計画（前計画）は、2013（平成 25）年３月策定の改訂版戸田市環境基本計画を指す。

◆ 「総合指標」とは、基本目標の到達度合を表す指標。

◆ 「環境指標」とは、環境の状態、市民の意識や行動の状況を表す指標。

◆ 「取組指標」とは、各主体による取組の進捗状況を表す指標。

◆ 「判断基準」は、策定時の数値から増えると進展する指標は⬀、減ると進展する指標は⬂。

◆ 「評価」は、◎：進展、○：維持、△：後退の３つとし、策定時の数値から判断基準に沿った推移の場合は、評価を◎（進展）とする。

基本目標１　水と緑に囲まれる快適さを感じるまちをつくる

No.	総合指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
1	緑地面積	564.4ha（H22） 【目標値】570ha（R12）	－（R2 測定実施予定）	－	－
2	市街化区域の緑被率	11.6%（H22）	－（R2 測定実施予定）	－	－
3	緑化推進重点地区の緑被率	12.1%（H22）	－（R2 測定実施予定）	－	－
4	BOD 環境基準達成率	36%（H23）	38%（R1）	⬀	◎
No.	**環境指標**	**策定時の数値**	**現況値**	**判断基準**	**評価**
5	保存樹林				
	①箇所数	①3 カ所（H23）	①2 カ所（R1）	⬀	△
	②面積	②2,382.72 ㎡（H23）	②1,527.00 ㎡（R1）	⬀	△
6	保存樹木本数	544 本（H23）	448 本（R1）	⬀	△
7	保存生垣延長	2,526.29m（H23）	3,011.71m（R1）	⬀	◎
8	公園等箇所数・面積	120 カ所・142.8ha (H23)	127 カ所・149.8ha (R1)	⬀	◎
9	土に親しむ広場箇所数・区画数	17 カ所・752 区画（H23）	13 カ所・553 区画（R1）	⬀	△
10	道路緑化延長	24,165m（H23）	24,705m（R1）	⬀	◎
11	河川水質　BOD 75%値	（環境基準 5.0 mg/L）	（環境基準 5.0 mg/L）		
	【国観測点】				
	①荒川（笹目橋）	① 7.3mg/L（H22）	① 4.9mg/L（H30）	環境基準内	◎
	【県観測点】				
	②笹目川（笹目樋管）	② 2.6mg/L（H22）	② 3.4mg/L（H30）	環境基準内	◎
	③菖蒲川（荒川合流点）	③ 2.6mg/L（H22）	③ 4.4mg/L（H30）	環境基準内	◎
	【市観測点】				
	④緑川（鬼沢橋）	④ 4.7mg/L（H22）	④ 5.5mg/L（R1）	環境基準内	△
	⑤上戸田川（浅間橋）	⑤11.1mg/L（H22）	⑤10.0mg/L（R1）	環境基準内	△
	⑥菖蒲川（菖蒲橋）	⑥ 5.8mg/L（H22）	⑥ 4.9mg/L（R1）	環境基準内	◎
	⑦笹目川（池ノ尻橋）	⑦ 5.2mg/L（H22）	⑦ 3.9mg/L（R1）	環境基準内	◎
	⑧さくら川（神明橋）	⑧ 5.7mg/L（H22）	⑧ 3.5mg/L（R1）	環境基準内	◎
	⑨戸田漕艇場	⑨ 4.1mg/L（H22）	⑨ 1.5mg/L（R1）	環境基準内	◎
	⑩荒川第一調節池（彩湖）	⑩ 2.4mg/L（H22）	⑩ 1.3mg/L（R1）	環境基準内	◎
12	水洗化率	85.4%（H23）	90.5%（R1）	⬀	◎
13	530 運動参加者数	18,760 人（H23）	17,155 人（H30）	⬀	△

14	生産緑地地区の指定面積	4.28ha（H23）	約 3.22ha（R1）	⬀	△
15	不法投棄発生件数	3,142 件（H23）	1,298 件（R1）	⬂	◎
16	歩行喫煙・ポイ捨て等に関する市民の声における苦情の件数	10 件（H23）	6 件（R1）	⬂	◎
No.	取組指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
17	生垣等設置補助制度利用数	1 件（H23）	1 件（R1）	⬀	○
18	屋上緑化等補助制度利用数	2 件（H23）	1 件（R1）	⬀	△
19	三軒協定締結箇所数	26 地区（H23）	41 地区（R1）	⬀	◎
20	下水道整備面積	6.0ha（H23）	11.54ha（R1）	⬀	◎
21	護岸整備総延長	1,733m（H23）	2,575.6m（R1）	⬀	◎

備考

No.13　530 運動については、年４回実施しているが、R1 年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から１回中止となったため、直近で年４回実施した H30 年度の参加者数を掲載した。

基本目標２　環境負荷が少なく、安全・安心な暮らしのできるまちをつくる

No.	総合指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
22	資源化率（家庭系ごみ）	25.41%（H23）	23.00%（R1）	⬀	△
23	１人１日当たり家庭系ごみ排出量	689g/日･人（H23） 【目標値】 683g/日・人（H27）	593g/日・人（R1）	⬂	◎
24	一般廃棄物のリサイクル率	19.9%（H22）	18.9%（R1）	⬀	△
25	環境基準等達成率	74.2%（H23） 【目標値】90.0%（H27）	69.8%（R1）	⬀	△
No.	環境指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
26	ごみ排出量	43,713 t /年（H23）	45,998 t /年（R1）	－	－
27	事業系ごみ排出量	12,270 t /年（H23）	15,564 t /年（R1）	－	－
28	ダイオキシン類濃度年平均値 （環境基準） ①大気　0.6 pg-TEQ/m^3 ②河川水　1.0 pg-TEQ/ℓ ③土壌　1,000pg-TEQ/g ④蕨戸田衛生センター（土壌）1,000pg-TEQ/g	①0.06～0.14（H23） ②0.13～0.23（H23） ③35～49（H23） ④470（H23）	①0.01～0.03（R1） ②0.05～0.2（R1） ③17～59（R1） ④ －　（R1）	環境基準内 環境基準内 環境基準内 環境基準内	◎ ◎ ◎ －
29	大気汚染に係る環境基準達成状況 ①二酸化窒素 ②浮遊粒子状物質	①7/7（H23） ②5/5（H23）	①5/5（R1） ②5/5（R1）	⬀ ⬀	○ ○
30	騒音に係る環境基準達成状況 ①昼間 ②夜間	①5/12（H23） ②1/12（H23）	①7/12（R1） ②5/12（R1）	⬀ ⬀	◎ ◎
31	放射線量 除染基準　0.23μSv/時　以上 定点（戸田市役所）	0.075μSv/時（H23） （地上 5cm）	0.051μSv/時（R1） （地上 5cm）	⬂	◎
32	公害苦情件数	99 件（H23）	66 件（R1）	⬂	◎
33	地下水の水位	7.38m（H22）	5.72m（H30）	⬂	◎
34	雨水貯留容器補助利用数	6 件（H23）	3 件（R1）	⬀	△

No.	取組指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
35	生ごみバケツ利用件数	4,550 件（H23）	4,095 件（R1）	⬀	△

備考

No.26　ごみ排出量とは、家庭系ごみと事業系ごみの排出量を合計した、ごみの総量を表す。人口や事業所数の増減による影響を受けるため、評価が難しいことから、判断基準と評価の欄を「－」としている。

No.27　事業系ごみ排出量についても人口や事業所数の増減による影響を受けるため、評価が難しいことから、判断基準と評価の欄を「－」としている。

No.33　地下水の水位は、菅頭から水面までの距離を示している。

基本目標３　低炭素型で地球温暖化防止に貢献するまちをつくる

No.	総合指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
36	市内 CO_2 排出量推計値	約 67 万 t （H21） 【目標値】 H17 年度比 22%削減（R2, 市民 1 人当たり換算）	H17 年度比 22%削減(H28, 市民 1 人当たり換算)	⬀	◎
37	市管理施設からの CO_2 排出量	7,919 t （H23）	9,490 t （H30）	⬂	△
No.	**環境指標**	**策定時の数値**	**現況値**	**判断基準**	**評価**
38	電力使用量	897,072 千 kwh（H22）	－	－	－
39	都市ガス使用量	46,874,013 ㎥（H22）	－	－	－
40	新エネルギー利用公共施設数	65 カ所（H23）	100 カ所（R1）	⬀	◎
41	太陽光発電補助利用数 累計値	331 件（H22）	824 件（R1）	⬀	◎
42	歩道設置延長	63,996.5m（H22）	66,795.9m（R1）	⬀	◎
43	自転車駐車場収容台数	10,803 台（H23）	10,020 台（R1）	⬀	△
44	鉄道利用者数（各駅乗降数 1 日平均）				
	①戸田公園駅	①29,336 人（H22）	①34,944 人（H30）	⬀	◎
	②戸田駅	②16,811 人（H22）	②20,911 人（H30）	⬀	◎
	③北戸田駅	③16,583 人（H22）	③22,020 人（H30）	⬀	◎
45	路線バス乗客数	12,858 人/日（H23）	17,024 人/日（R1）	⬀	◎
46	toco バス利用者数	819 人/日（H23）	1,022 人/日（R1）	⬀	◎
No.	**取組指標**	**策定時の数値**	**現況値**	**判断基準**	**評価**
47	toco バス運行 km 数	49.8km（H23）	50.82km（R1）	⬀	○
48	市庁舎電力使用量	1,283,979kWh（H23）	1,038,213kWh（R1）	⬂	◎
49	市庁舎都市ガス使用量	65,644 ㎥（H23）	8,653 ㎥（R1）	⬂	◎
50	公用車燃料使用量				
	①ガソリン	①46,159 L （H23）	①46,054L（R1）	⬂	○
	②軽油	②10,123 L （H23）	②14,492L（R1）	⬂	△
	③LPG	③235 L （H23）	③ 0（R1）	⬂	◎
51	市庁舎からの CO_2 排出量	654 t （H23）	401 t （R1）	⬂	◎
52	環境配慮型システム等設置・環境配慮設備等導入支援補助件数	309 件（H23）	153 件（R1）	⬀	△

備考

No.36　前計画である戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版 区域施策編）の進捗を示す指標である。

No.37　前計画である戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版 事務事業編）の進捗を示す指標である。

基本目標４　環境を重視し、人々が互いに支えあうまちをつくる

No.	総合指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
53	「とだ環境ネットワーク」登録者数 ・個人 / 団体	10 人 / 20 団体（H23）	1 人 / 13 団体（R1）	⬀	△
54	環境フェア実行委員会参加団体数	24 団体（H23）	16 団体（R1）	⬀	△
55	環境コミュニティスペース数	1 カ所（H23）	1 カ所（R1）	⬀	○
56	「環境出前講座」講座数	19 回（H23）	11 回（R1）	⬀	△
57	戸田市学校版環境 ISO 認定校	全小・中学校（H23）	全小・中学校（R1）	⬀	○
58	エコライフ DAY　延べ参加者数 ①エコライフ DAY ②エコドライブ	 ①49,394 人（H23） ②10,624 人（H23）	 ①54,022 人（R1） ② 7,080 人（R1）	 ⬀ ⬀	 ◎ △
No.	取組指標	策定時の数値	現況値	判断基準	評価
59	広報への環境関連普及啓発記事掲載回数	145 回（H23）	112 回（R1）	⬀	△
60	彩湖自然学習センターにおける講座開催数	31 回（H23）	28 回（R1）	⬀	△

資料５　市域の温室効果ガス排出量削減目標の検討（区域施策編）

１．目標改定の考え方

（１）改定の趣旨

2020(令和２)年度をもって、戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版）（以下「前計画」という。）が計画期間を終えることから、2021（令和３）年度からの計画（戸田市環境基本計画 2021 に包括）（以下「本計画」という。）における市域の温室効果ガス排出削減目標の改定を行うものです。

温室効果ガスの削減は、国全体の取組と地域の取組が連携して進めるものであることから、「日本の NDC（国が決定する貢献)」(2020(令和２)年３月 30 日地球温暖化対策推進本部決定）の方針に基づき定めます。なお、温室効果ガス排出量の推計と目標設定を含む計画策定の方法は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）ver.1.0（2019(平成31)年３月 環境省)」(以下「策定マニュアル（区域施策編)」という。）に基づきます。

（２）温室効果ガスの種類

市域の温室効果ガス排出量は、前計画同様、地球温暖化対策推進法で定められた７種類のガス（気体）を対象とする。

温室効果ガスの種類と主な排出活動

温室効果ガスの種類		主な排出活動
二酸化炭素（CO_2）	エネルギー起源 CO_2	燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された熱の使用
	非エネルギー起源 CO_2	工業プロセス、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等
メタン(CH_4)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕作、家畜の飼養及び排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、廃棄物の埋立処分、排水処理
一酸化二窒素(N_2O)		工業プロセス、炉における燃料の燃焼、自動車の走行、耕地における肥料の施用、家畜の排せつ物管理、農業廃棄物の焼却処分、廃棄物の焼却処分、廃棄物の原燃料使用等、排水処理
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)		クロロジフルオロメタン又は HFCs の製造、冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器及び半導体素子等の製造、溶剤等としての HFCs の使用
パーフルオロカーボン類（PFCs）		アルミニウムの製造、PFCs の製造、半導体素子等の製造、溶剤等としての PFCs の使用
六ふっ化硫黄（SF_6）		マグネシウム合金の鋳造、SF_6 の製造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器、開閉器及び遮断器その他の電気機械器具の使用・点検・排出
三ふっ化窒素（NF_3）		NF_3 の製造、半導体素子等の製造

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0

（３）温室効果ガス排出の部門・分野

温室効果ガス排出量を把握する部門・分野は、前計画同様、エネルギー起源 CO_2 は「産業部門」、「業務その他部門」、「家庭部門」、「運輸部門」、エネルギー起源 CO_2 以外のガスは「廃棄物分野」の CO_2、各分野別の CH_4・N_2O、代替フロン類（HFC・PFC・SF_6・NF_3）とします。

温室効果ガス排出の部門・分野

ガス種	部門・分野		説明	備考
エネルギー起源 CO_2	産業部門	製造業	製造業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		建設業・鉱業	建設業・鉱業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
		農林水産業	農林水産業における工場・事業場のエネルギー消費に伴う排出。	
	業務その他部門		事務所・ビル、商業・サービス業施設のほか、他のいずれの部門にも帰属しないエネルギー消費に伴う排出。	
	家庭部門		家庭におけるエネルギー消費に伴う排出。	自家用自動車からの排出は、運輸部門（自動車（旅客））で計上します。
	運輸部門	自動車（貨物）	自動車（貨物）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		自動車（旅客）	自動車（旅客）におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		鉄道	鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		船舶	船舶におけるエネルギー消費に伴う排出。	
		航空	航空機におけるエネルギー消費に伴う排出。	
	エネルギー転換部門		発電所や熱供給事業所、石油製品製造業等における自家消費分及び送配電ロス等に伴う排出。	発電所の発電や熱供給事業所の熱生成のための燃料消費に伴う排出は含みません。
エネルギー起源 CO_2 以外のガス	燃料の燃焼分野	燃料の燃焼	燃料の燃焼に伴う排出。【CH_4、N_2O】	「エネルギー起源 CO_2 以外のガス」の各分野は、各排出活動に伴う非エネルギー起源の温室効果ガスの発生を整理していますが、同活動に伴い、燃料、電気及び熱を使用する場合には、「エネルギー起源 CO_2」が発生することに留意してください。
		自動車走行	自動車走行に伴う排出。【CH_4、N_2O】	
	工業プロセス分野		工業材料の化学変化に伴う排出。【非エネ起 CO_2、CH_4、N_2O】	
	農業分野	耕作	水田からの排出及び耕地における肥料の使用による排出。【CH_4、N_2O】	
		畜産	家畜の飼育や排泄物の管理に伴う排出。【CH_4、N_2O】	
		農業廃棄物	農業廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【CH_4、N_2O】	
	廃棄物分野	焼却処分	廃棄物の焼却処分に伴い発生する排出。【非エネ起 CO_2、CH_4、N_2O】	
		埋立処分	廃棄物の埋立処分に伴い発生する排出【CH_4】	
		排水処理	排水処理に伴い発生する排出。【CH_4、N_2O】	
		原燃料使用等	廃棄物の焼却、製品の製造の用途への使用、廃棄物燃料の使用に伴い発生する排出。【非エネ起 CO_2、CH_4、N_2O】	
	代替フロン等４ガス分野		金属の生産、代替フロン等の製造、代替フロン等を利用した製品の製造・使用等、半導体素子等の製造等、溶剤等の用途への使用に伴う排出。【HFCs、PFCs、SF_6、NF_3】	

出典：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）Ver. 1.0

（４）市域の温室効果ガス排出削減目標の設定

前計画では中期目標として「2030(令和 12)年度までに、市民１人当たり温室効果ガス排出量を 2005（平成 17）年度比 30%削減する」としていましたが、本計画では策定マニュアル（区域施策編）に基づき、日本の総量削減目標「2030(令和 12)年度に 2013(平成 25)年度比 26.0%減」に沿って、次のとおり戸田市域の削減目標を設定します。

2030（令和 12）年度の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比 26.0%削減とする。

国の地球温暖化対策計画（温対計画）を踏まえた目標設定のイメージ

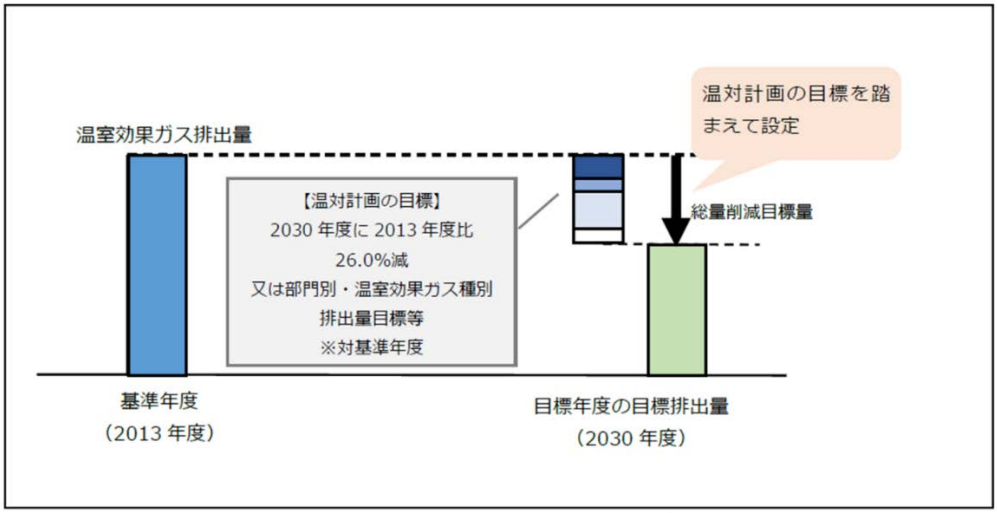

国の計画と一致させることで、目標の進捗状況の比較がしやすく、市民にもわかりやすくなります。

また、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）（2020(令和２)年３月策定）においても、同じ考え方で目標を設定しています。

（５）削減目標値の設定

本計画の削減目標に従い、基準年度を 2013(平成 25)年度とし、戸田市の温室効果ガス排出量を計算すると 692.2 千 t-CO_2 となります。このため、目標年度である 2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を算定すると、512.2 千 t-CO_2 となり、この値が削減目標値となります。

なお、前計画の短期目標である「2020(令和２)年度までに市民１人当たり温室効果ガス排出量を 2005(平成 17)年度比 22%削減する」は、前計画の計算方法に基づき算出した場合、現時点での最新値（2016(平成 28)年度実績値）において、達成しています。

また、参考として、各部門の割合が直近年度（2016(平成 28)年度）の状況で推移すると想定した場合に、目標年度の部門別の排出量と削減率は次のようになります。(2030(令和 12)年度排出総量を 2016(平成 28)年度構成比で按分して算出)

部門別の目標達成の想定

単位：千 t-CO_2

	基準年度 2013(平成 25)年度		直近年度 2016(平成 28)年度		目標年度 2030(令和 12)年度		
部門・分野	排出量	構成比	排出量	構成比	排出量	削減率	削減量
温室効果ガス排出総量	692.2	100.0%	636.0	100.0%	512.2	-26.0%	-180.0
産業部門	141.9	20.5%	111.6	17.6%	90.2	-36.4%	-51.7
業務その他部門	129.0	18.6%	116.0	18.2%	93.2	-27.8%	-35.8
家庭部門	189.4	27.4%	163.6	25.7%	131.6	-30.5%	-57.8
運輸部門	184.4	26.6%	183.5	28.9%	148.0	-19.7%	-36.4
廃棄物分野	12.3	1.8%	13.5	2.1%	10.8	-12.2%	-1.5
メタン	1.0	0.1%	0.9	0.1%	0.5	-50.0%	-0.5
一酸化二窒素	4.8	0.7%	5.6	0.9%	4.6	-4.2%	-0.2
代替フロン等 4 ガス	29.4	4.3%	41.3	6.5%	33.3	-13.3	3.9

（６）2050 年までの長期目標について

国は温室効果ガス排出削減目標として、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

このことは、エネルギーの脱炭素を軸とした技術と社会のイノベーション（革新）、文明のパラダイムシフト（非連続的、劇的な変化）が前提となって実現されるものです。

本市においても、脱炭素のイノベーションに対して、市民のベネフィットや効果の確実性を前提として、変化する社会情勢等を踏まえながら可能な限り積極的にアプローチしていくことが重要と考えられます。

２．温室効果ガス排出量算定の考え方

（１）算定方法の設定

市域の温室効果ガス排出量の算定にあたって、前計画での算定方法において次のような問題が生じています。

- エネルギー市場の自由化や多様化等により、市町村レベルでは複数のエネルギー事業者から電力等のデータを取得することが難しくなり、市独自での算定に限界が生じている。
- 国のマニュアルに沿って算定しているものの、マニュアル自体に複数の算定方法が示されているため、県や他自治体と比較する際、整合性に欠けるおそれがある。

これらの課題の解決策として、埼玉県が毎年度調査・公表している「埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書」を利用して今後、算定していきます。

（２）市域の温室効果ガス排出量の現況

① ガス種別温室効果ガス排出量

単位：千 t-CO_2

年　度	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
CO_2	782.1	765.5	742.7	681.8	705.0	657.4	640.8	623.3	666.8	628.7	584.8	631.8	639.4	713.3	657.0	643.9	606.7	588.3
CH_4	0.6	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.9
N_2O	8.4	8.6	8.9	8.7	6.7	8.6	7.9	5.7	6.4	6.0	5.8	5.5	5.3	4.7	4.8	4.9	5.4	5.6
HFC	0.0	5.9	5.7	5.8	6.2	8.8	9.6	11.7	14.1	16.3	18.7	20.8	22.6	25.5	28.1	32.9	36.4	40.1
PFC	2.9	2.1	1.8	1.3	1.3	1.2	1.2	1.0	1.8	1.5	0.7	1.0	0.8	1.0	0.6	1.2	1.3	0.5
SF_6	6.5	4.6	3.7	2.8	2.4	2.0	2.2	1.5	1.5	1.3	0.9	0.9	0.8	0.9	0.7	0.8	0.8	0.7
NF_3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.0
合計	800.5	787.5	763.6	701.3	722.3	678.8	662.4	644.2	691.5	654.6	611.7	660.7	670.0	746.4	692.2	684.7	651.6	636.2

参考：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度を基に作成

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

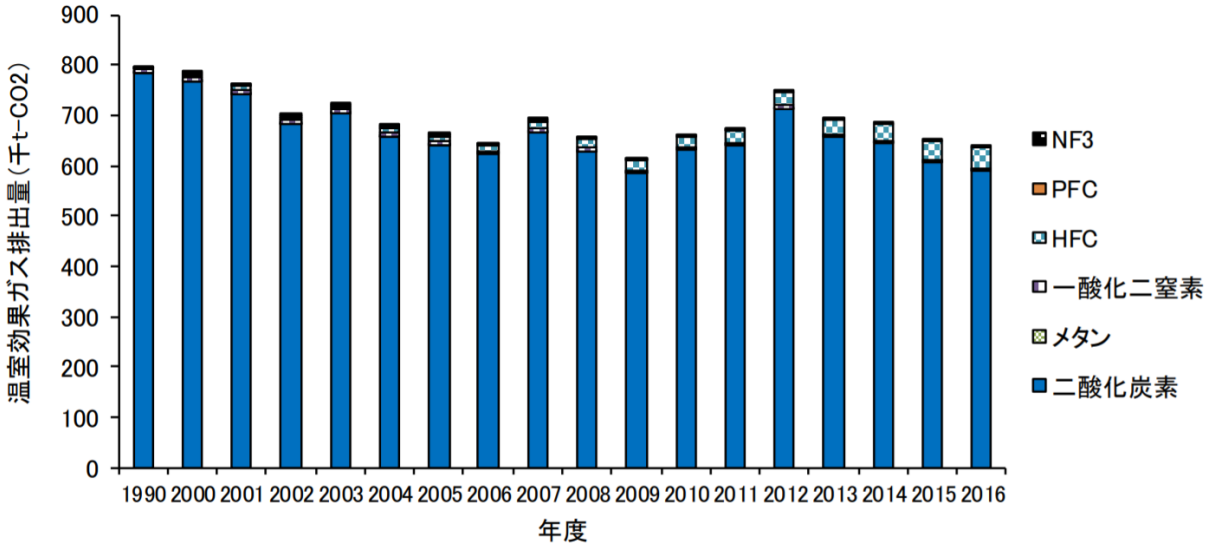

出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度

② 部門別二酸化炭素（CO_2）排出量

単位：千 t-CO_2

年　度	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
産　業	398.4	278.6	252.2	162.0	175.1	168.0	158.0	160.0	164.5	149.6	142.2	150.2	145.8	185.5	141.8	146.0	122.2	111.7
業　務 その他	88.5	126.5	127.2	143.0	148.2	135.6	132.5	121.3	130.2	121.2	105.6	106.5	116.1	125.0	129.0	123.2	115.2	116.0
家　庭	92.0	128.2	124.5	142.3	160.4	144.7	149.6	140.3	168.7	166.1	149.9	160.1	173.7	191.8	189.4	178.9	172.1	163.6
運　輸	176.3	209.4	217.0	212.4	203.5	191.3	181.9	180.3	177.8	173.1	172.3	185.3	186.5	190.2	184.4	181.6	183.5	183.5
廃棄物	27.0	22.8	21.7	22.0	17.8	17.9	18.7	21.4	25.7	18.7	14.9	29.7	17.3	20.8	12.3	14.3	13.6	13.5
工　業 ﾌﾟﾛｾｽ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合　計	782.1	765.5	742.7	681.8	705.0	657.4	640.8	623.3	666.8	628.7	584.8	631.8	639.4	713.3	657.0	643.9	606.7	588.3

参考：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度を基に作成

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

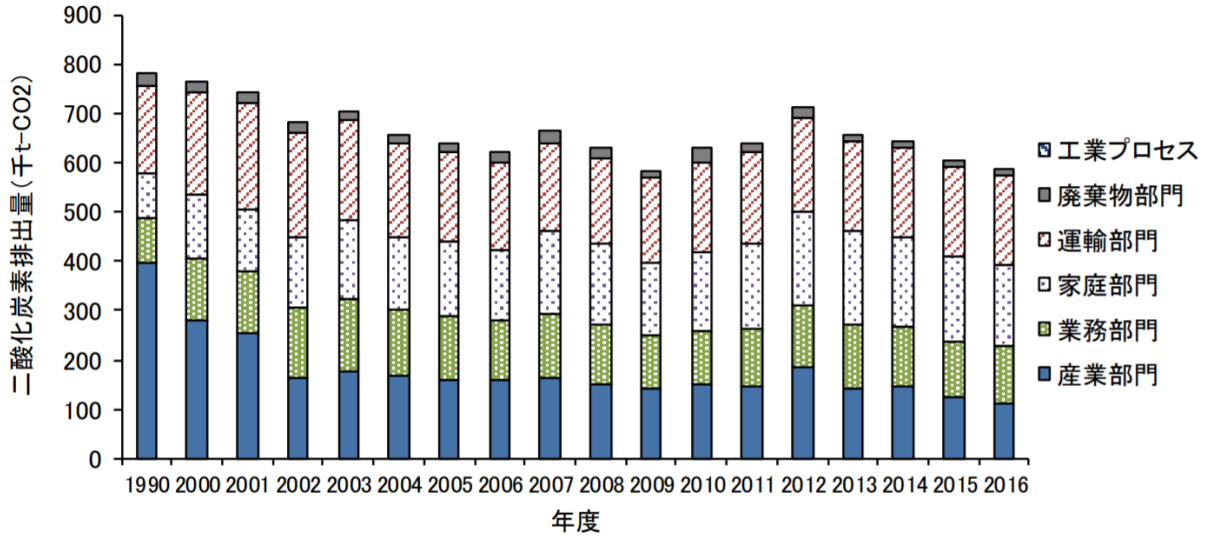

出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度

③ 燃料種別エネルギー消費量

単位：TJ

年 度	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
燃料油	4869.1	4814.3	4932.6	4504.2	4294.2	4074.7	3838.5	3726.2	3575.6	3411.4	3386.6	3526.4	3519.2	3551.4	3398.5	3378.7	3326.9	3281.1
電力	2199.1	2572.2	2495.8	2250.7	2113.8	2259.9	2191.9	2177.5	2256.6	2190.5	2093.8	2293.2	2109.8	2158.7	2054.4	2052.1	1926.4	1907.8
都市ガス・LPG	1208.3	1919.3	2040.1	1644.6	1795.7	1712.2	1854.4	1883.3	1840.6	1637.2	1687.0	1810.4	1829.4	1895.8	1783.9	1821.3	1635.5	1659.3
その他	1319.4	827.8	600.1	285.0	311.8	344.2	415.2	470.8	365.4	396.3	307.4	317.7	166.3	405.0	191.3	186.1	169.6	71.7
合 計	9595.8	10133.6	10068.5	8684.3	8515.6	8390.9	8300.1	8257.8	8038.3	7635.4	7474.9	7947.8	7624.7	8011.1	7428.0	7438.2	7058.5	6920.0

参考：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度を基に作成

※四捨五入の関係で、合計値が一致しない場合があります。

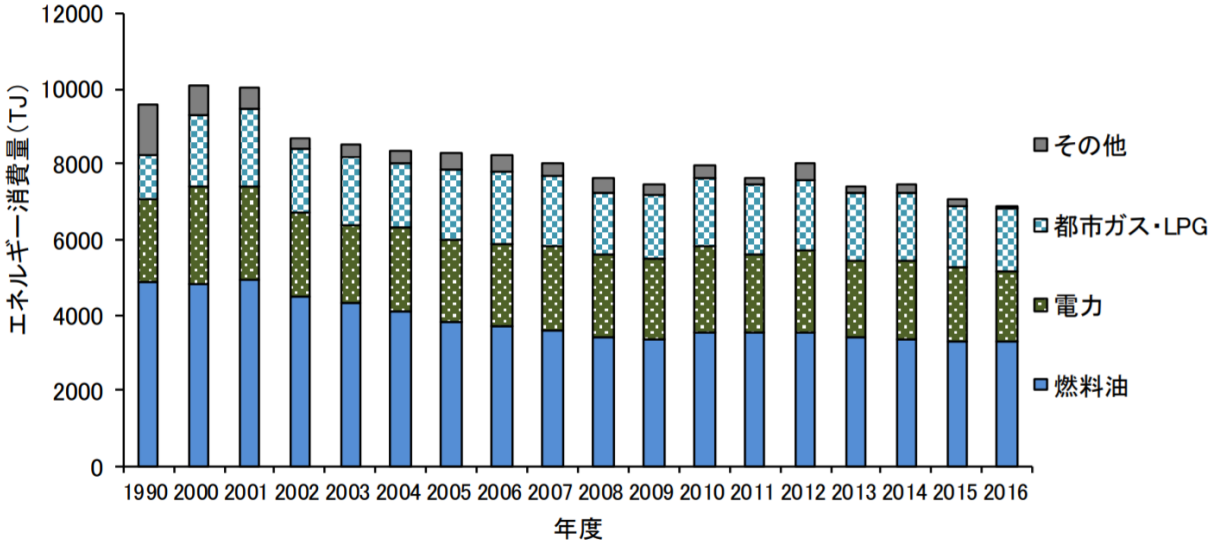

出典：埼玉県市町村温室効果ガス排出量推計報告書 2016 年度

３．将来推計について

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）（2020(令和２)年３月策定）を参考に、削減目標設定のための前提として、追加的な温暖化対策を実施しない場合（BAU（現状趨勢：Business as usual）ケース）の温室効果ガス排出量を推計します。

同計画では「2013(平成 25)年度比 13%増」を想定しており、戸田市においては 2013(平成 25)年度の温室効果ガス排出量 692.2 千 t-CO_2 に対して、2030(令和 12)年度には 90.0 千 t-CO_2 増の 782.2 千 t-CO_2 になると推計されます。

目標値とこの BAU ケース推計値との差が、目標達成に求められる削減量となります。

参考：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）の将来推計について（同計画書より）

削減目標設定のための前提として、追加的な温暖化対策を実施しない場合（BAU（現状趨勢）ケース）の温室効果ガス排出量を推計しました。

産業部門、業務その他部門、家庭部門及び運輸部門の温室効果ガス排出量は、各部門の活動量、エネルギー効率単位活動量当たりエネルギー消費量、排出係数について将来の推計値や仮定値を当てはめて将来推計を行いました(エネルギー効率と排出係数は基準年度とする 2013(平成 25)年度の水準で固定)。エネルギーは燃料（石炭、灯油、重油、LPG、都市ガス等の化石燃料）と電力の２区分であり、エネルギー消費量と CO_2 排出量のデータは資源エネルギー庁「都道府県別エネルギー消費統計」から引用しました。

廃棄物、工業プロセス及びその他温室効果ガスの排出量は、過去のトレンドを統計的に外挿するなどして将来推計を行いました。

埼玉県地球温暖化対策実行計画（第２期）の将来推計の考え方

部門・分野			設定条件・根拠
二酸化炭素	産業部門		内閣府「県民経済計算」の業種別生産額を活動量として推計。 将来の部門別生産額は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(2018年7月)の経済成長見通しに基づいて算出。
	業務その他部門		産業部門と同様に推計。
	家庭部門		県内総人口を活動量として推計。 将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」から引用。
	運輸部門	自動車	自動車検査登録情報協会が公表している車種別自動車保有台数を活動量として推計。 将来の保有台数は、県民1人当たり保有台数に将来人口を乗じて算出。将来の1人当たり保有台数は、統計モデルで過去のトレンドを外挿して算出。
		鉄道（旅客）	国交省「旅客地域流動調査」の旅客輸送人員を活動量として推計。 将来の旅客輸送人員は、県民1人当たり輸送人員に将来人口を乗じて算出。 将来の1人当たり輸送人員は、統計モデルで過去のトレンドを外挿して算出。
		鉄道（貨物）	国交省「貨物地域流動調査」の貨物輸送トン数を活動量として推計。 将来の貨物輸送トン数は、製造業生産額と連動して変化すると仮定し、鉄道（旅客）と同様の方法で算出。
	廃棄物	一般廃棄物	過去の排出量トレンドを統計モデルで外挿して推計。
		産業廃棄物	過去の排出量トレンドを統計モデルで外挿して推計。
	工業プロセス		過去の排出量トレンドを統計モデルで外挿して推計。
その他温室効果ガス			CH_4、N_2O：過去の排出量トレンドを統計モデルで外挿して推計。 代替フロン等4ガス：国のBAUケース排出量（環境省資料）を参考に推計。

国内総生産（GDP）の成長に合わせて、県内総生産（GRP）は今後伸びるとの推計になっています。GRP の伸びに応じて、産業部門、業務その他部門の BAU 排出量は増加が見込まれます。

一方、推計人口は 2020(令和２)年頃をピークに減少に転じる推計になっており、家庭部門や

運輸部門の排出量はやや減少していくと推計されます。

これらの結果から、県全体の BAU 排出量は今後増加傾向が続き、2030(令和 12)年度は、5,607 万 t-CO_2（2013(平成 25)年度比+13%）と推計されます。

資料６　市事務事業の温室効果ガス排出量削減目標の検討（事務事業編）

１．目標改定の考え方

（１）改定の趣旨

資料５の区域施策編同様、2020(令和２)年度をもって、戸田市地球温暖化対策実行計画（改訂版）（以下「前計画」という。）が計画期間を終えることから、2021（令和３）年度からの計画（戸田市環境基本計画 2021（以下「本計画」という。）に包括）における市事務事業の温室効果ガス排出削減目標の改定を行うものです。

温室効果ガス排出量の推計と目標設定を含む計画策定の方法は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.1（2017(平成 29)年３月 環境省)」（以下「策定マニュアル（事務事業編)」という。）に基づきます。

（２）温室効果ガスの種類

市事務事業で算定対象とする温室効果ガスの種類は、前計画同様、二酸化炭素（CO_2)、メタン（CH_4)、一酸化二窒素（N_2O）の３種類とします。

（３）温室効果ガス排出の部門・分野

温室効果ガス排出量については、施設や設備から排出されるものを「業務その他部門」、自動車走行等で排出されるものを「運輸部門」とし、それらの合計値を温室効果ガス総排出量とします。なお、自動車走行で排出されるメタン及び一酸化二窒素排出量については、二酸化炭素相当量に換算し、「運輸部門」の車両走行距離の温室効果ガス排出量として算出します。

温室効果ガス排出の部門

<table>
<tr><th>温室効果ガスの種類</th><th>部門</th><th>区分</th><th>説明</th></tr>
<tr><td rowspan="3">エネルギー起源 CO_2</td><td rowspan="2">業　務
その他</td><td>電気の使用</td><td>市所有施設や設備の電気使用に伴う排出。</td></tr>
<tr><td>燃料の使用(自動車以外)</td><td>市所有施設や設備の燃料使用に伴う排出。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">運輸</td><td>燃料の使用(自動車)</td><td>自動車の燃料使用に伴う排出</td></tr>
<tr><td>メタン（CH_4）</td><td rowspan="2">車両走行距離</td><td rowspan="2">自動車走行に伴う排出（CO_2 に換算）</td></tr>
<tr><td>一酸化二窒素（N_2O）</td></tr>
</table>

地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO_2）	1
メタン（CH_4）	25
一酸化二窒素（N_2O）	298

（４）市事務事業の温室効果ガス排出量削減目標の設定

前計画では、市の事務事業による温室効果ガス排出量の削減目標について、地球温暖化対策推進法や埼玉県地球温暖化対策推進条例で目安となる具体的な目標値の提示がなく、対象事業者の裁量に委ねられていたことから、省エネ法の「エネルギー消費原単位（基準単位当たりのエネルギー使用量）の年 1%以上の低減」に基づき、「2020（令和２）年度までに市の事務事業による市民１人当たり温室効果ガス排出量を 2014（平成 26）年度比 6.0%削減する」としました。

本計画では、策定マニュアル（事務事業編）に基づき、「2030（令和 12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 40%削減する」と設定します。

なお、政府実行計画において、「2013(平成 25)年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030(令和 12)年度までに 40%削減する」ことを削減目標としています。

温室効果ガス排出量削減目標の前計画からの変更点（事務事業編）

前計画	本計画
2020（令和２）年度までに市の事務事業による市民１人当たり温室効果ガス排出量を 2014（平成 26）年度比 6.0%削減する。	2030（令和 12）年度までに市の事務事業による温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 40%削減する。

（５）削減目標値の設定

本計画の削減目標に従い、基準年度を 2013(平成 25)年度とし、市事務事業の温室効果ガス排出量を計算すると 11,528t-CO_2 となります。このため、目標年度である 2030(令和 12)年度における温室効果ガス排出量を算定すると、6,917t-CO_2 となり、この値が削減目標値となります。なお、前計画の削減目標である「2020(令和２)年度までに市の事務事業による市民１人当たり温室効果ガス排出量を 2014(平成 26)年度比 6.0%削減する」は現時点では未達成のため、引き続き温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組んでいきます。

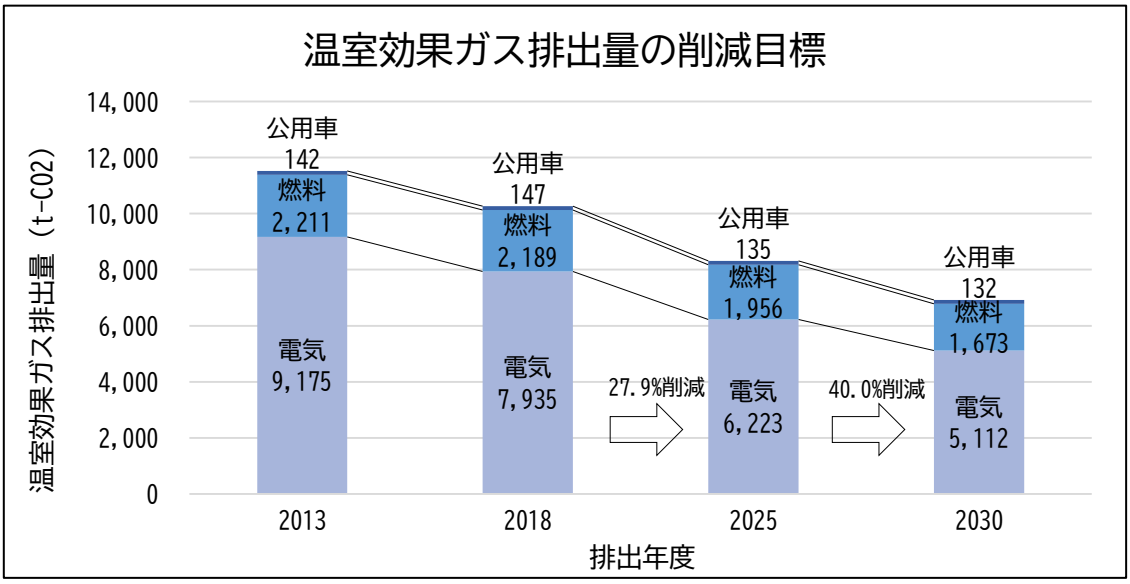

２．温室効果ガス排出量算定の考え方

（１）算定方法の設定

- 算定方法は、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン Ver. 1.0」（2017（平成 29）年３月 環境省）（以下「ガイドライン」という。）に基づく。
- 算定対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）の 3 種類とする。
- 施設や設備から排出されるものを「業務その他部門」、自動車走行で排出されるものを「運輸部門」とし、それらの合計値を温室効果ガス総排出量とする。
- 温室効果ガス排出量は、地球温暖化対策推進法施行令第３条第１項に基づき、活動量（エネルギー使用量あるいは車両走行距離）に、温室効果ガスの種類に応じた排出係数と地球温暖化係数（二酸化炭素：1、メタン：25、一酸化二窒素：298）を乗じて求める。
- 自動車走行で排出されるメタン及び一酸化二窒素については、車両走行距離を活動量とし、「運輸部門」に算入する。なお、緊急車両については目標の設定が困難であることから対象外とする。

① 電力の排出係数について

電力の排出係数については、前計画では 2005（平成 17）年度の東京電力の排出係数 0.368kg-CO_2/kWh を計画期間中の排出係数として使用していたが、本計画ではガイドラインに従い、政令に基づき各電力事業者ごとに毎年度公表される係数を用います。また、目標年度（2030（令和 12）年度）においては、国のエネルギーミックス及び CO_2 削減目標とも整合する排出係数（0.370kg-CO_2/kWh）を用います。

電力の排出係数に関する前計画からの変更点

項目名	前計画	本計画
計画期間中における電気の排出係数	0.368 kg-CO_2/kWh（固定） ※2005（平成 17）年度の東京電力の排出係数	毎年告示される電気事業者ごとの実排出係数（変動）
目標年度における電気の排出係数	0.368 kg-CO_2/kWh （目標年度：2020（令和２））	0.370 kg-CO_2/kWh （目標年度：2030（令和 12））

② その他燃料の排出係数について

その他燃料については、前計画と同じ排出係数を用います。

その他燃料の排出係数

燃料の種類	単位	排出係数
都市ガス（※）	kg-CO_2/m^3	2.16
LP ガス	kg-CO_2/kg	3.00
A 重油	kg-CO_2/L	2.71
灯油	kg-CO_2/L	2.49
軽油	kg-CO_2/L	2.58
ガソリン	kg-CO_2/L	2.32

※都市ガス供給を受ける際の一般的と考えられる条件下（15℃、1.02 気圧）の体積（m^3）当たりに換算した値

③　メタン（CH_4）と一酸化二窒素（N_2O）

自動車走行による温室効果ガスについては、前計画と同じ排出係数を用います。

自動車の走行による温室効果ガスの排出係数

自動車の種類	排出係数	
	単位：kg-CH_4/km	単位：kg-N_2O/km
普通・小型乗用車（ガソリン・LPG）	0.000010	0.000029
普通・小型乗用車（定員 11 名以上・ガソリン）	0.000035	0.000041
軽乗用車（ガソリン）	0.000010	0.000022
普通貨物車（ガソリン）	0.000035	0.000039
小型貨物車（ガソリン）	0.000015	0.000026
軽貨物車（ガソリン）	0.000011	0.000022
特殊用途車（ガソリン）	0.000035	0.000035
普通・小型乗用車（軽油）	0.000002	0.000007
普通・小型乗用車（定員 11 名以上・軽油）	0.000017	0.000025
普通貨物車（軽油）	0.000015	0.000014
小型貨物車（軽油）	0.0000076	0.000009
特殊用途車（軽油）	0.000013	0.000025

（２）算定対象とする施設

- 業務その他部門の対象施設は、市が管理運営している施設のほか、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設も含む。
- 運輸部門、水道使用量、用紙印刷量については、外部への委託及び指定管理者制度により管理している施設を除く。
- 施設・設備の新設や廃止、管理運営の変更等に伴い、対象施設の変更・追加・廃止を行う。

基準年度（2013（平成 25）年度）の対象施設・設備

施設区分	施設・設備名（2013(平成 25)）年度）
市が直接管理している施設	市庁舎、戸田公園駅前行政センター、男女共同参画センタービリーブ、ふれあい安全ステーション、けやき安全ステーション、自転車駐輪場（市内３駅、７カ所）及び撤去自転車保管所、市立艇庫、起業支援センターオレンジキューブ、エコス、駅前公衆トイレ（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）、常時監視測定局（中町・修行目・薮雨・砂場・早瀬・美笹）、北部公園（野球場）、笹目公園（野球場）、市営公園、上戸田福祉センター、西部福祉センター、東部福祉センター、新曽福祉センター、自立支援ホーム、福祉保健センター、市立保育園（下戸田・新曽・喜沢南・笹目東・上戸田南・新曽南・笹目川・上戸田）、学童保育室、土地区画整理事務所、上戸田川浄化施設他調整池、配水及び水門施設、戸田公園駅エレベーター、市民医療センター、介護老人保健施設ろうけん、消防本部、消防署東部分署、消防署西部分署、消防団分団兼用災害待機宿舎、新曽南庁舎、小学校（12 校）、中学校（６校）、教育センター、学校給食センター、図書館・郷土博物館、彩湖自然学習センター、川岸収蔵庫
外部への委託及び指定管理制度により管理している施設	笹目コミュニティーセンターコンパル、保養所白田の湯、スポーツセンター、文化会館、彩湖・道満グリーンパーク管理事務所、心身障害者福祉センター、福祉作業所ゆうゆう、福祉作業所かがやき、健康福祉の杜、軽費老人ホーム白寿荘、児童センタープリムローズ、西部浄水場、中部浄水場、東部浄水場、市内井戸７カ所、水質監視装置、新曽ポンプ場、下戸田ポンプ場、少年自然の家

2019(令和元)年度末までの変更・追加・廃止

施設区分	内容	施設・設備名
市が直接管理している施設	変更	介護老人保健施設ろうけん[2018(平成 30)年度より指定管理施設]
	追加	自校式給食室[2014(平成 26)年度から]、調整池（１号・4-2 号・６号）[2015(平成 27)年度から]、中町多目的広場[2016(平成 28)年度から]、自転車駐輪場（1カ所追加）[2016(平成 28)年度から]、資材置き場[2016(平成 28)年度から]、美女木地下道[2016(平成 28)年度から]、非常災害用井戸施設[2016(平成 28)年度から]、郷土博物館仮設収蔵庫[2018(平成 30)年度]
	廃止	男女共同参画センタービリーブ[2014(平成 26)年度まで]、上戸田福祉センター[2014(平成 26)年度まで]、上戸田保育園[2014(平成 26)年度まで]、常時監視測定局（修行目・薮雨）[2015(平成 27)年度まで]、けやき安全ステーション[2018(平成 30)年度まで]、起業支援センターオレンジキューブ[2018(平成 30)年度まで]
外部への委託及び指定管理制度により管理している施設	追加	ボランティア活動支援センター[2014(平成 26)年度から]、上戸田地域交流センター[2015(平成 27)年度から]、児童センターこどもの国[2015(平成 27)年度から]、さくらパル[2017(平成 29)年度から]、介護老人保健施設ろうけん[2018(平成 30)年度から]、排水施設[2019(令和元)年度から]、汚水マンホールポンプ[2019(令和元)年度から]
	廃止	軽費老人ホーム白寿荘[2013(平成 25)年度末]

（３）市事務事業の温室効果ガス排出量の現況

設定した算定方法により算定した、市事務事業の温室効果ガス排出量は次のとおりです。

市事務事業における温室効果ガス排出量の推移

単位:t-CO_2

年度 / 排出原因	2013（平成 25）（基準年度）	2014（平成 26）	2015（平成 27）	2016（平成 28）	2017（平成 29）	2018（平成 30）
業務その他部門						
電気の使用	9,175	9,053	8,994	7,801	8,024	7,935
燃料の使用※1	2,211	2,255	1,985	2,122	2,301	2,189
計	11,386	11,308	10,979	9,923	10,325	10,124
運輸部門						
公用車の使用※2	142	123	143	148	148	147
総排出量	11,528	11,431	11,122	10,071	10,473	10,271
前年度比	－	▲ 0.8%	▲ 2.7%	▲ 9.4%	4.0%	▲ 1.9%
基準年度比	－	▲ 0.8%	▲ 3.5%	▲12.6%	▲ 9.2%	▲10.9%
エネルギー使用量（原油換算）	5,826 kL	5,884 kL	5,802 kL	6,134 kL	6,249 kL	6,173 kL

※1　燃料は、都市ガス、LP ガス、A 重油、灯油、軽油に起因する排出量の合算。
※2　公用車は、車両用燃料の使用に起因する二酸化炭素排出量と、車両走行距離に応じたメタン及び一酸化二窒素の排出量（二酸化炭素換算）の合算。

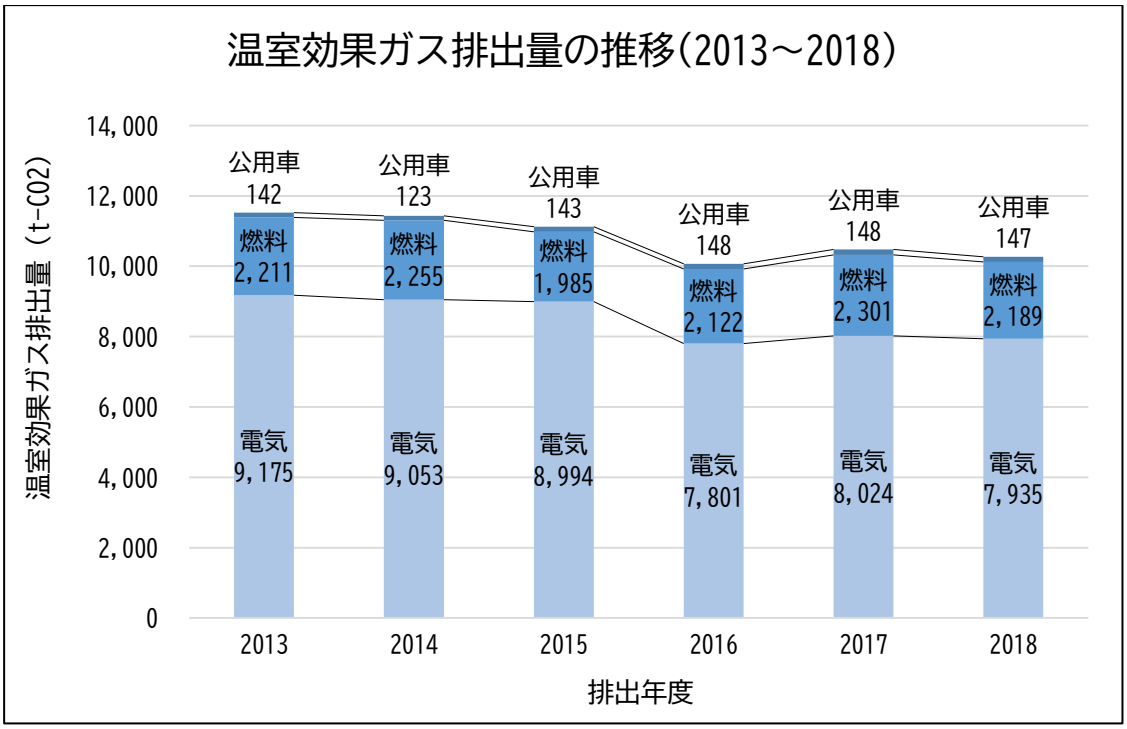

- 電気の使用による排出量が 2015（平成 27）年度を境にして減少していることに対し、エネルギー使用量（原油換算）は増加していることから、温室効果ガス排出量の削減要因は、電力自由化により、従来契約していた電気事業者よりも温室効果ガスの排出係数が小さい電力事業者と電力受給契約を結んだことが、理由と考えられる。
- エネルギー使用量（原油換算）が増加していることに対し、総排出量が減少していることから、省エネルギーが課題と考えられる。

資料７　アンケート結果

（1）アンケート実施概要

	市民アンケート	事業者アンケート
調査対象	市内に在住する満 20 歳以上の市民 1,500 人	市内で事業活動を行っている（事業所登録がある）事業者 300 者
調査期間	2019（令和元）年 11 月 29 日～2019（令和元）年 12 月 17 日	
調査方法	郵送法	
調査対象数	1.492 人 （宛先不明 8 人を除いた数）	288 者 （宛先不明 12 者を除いた数）
回収数	576 人	92 者
回収率	38.6%	31.9%
備考	○ 割合（%）は、すべて有効回答数（n 値）に対する回答数の割合を表している。 ○ 比率は小数点以下 2 位を四捨五入して算出した百分率（%）で表しており、見かけ上の合計が 100 %にならない場合もある。	

（2）市民アンケート結果

問1　回答者の属性

①性別

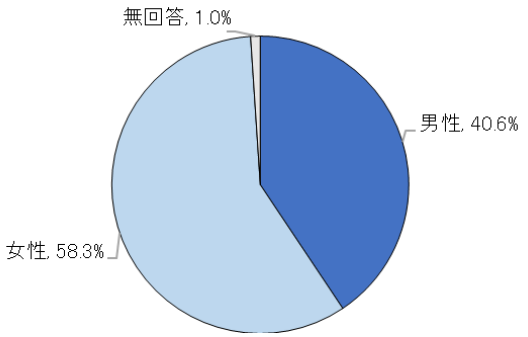

n=576

②年代

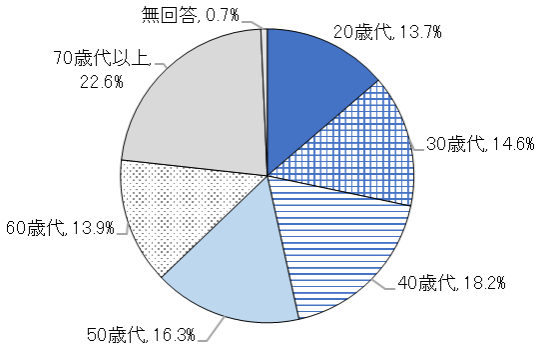

n=576

③職業

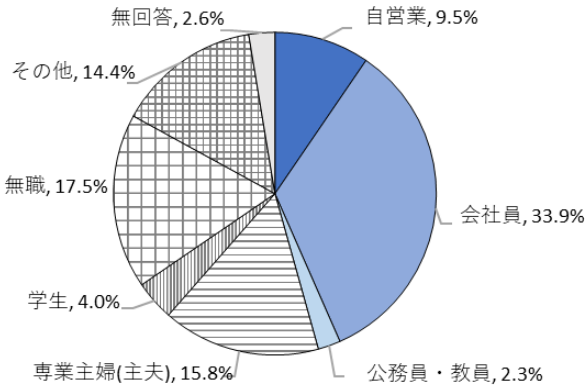

n=576

④世帯構成

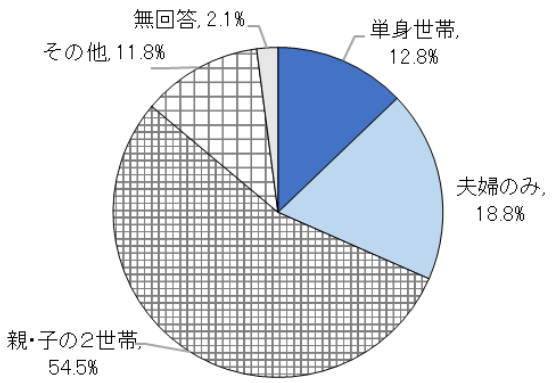

n=576

⑤居住年数

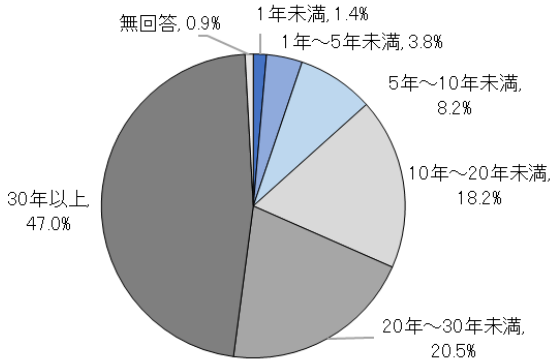

n=576

⑥ 居住地区

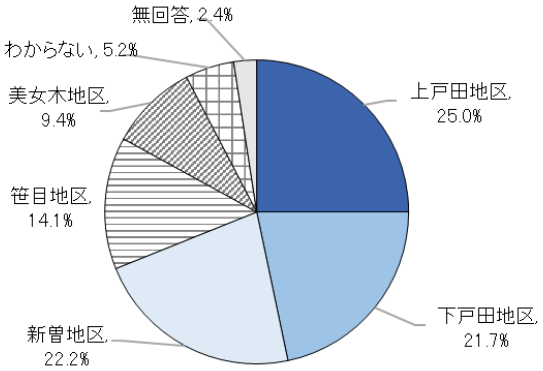

n=576

問２ 環境問題への関心

①地球温暖化･気候変動（２つまで選択）

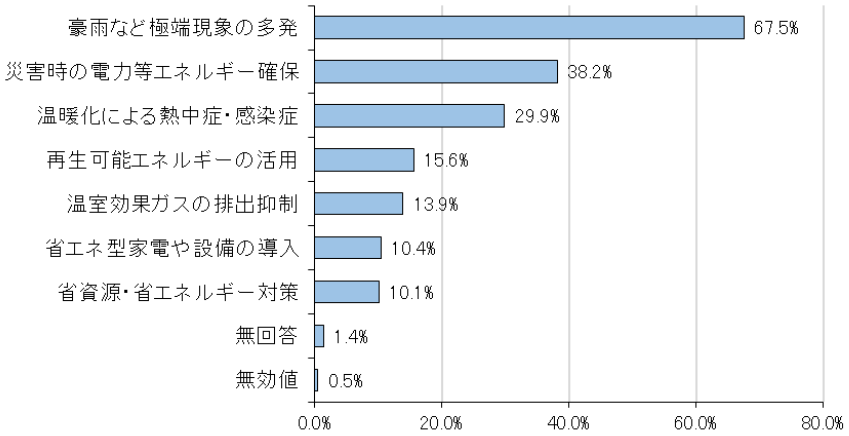

n=576

年代別集計（%）

年代	温室効果ガスの排出抑制	再生可能エネルギーの活用	省エネ型家電や設備の導入	省資源･省エネルギー対策	豪雨など極端現象の多発	温暖化による熱中症･感染症	災害時の電力等エネルギー確保	n
20歳代	11.4	21.5	15.2	16.5	64.6	30.4	29.1	79
30歳代	10.7	10.7	10.7	8.3	71.4	29.8	47.6	84
40歳代	13.3	15.2	10.5	13.3	69.5	32.4	31.4	105
50歳代	14.9	19.1	7.4	7.4	73.4	27.7	42.6	94
60歳代	16.3	16.3	8.8	8.8	72.5	22.5	41.3	80
70歳代以上	16.2	13.1	10.8	7.7	58.5	33.1	39.2	130
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	4
	13.9	15.6	10.4	10.1	67.5	29.9	38.2	576

②ごみの減量・資源化（2 つまで選択）

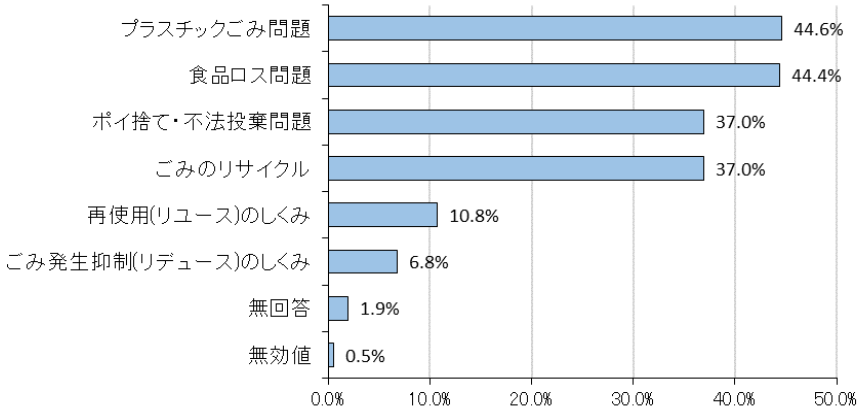

n=576

年代別集計（%）

年代	ごみのリサイクル	再使用(リユース)のしくみ	ごみ発生抑制(リデュース)のしくみ	食品ロス問題	プラスチックごみ問題	ポイ捨て・不法投棄問題	n
20歳代	35.4	8.9	5.1	54.4	45.6	32.9	79
30歳代	23.8	15.5	10.7	47.6	46.4	35.7	84
40歳代	30.5	10.5	8.6	46.7	51.4	36.2	105
50歳代	41.5	19.1	7.4	50.0	36.2	35.1	94
60歳代	46.3	6.3	6.3	40.0	47.5	40.0	80
70歳代以上	43.1	6.2	3.8	33.8	41.5	40.8	130
無回答	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	25.0	4
	37.0	10.8	6.8	44.4	44.6	37.0	576

③快適な生活環境や緑・水辺の保全（2 つまで選択）

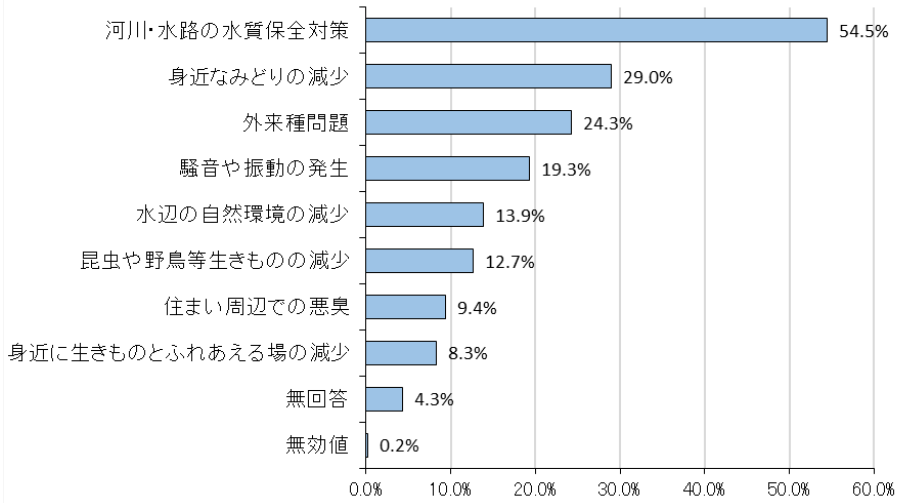

n=576

年代別集計（%）

年代	河川・水路の水質保全対策	騒音や振動の発生	住まい周辺での悪臭	水辺の自然環境の減少	身近なみどりの減少	昆虫や野鳥等生きものの減少	外来種問題	身近に生きものとふれあえる場の減少	n
20歳代	57.0	19.0	11.4	12.7	35.4	10.1	24.1	6.3	79
30歳代	59.5	25.0	16.7	8.3	21.4	15.5	21.4	8.3	84
40歳代	61.9	17.1	7.6	12.4	34.3	9.5	22.9	10.5	105
50歳代	44.7	26.6	6.4	11.7	26.6	22.3	28.7	10.6	94
60歳代	55.0	12.5	13.8	22.5	27.5	5.0	35.0	6.3	80
70歳代以上	50.8	16.9	4.6	16.2	28.5	12.3	18.5	7.7	130
無回答	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	4
	54.5	19.3	9.4	13.9	29.0	12.7	24.3	8.3	576

問3　協働による環境保全等の取り組みへの参加について

①参加したことがある活動について（制限なしで選択）

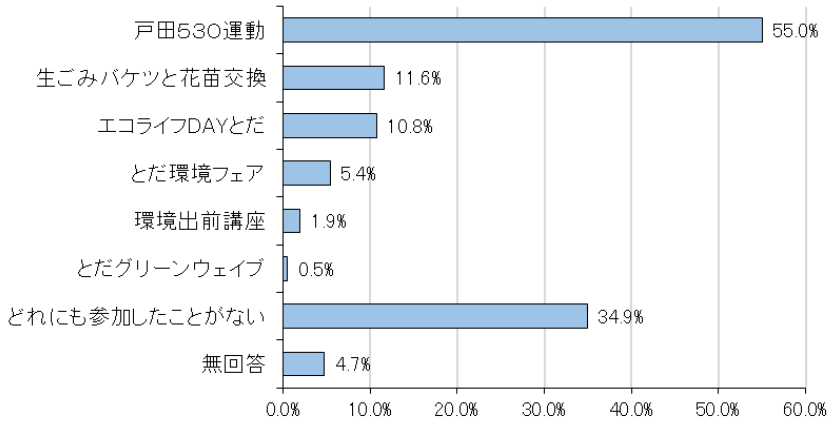

n=576

年代別集計（%）

年代	とだ環境フェア	戸田530運動	とだグリーンウェイブ	エコライフDAYとだ	環境出前講座	生ごみバケツと花苗交換	どれにも参加したことがない	n
20歳代	6.3	50.6	0.0	12.7	0.0	2.5	38.0	79
30歳代	2.4	31.0	1.2	15.5	1.2	2.4	56.0	84
40歳代	4.8	54.3	0.0	23.8	0.0	9.5	33.3	105
50歳代	4.3	51.1	0.0	7.4	0.0	10.6	41.5	94
60歳代	8.8	65.0	1.3	6.3	1.3	18.8	26.3	80
70歳代以上	6.2	71.5	0.8	1.5	6.9	21.5	20.8	130
無回答	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	4
	5.4	55.0	0.5	10.8	1.9	11.6	34.9	576

②今後、続けたい、参加してみたい活動について（制限なしで選択）

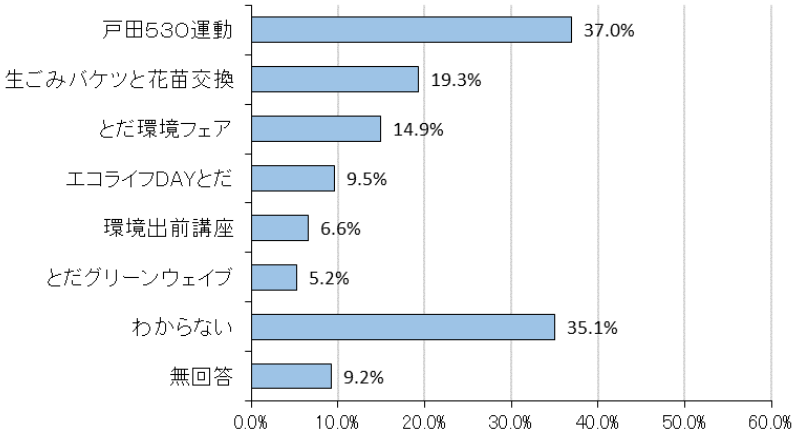

n=576

年代別集計（%）

年代	とだ環境フェア	戸田530運動	とだグリーンウェイブ	エコライフDAYとだ	環境出前講座	生ごみバケツと花苗交換	わからない	n
20歳代	10.1	16.5	5.1	10.1	2.5	12.7	49.4	79
30歳代	17.9	15.5	3.6	11.9	0.0	11.9	56.0	84
40歳代	18.1	39.0	5.7	15.2	1.9	21.9	28.6	105
50歳代	16.0	37.2	6.4	12.8	7.4	18.1	36.2	94
60歳代	10.0	47.5	5.0	8.8	15.0	26.3	27.5	80
70歳代以上	16.2	56.2	5.4	1.5	11.5	23.1	22.3	130
無回答	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	4
	14.9	37.0	5.2	9.5	6.6	19.3	35.1	576

問４　住まい周辺の環境について

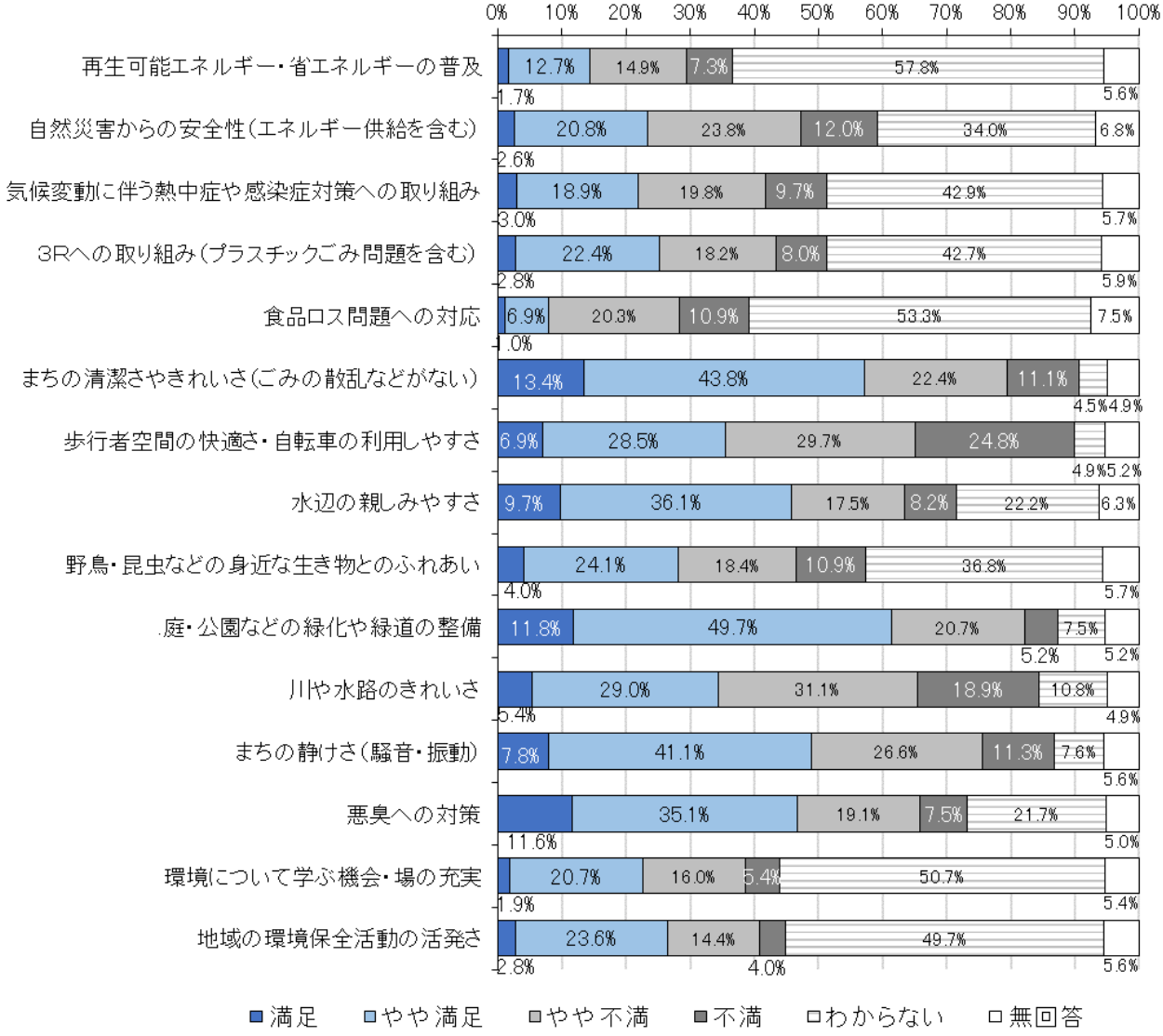

n=576

参考資料

問5　住まい周辺の環境を良くしていく上で重要と思うことについて

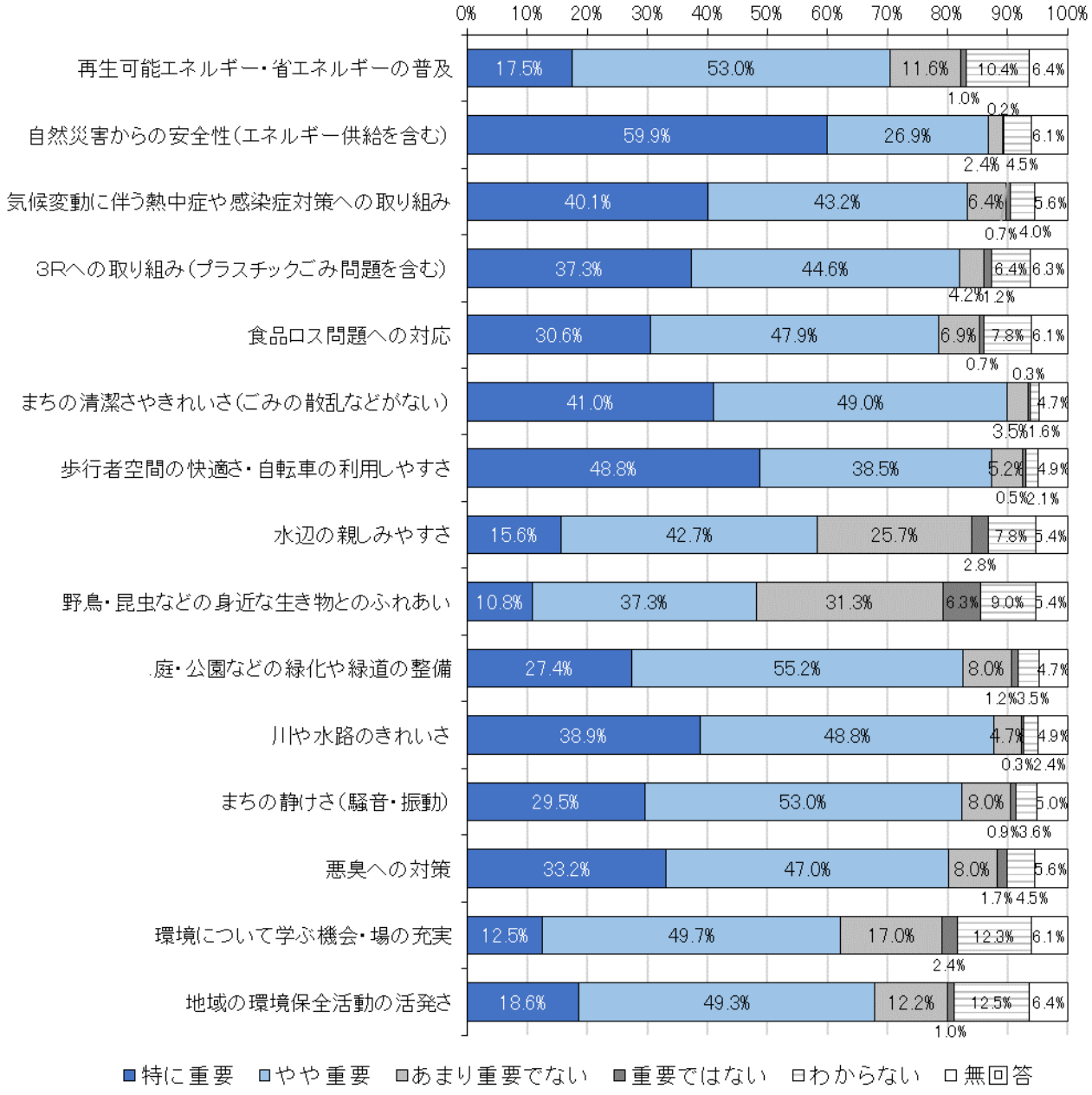

n=576

満足度と重要度の関係図

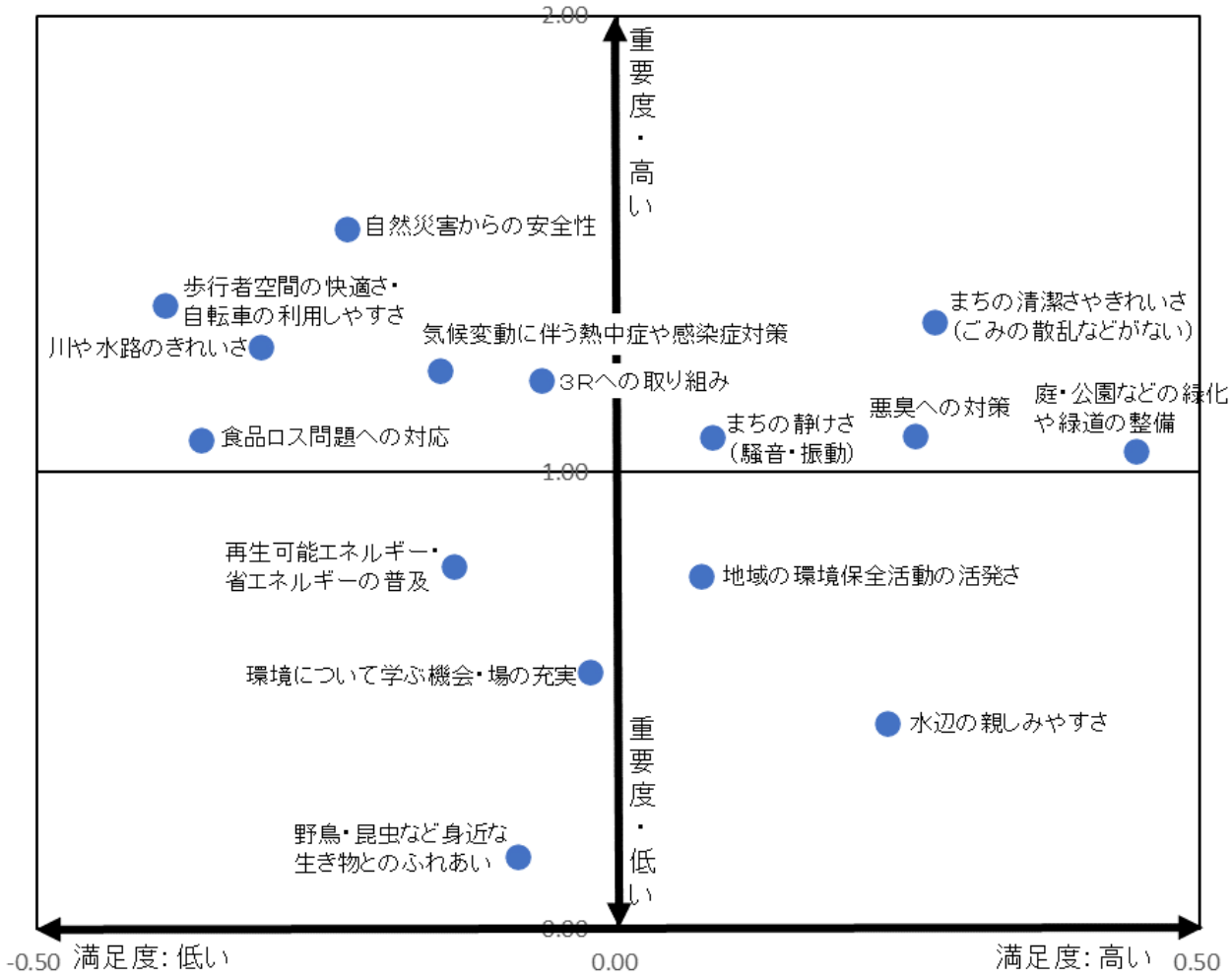

問6　環境に関する取組状況と今後の取り組みについて

①地球温暖化防止、エネルギー有効利用に向けて

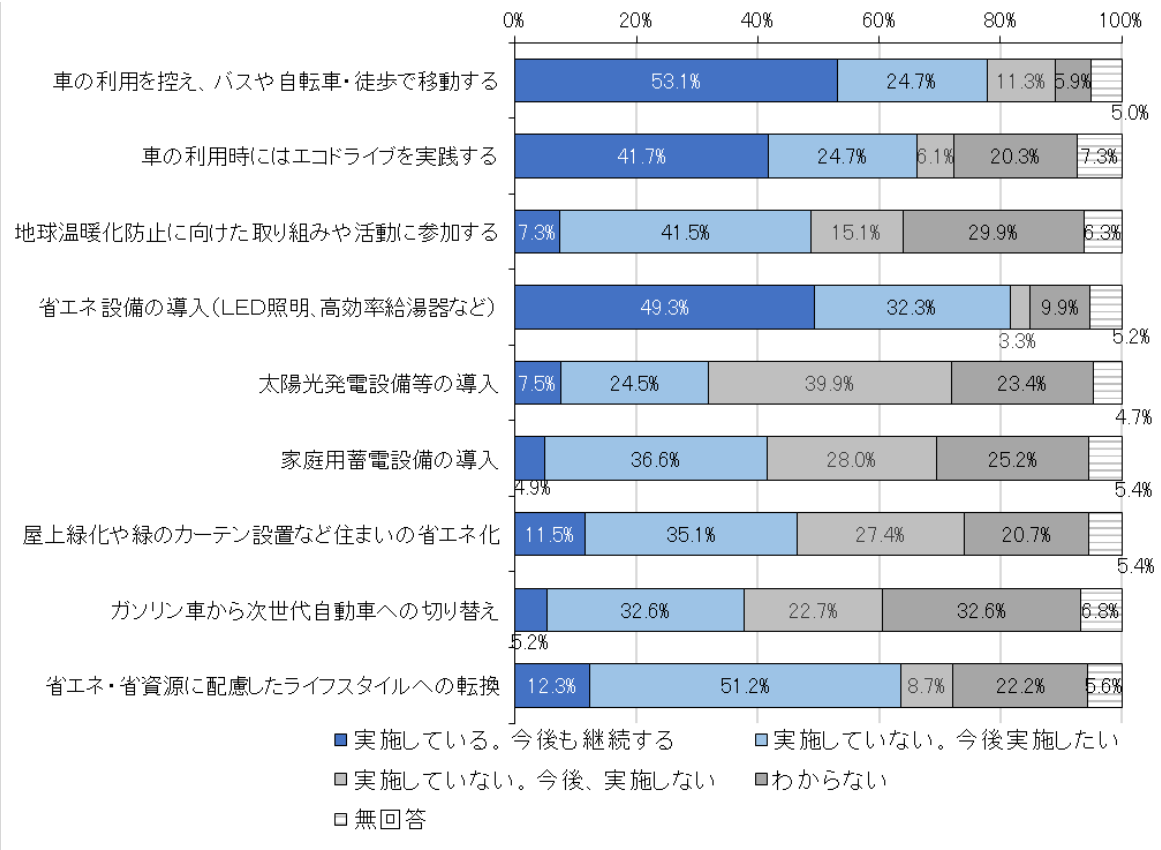

n=576

②資源の有効利用に向けて

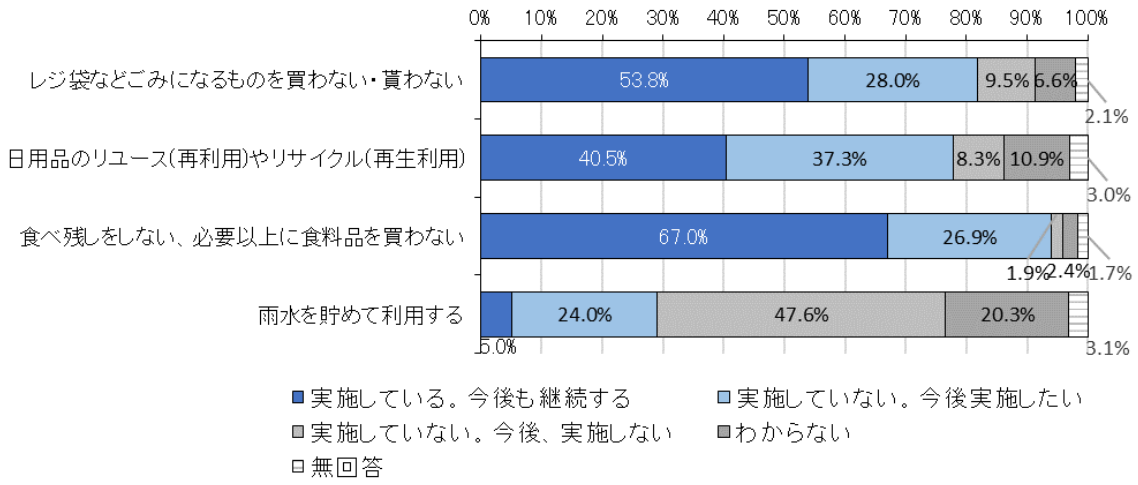

n=576

③快適な生活環境や緑・水辺の保全に向けて

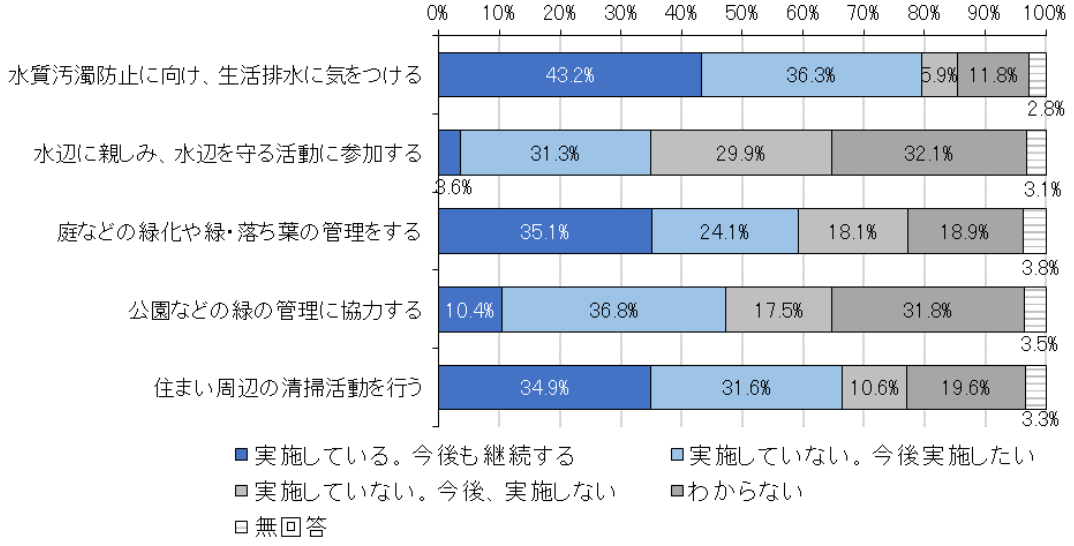

n=576

④環境についての学びや活動などについて

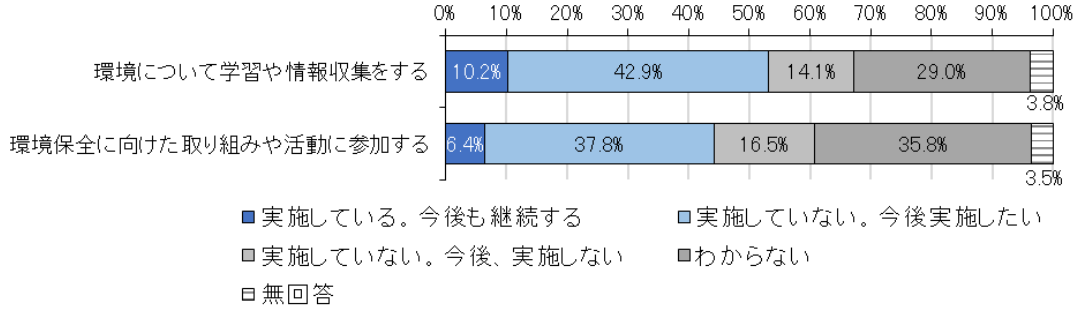

n=576

問7　戸田市に必要だと考える取り組みについて（制限なしで選択）

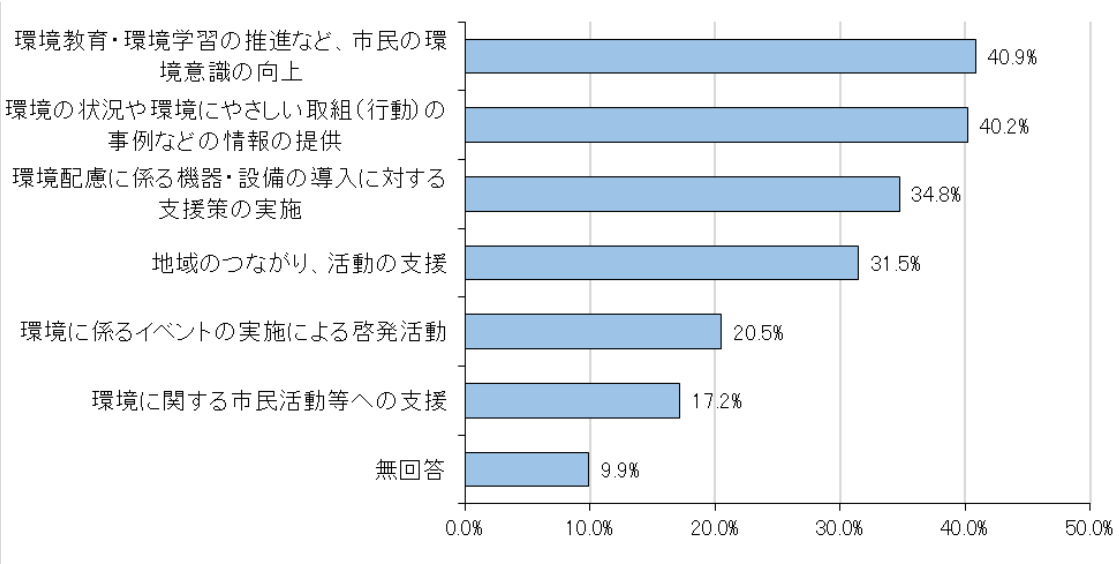

n=576

（3）事業者アンケート結果

問1　回答事業者の属性

①業種

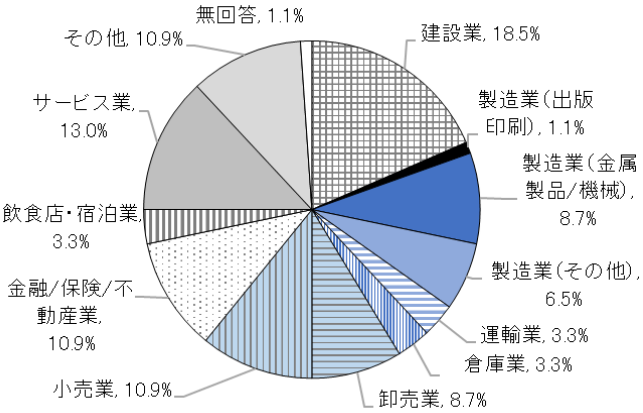

n=92

②従業者数

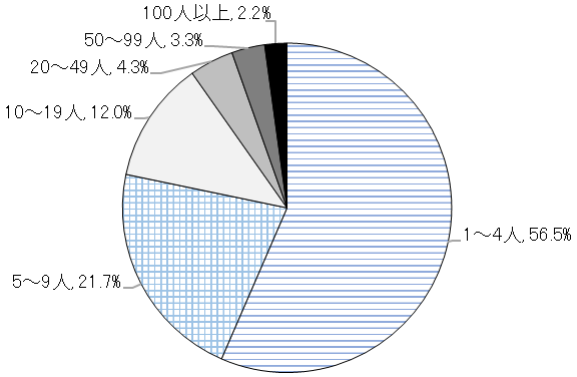

n=92

③市内での営業年数

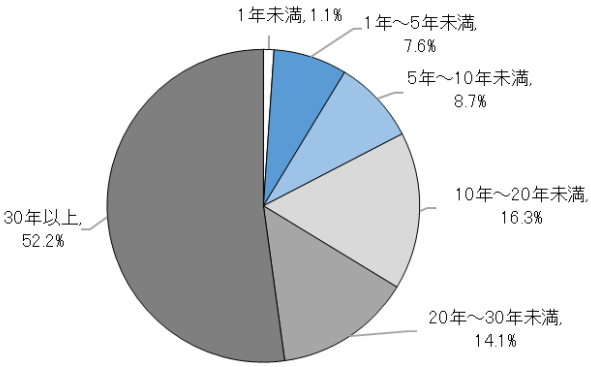

n=92

問２　事業活動を行っていく上で関心が高い環境問題について

①地球温暖化・気候変動（2 つまで選択）

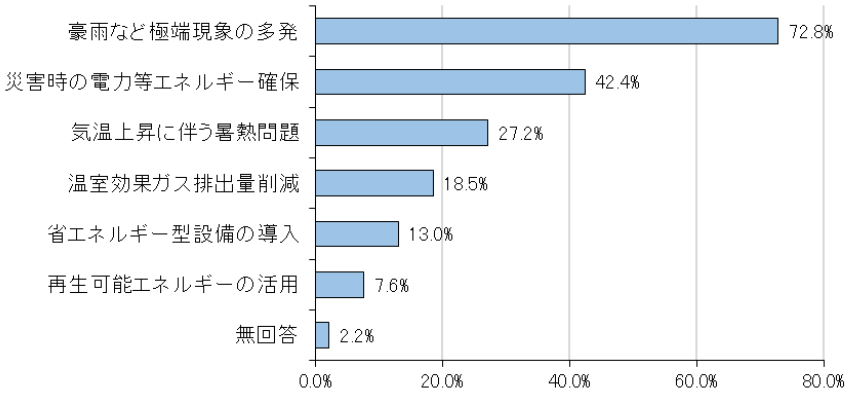

n=92

②ごみの減量・資源化（2 つまで選択）

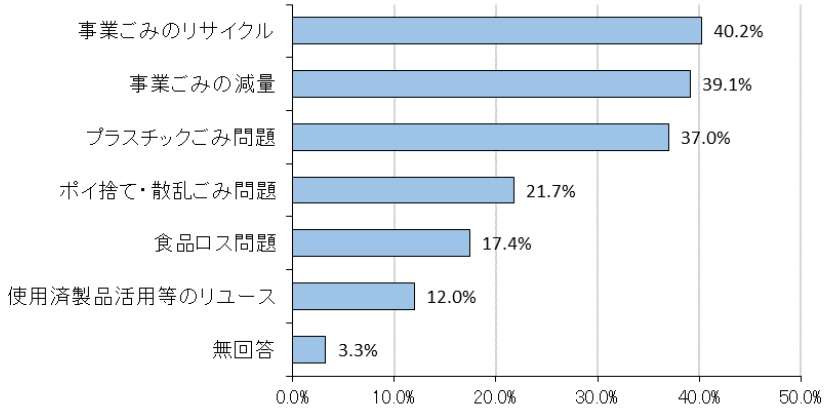

n=92

③緑・水辺・快適な生活環境関連（2 つまで選択）

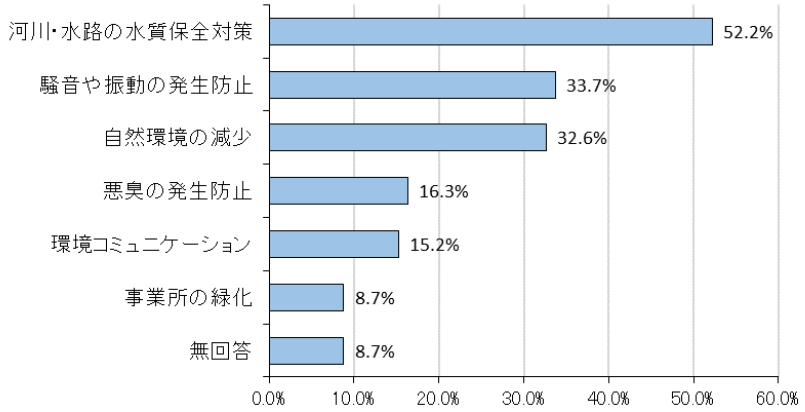

n=92

問3　環境マネジメントシステムなどの導入状況について（制限なしで選択）

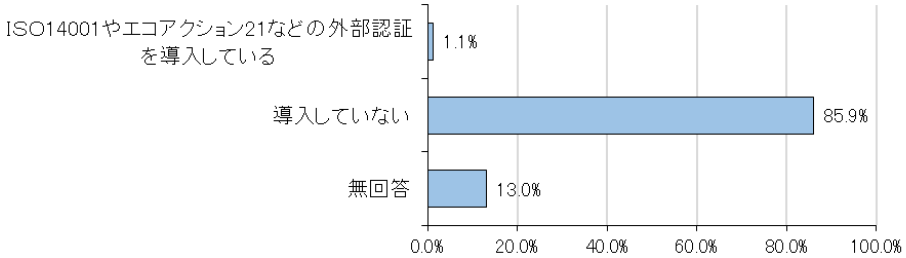

n=92

問４　地球温暖化に関する設備等の取組状況等について

①エネルギーの有効利用に向けて

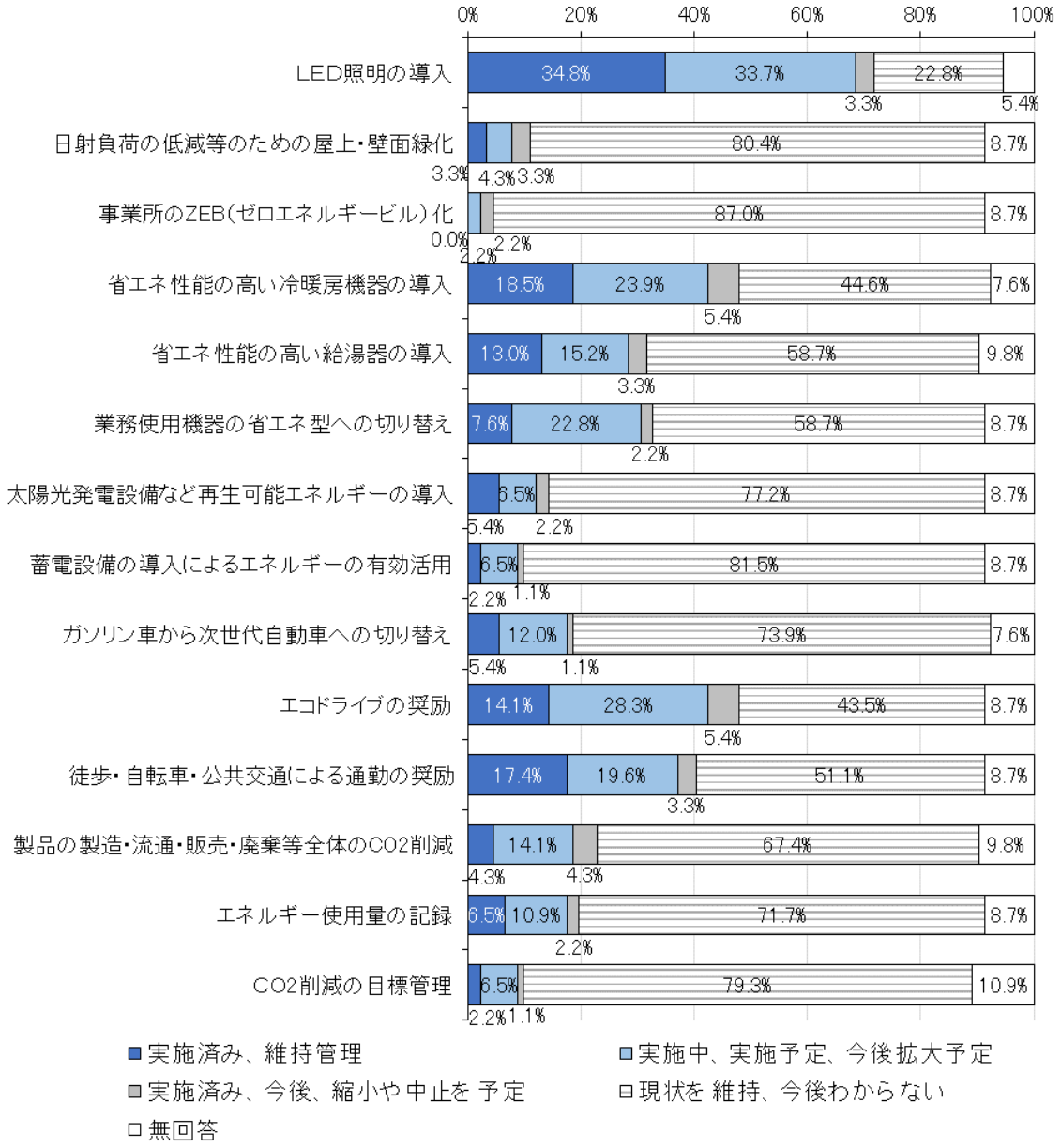

n=92

②気候変動の影響への対策について

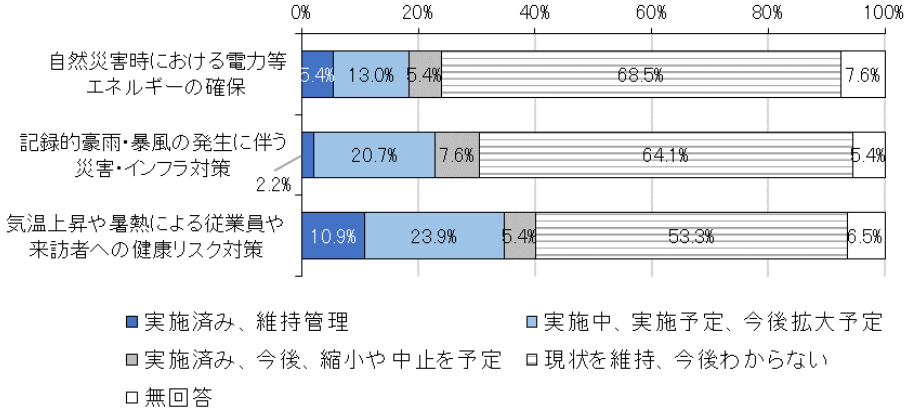

n=92

問5　環境に関する取組状況等について

①ごみ減量及び資源の有効利用について

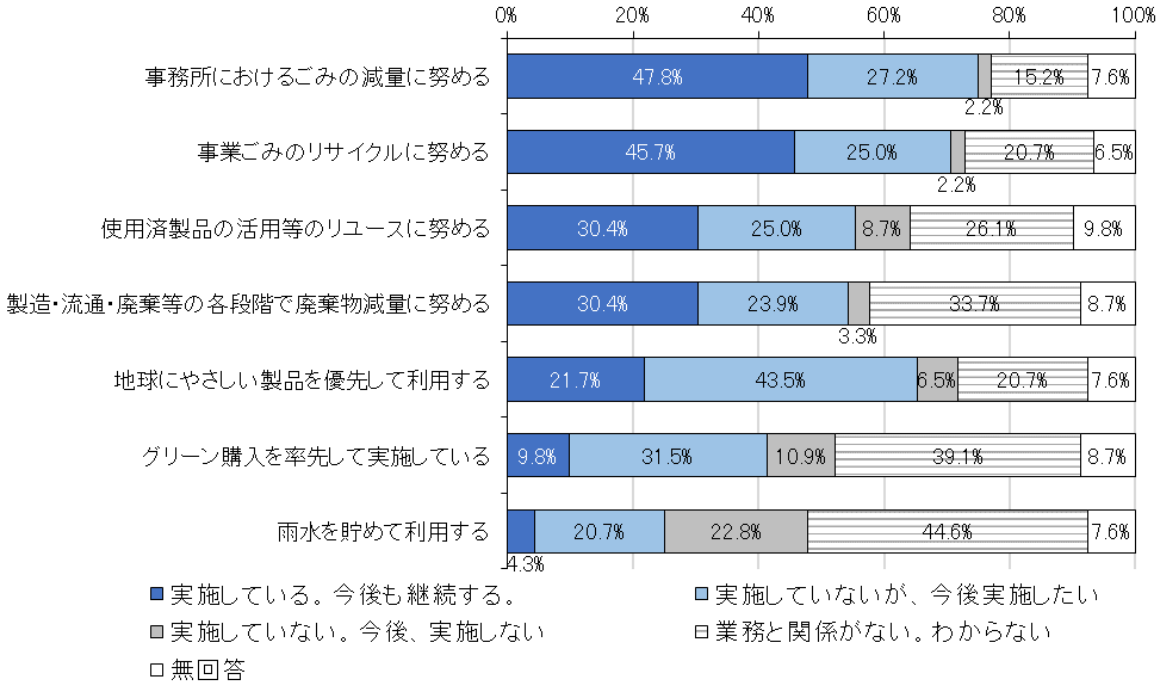

n=92

②快適な生活環境や緑・水辺の保全に向けて

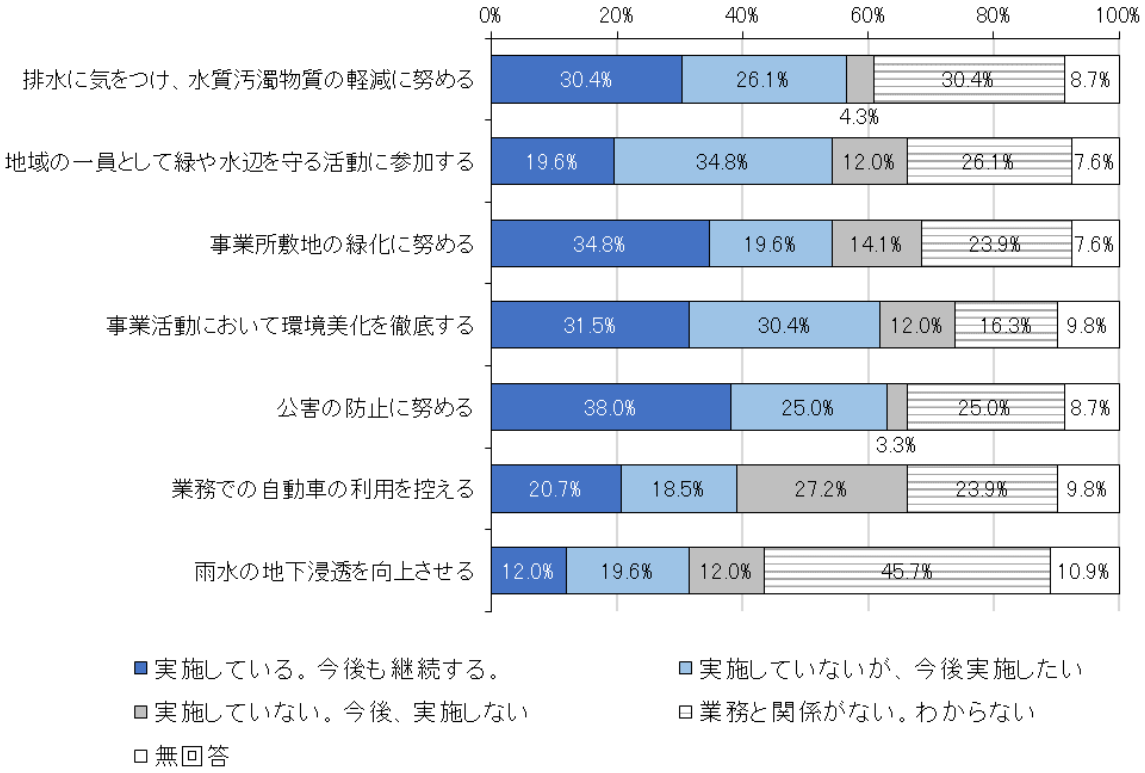

n=92

③環境学習・環境保全活動について

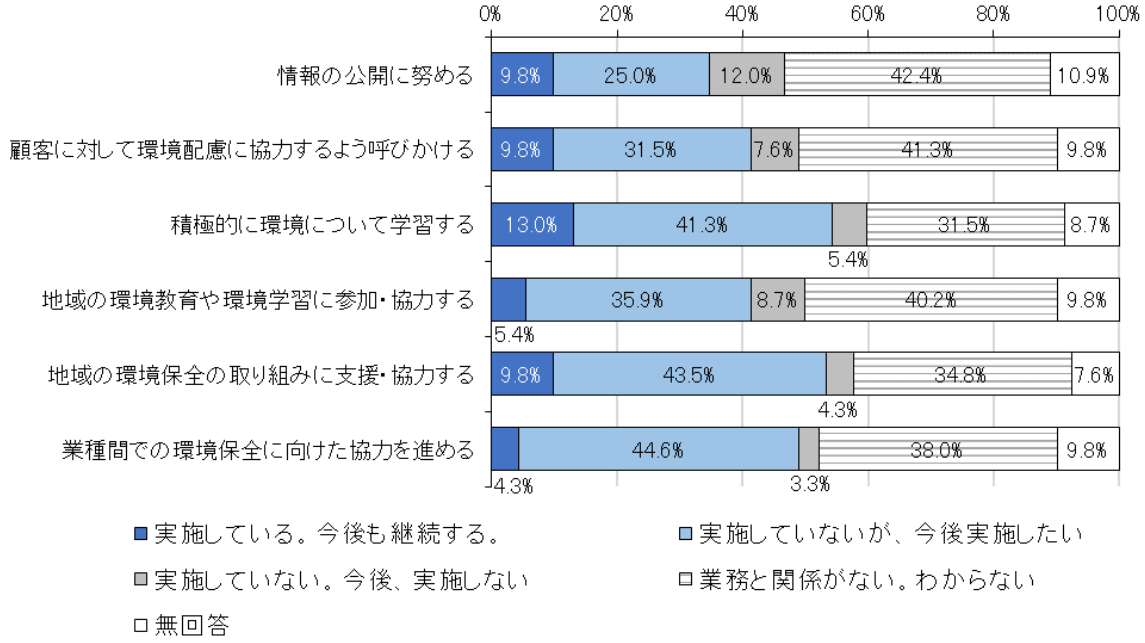

n=92

問7 戸田市に必要だと考える取組について（制限なしで選択）

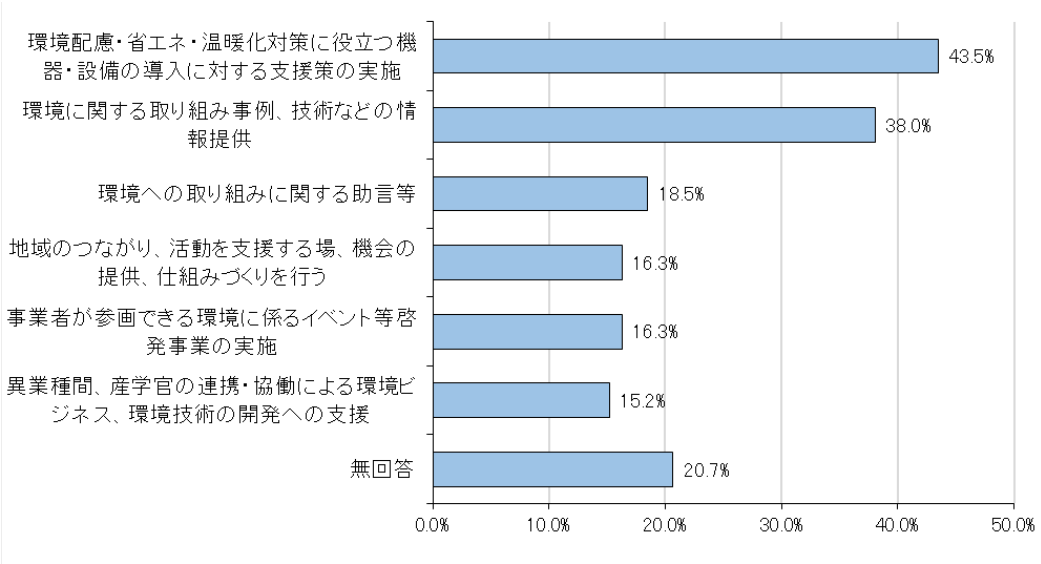

n=92

資料８　用語解説

【英数】

用語名称	解　　説
BEMS	Building Energy Management System（ビル・エネルギー・マネジメント・システム） ・読み方は「ベムス」。ビル等の建物内で使用する電力使用量等を計測蓄積し、導入拠点や遠隔での「見える化」を図り、空調・照明設備等の接続機器の制御やデマンドピークを抑制・制御する機能等を有するエネルギー管理システムのこと。
BOD	Biochemical Oxygen Demand ・生物化学的酸素要求量。河川水や事業場排水の汚濁を表す上で、一般的に使われる指標。水の汚濁源となる水中の有機物量を示しており、対象水中の好気性微生物が有機物を分解する過程（５日間）で消費する溶存酸素の量で表され、数値が大きいほど汚濁が著しい。
CCUS	Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage ・二酸化炭素の回収・利用・貯留 ・火力発電所等からの排ガス中の二酸化炭素（Carbon dioxide）を分離・回収（Capture）し、有効利用（Utilization）、または地下へ貯留（Storage）する技術。
COOL CHOICE（クールチョイス）	・国が推奨する「地球温暖化対策に資する『賢い選択』をしていこう」という取組のこと。63～65 ページの Topic 参照。
ESCO(エスコ)事業	Energy Service Company ・省エネルギー改修にかかる費用を、改修の成果である光熱水費の削減分でまかなう事業。ESCO 事業導入による顧客の利益が、ESCO 事業者によって保証される契約形態（パフォーマンス契約）をとることで、顧客にとっては確実な省エネルギー効果が達成される利点がある。
ESG 投資	・従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）の要素も考慮した投資のこと。30 ページの Topic 参照。
EV	「次世代自動車」を参照。
FCV	「次世代自動車」を参照。
HEMS	Home Energy Management System（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム） ・読み方は「ヘムス」。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムやガスコージェネレーションシステム（燃料電池等）などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。
LED	Light Emitting Diode ・電流を流すと発光する半導体の一種で、発光ダイオードともいう。LED は蛍光灯に比べて消費電力が７割程度であること、材料に水銀などの有害物質を含まないことなどから環境負荷が低い発光体として、照明などに利用されている。
PDCA	「環境マネジメントシステム」を参照。
PHV	「次世代自動車」を参照。

用語名称	解　　説
SDGs	Sustainable Development Goals ・持続可能な開発目標。 ・読み方は「エスディージーズ」。2015（平成 27）年９月の国連サミットで採択された国際的な目標。地球を守るために人類が 2030（令和 12）年までに達成すべき貧困、飢餓、教育、ジェンダー、エネルギーなどの 17 の目標と、それぞれの目標を達成するための 169 のターゲットからできている。10 ページ参照。
ZEB	Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル） ・読み方は「ゼブ」。建物外皮（屋根・壁・床等）の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指したビル。
ZEH	Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス） ・読み方は「ゼッチ」。ZEB と同様に、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した住宅。
3R	・Reduce（リデュース＝ごみを出さない）、Reuse（リユース＝再使用する）、Recycle（リサイクル＝再生利用する）のそれぞれの頭文字を合わせて 3R という。循環型社会の構築に向けた基本的な考え方で、ごみと資源に関わる問題を解決するキーワードと言われている。 ・3R に Refuse（リフューズ＝ごみになるものを断る）を加えて 4R、Repair（リペア＝修理して使う）を加えて 5R ということもある。 ・政府が 2019（令和元）年５月に策定した「プラスチック資源循環戦略」では、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、「3R＋Renewable（リニューアブル）」（3R の徹底と再生可能資源への代替）を基本原則とし、バイオプラスチックなどの代替素材の利用促進が盛り込まれている。

【あ】

用語名称	解　　説
愛知目標	・生物多様性戦略計画 2011-2020 で、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020（令和２）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという 20 の個別目標のこと。 ・数値目標を含む、より具体的なものである。そのうち、生物多様性保全のため地球上のどの程度の面積を保護地域とすべきかという目標 11 に関しては、最終的には「少なくとも陸域 17%、海域 10%」が保護地域などにより保全されるとの目標が決められた。その他にも「森林を含む自然生息地の損失速度が少なくとも半減、可能な場所ではゼロに近づける」といった目標（目標５）が採択されている。
アイドリング	・自動車の停止時にもエンジンを動かしていること。車庫や駐車時のムダなアイドリングの停止は、二酸化炭素（CO_2）や大気汚染物質の排出削減の効果がある。

<table>
<tr><th>用語名称</th><th>解　　説</th></tr>
<tr><td>遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分</td><td>ABS：Access to genetic resources and Benefit-Sharing
・生物多様性条約（CBD 条約）に、遺伝資源保有国とその保有する遺伝資源を利用して利益を得る国との間の利害調整を図るために導入した考え方。生物多様性条約の３つ目の目的に位置づけられている。</td></tr>
<tr><td>雨水浸透</td><td>・地上に降った雨が地下に浸透すること。土地の舗装が進んだ市街地では浸透が妨げられ、雨水が溜まりやすくなる。</td></tr>
<tr><td>エコアクション21</td><td>・環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）。PDCA サイクルと呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めている。中小の事業者も含めて、事業者が効果的・効率的・継続的に環境に取り組むことができるよう工夫されている。</td></tr>
<tr><td>エコカー</td><td>「次世代自動車」を参照。</td></tr>
<tr><td>エコドライブ</td><td>・燃料消費量や CO_2 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのこと。エコドライブの行動として、「エコドライブ 10 のすすめ」があり、穏やかな発進、加速・減速の少ない運転、ムダなアイドリングをやめるなどの 10 のポイントがある。64 ページ参照。</td></tr>
<tr><td>エコライフ DAY</td><td>・地球温暖化防止のため、みんなで、1 日、環境にやさしい生活にチャレンジしてみようという取組。2000（平成 12）年に川口市から始まった取組で、チェックシート（環境家計簿）をチェックすることで、1 日の行動の中でどれだけ CO_2 を減らせたのか数値で実感することができる。本市では現在、埼玉県が作成するエコライフ DAY チェックシートを活用し、市内小・中学校、家庭や民間企業など市域全体への取組の普及・拡大を図っている。74～75 ページの Topic 参照。</td></tr>
<tr><td>エシカル消費</td><td>・倫理的消費。73 ページの Topic 参照。</td></tr>
<tr><td>エネファーム</td><td>・家庭用燃料電池製品の統一名称で、都市ガス・LP ガスから取り出した水素と、空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させるコージェネレーションシステム。利用段階で反応物として水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。</td></tr>
<tr><td>温室効果ガス</td><td>・温室効果（太陽光によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める働き）をもつ気体のこと。地球温暖化対策推進法の対象ガスは次表のとおり。なお、通常それぞれのガスの温室効果を二酸化炭素に換算して、その量を表す。
<table>
<tr><td>二酸化炭素（CO_2）</td><td>代表的な温室効果ガス。主な排出源は化石燃料の燃焼など。</td></tr>
<tr><td>メタン（CH_4）</td><td>天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。主な排出源は稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。</td></tr>
<tr><td>一酸化二窒素（N_2O）</td><td>数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。主な排出源は燃料の燃焼、工業プロセスなど。</td></tr>
<tr><td>ハイドロフルオロカーボン（HFCs）</td><td>塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。主な用途はスプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセスなど。</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

用語名称	解　　説
	パーフルオロカーボン（PFCs）：炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。主な用途は半導体の製造プロセスなど。 六フッ化硫黄（SF_6）：硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。主な用途は電気の絶縁体など。 三フッ化窒素（NF_3）：窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。主な用途は半導体の製造プロセスなど。

【か】

用語名称	解　　説
カーボン・オフセット	・日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減・吸収活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。その方法のひとつとして、排出量の総枠を設定し、国や企業の間で排出枠を売買する排出量取引制度がある。89 ページの Topic 参照。
カーボンニュートラル	・二酸化炭素の排出量から吸収量を差し引いた合計がゼロになることをいう。例えば、植物の成長過程における光合成による二酸化炭素の吸収量と、植物の焼却による二酸化炭素の排出量が相殺され、実際に大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えないことが考えられる。このように、化石燃料の代替としてのバイオマスエネルギー（森林の間伐材や家畜の排泄物、食品廃棄物などを燃料にして、発電したり熱を供給すること）の利用は、カーボンニュートラルだと考えられ、二酸化炭素の発生と固定を平衡し、地球上の二酸化炭素を一定量に保つことができる。また、二酸化炭素排出量を削減するための植林や再生可能エネルギーの導入など、人間活動による二酸化炭素の排出量を相殺できる取組もカーボンニュートラルとされる。
カーボンプライシング	・温室効果ガスの排出量をお金に換算し、企業などに負担させる仕組み。省エネ設備への投資などで削減に取り組めば、コストが増えても結果的に収益面でメリットがあるようにすることで、脱炭素への取組を促す狙いがある。 ・日本でも 2050 年の温室効果ガスの排出量実質ゼロに向けて、排出削減につながる制度としてカーボンプライシングの議論が本格的に始まっている。 ・選択肢となる主な手法は次のとおり。手法によって企業や個人に与える影響が異なる。 炭素税：二酸化炭素の排出量に応じて課税 排出量取引：各企業が排出できる二酸化炭素の上限を決め、超過した企業は排出の少ない企業から権利を購入 削減量（クレジット）取引：企業が省エネ設備の導入などで削減した排出量を取引する制度 非化石価値取引市場：再生可能エネルギーなど二酸化炭素を排出せずに発電した電力の価値を取引する市場 ・「排出量取引制度」は、東京都や埼玉県ですでに運用されている。
外来種	・意図的、非意図的を問わず人為的に移動させられた、その生物が本来移動できる範囲（自然分布域）の外に生育または生息する生物種のこと。

<table>
<tr><th>用語名称</th><th>解　　説</th></tr>
<tr><td>環境関連
ビジネス</td><td>・環境負荷を低減させたり、循環型社会を実現させる製品やサービスを提供する事業活動のこと。環境省では、これを「環境汚染防止」、「地球温暖化対策」、「廃棄物処理・資源有効活用」、「自然環境保全」の４つに分類している。</td></tr>
<tr><td>環境基準</td><td>・環境基本法により国が定めるもので、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、地下水汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準。なお、これは行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。</td></tr>
<tr><td>環境空間</td><td>・高架式による新幹線の建設にあたって、当時（1980（昭和 55）年～1982(昭和 57）年）の国鉄と地元との話し合いの中で、地域の環境を保全するため、新幹線及び埼京線の両側に概ね 20ｍずつ確保された緩衝地帯であり、戸田市内では約 4.9km に及ぶ。花と緑にあふれた遊歩道「戸田華かいどう 21」の整備を進めている。</td></tr>
<tr><td>環境負荷</td><td>・人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう」としている。
・工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。温室効果ガスやフロン類も、環境負荷として捉えることが多い。</td></tr>
<tr><td>環境マネジメントシステム</td><td>・企業などが自ら企業経営の中で排出物を減らすことや、エネルギー消費量を減らすことなど、環境への負荷を低減していくための「方針・計画（Plan）」を立て、それを「実行（Do）」し、その達成度を「点検・評価（Check）」し、結果を基に「見直し・改善（Act）」するという PDCA サイクルを繰り返して行うことで、継続的に環境負荷の削減が図れるような組織体制にするための管理システム。
・戸田市は、2019(平成 31)年１月に環境マネジメントシステムにおける ISO14001 の認証を非継続とし、独自に運用している。</td></tr>
<tr><td>緩和策</td><td>・温室効果ガスの排出削減や森林等の吸収作用の対策を行うことで、地球温暖化の防止を図るための施策。もうひとつの施策「適応策」とは相互補完的なものとされる。
<table>
<tr><td>発生源対策</td><td>大気中の温室効果ガスの増加を抑える。</td></tr>
<tr><td>吸収源対策</td><td>植物による吸収と植生・土壌への有機炭素の蓄積を促す。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>気候変動</td><td>・気候変動適応法における気候変動は、主に人為的な地球温暖化によって起こる今後数十年～数百年の急激な気候変動を意味する。この気候変動は自然環境ばかりでなく、人間の暮らしや活動に深刻な影響を与えると予想されている。
・気候変動に起因して、人の健康や生活環境の悪化、生物の多様性の低下、その他の生活・社会・経済・自然環境において生ずる影響を「気候変動影響」という。
・気候変動影響に対応して、これによる被害の防止・軽減、生活の安定、社会経済の健全な発展、自然環境の保全を図ることを「気候変動適応」という。</td></tr>
<tr><td>気候変動適応
センター</td><td>・その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響や気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析・提供や技術的助言を行う拠点（地域気候変動適応センター）。</td></tr>
</table>

用語名称	解　　説
	・戸田市は、2021（令和３）年４月に埼玉県が設置する「埼玉県気候変動適応センター」と共同して、「戸田市気候変動適応センター」を設置。40・42 ページ参照。 ・気候変動適応センターを県と共同で設置するメリットとして、県が有する気候変動に関する情報の提供を受けることにより、戸田市における気候変動適応がより推進されることが期待できる。なお、県が提供可能な気候変動や適応に関する情報等は次のとおり。 ◦ 熱中症に係る情報や対策に関する情報 ◦ 暑さ対策やヒートアイランド対策に係る取組状況 ◦ ハザードマップについての情報 ◦ 水質や大気などの環境調査に係るデータ
気候変動に関する政府間パネル	IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change ・人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、国連環境計画（UNEP）及び世界気象機関（WMO）の共催により 1988（昭和 63）年に設置された。温暖化に関する科学的知見の評価、温暖化の環境的・社会経済的影響の評価、今後の対策のあり方の３つの課題について検討し、報告書をまとめることで地球温暖化対策に必要な基礎的認識の形成に大きな役割を果たしている。
協働	・複数の主体が対等な関係に立ち、共通の目的のために連携・協力することを指し、パートナーシップともいう。認知を伴う相互自立、合意に基づく役割分担が必要となる。
クリーンエネルギー	・地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO_2）や人体に影響を与える窒素酸化物（NOx）などの有害物質を排出しない（排出量の少ない）エネルギー源のこと。主な種類として、太陽光発電、水力発電、風力発電、バイオマス発電、地熱発電などがある。 ・次世代のクリーンエネルギーとして水素エネルギーが注目を集めている。52 ページの Topic 参照。
グリーンインフラ	・社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・地域づくりを進める取組のこと。79 ページの Topic 参照。
グリーン購入	・購入の必要性を十分に考慮して、品質や価格だけでなく環境のことを考え、できるだけ環境負荷の小さい製品やサービスを、環境負荷の軽減に努める事業者から優先して購入すること。
グリーン成長戦略	・ここでは国が 2020（令和２）年 12 月に策定した「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を指す。 ・同年 10 月の「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」という宣言を踏まえ、その挑戦を「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策。14 の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取組を明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画としている。54～55 ページの Topic 参照。
公共用水域	・水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠（こうきょうこうきょ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう」と定められている。

用語名称	解　　説
公民連携	・自治体と民間事業者等が連携して公共サービスの提供を行う仕組みで、社会経済情勢の変化や住民の暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応するために自治体が民間事業者の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施していくための手法。 ・本市では、民間企業等が持つ資源や特色、ノウハウ等をいかした提案を募集し、複雑化する行政課題や地域課題等を迅速かつ柔軟に解決するための窓口「公民連携ファーム」を設置している。また、市民サービスのより一層の向上を目指し、様々な分野において、民間と市がそれぞれの特性や資源を生かし、協力し合う、包括連携協定の締結や公共施設等のネーミングライツに取り組んでいる。89 ページの Topic 参照。
国連気候変動枠組条約（気候変動に関する国際連合枠組条約）	・大気中の温室効果ガス濃度を気候体系に危険な影響を与えない水準で安定させることを目的とした条約であり、1992（平成 4）年リオデジャネイロで開催された地球サミットの期間中に署名され 1994（平成 6）年に発効した。
530 運動（ゴミゼロ運動）	・「ごみを捨てない」、「自分のごみは自分で持ちかえる」ことによって、「美しく住み良い、環境にやさしいまちづくり」を推進する運動。本市では、年４回（３・６・９・12 月）市全体で行われる一斉清掃のことを指し、各町会・自治会ごとに市民が町内のごみを拾い集めるほか、市内の学校や事業所でも、この運動に協力して周辺の清掃を実施しているところもある。86 ページ参照。
ごみ屋敷	・生活に支障が出るほど大量のごみが積まれ、放置されている住宅。

【さ】

用語名称	解　　説
サーキュラーエコノミー	Circular Economy ・循環経済 ・従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」のリニアな経済（線形経済）に代わる、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。29 ページの Topic 参照。
災害廃棄物	・自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村等がその処理を実施するもの。災害廃棄物を適正に処理することで、災害からの復旧・復興を後押しするとともに、市民が安心・安全に暮らすことができるまちづくりの実現を図る。
再生可能エネルギー（再エネ）	・エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することをいう。
里地里山	・農林漁業の集落や農地と、その周囲の人間の影響を受けた生態系が存在する段丘や丘陵、山地を一体的に捉えた環境全体を指す。同様の海を里海ということがある。

<table>
<tr><th>用語名称</th><th>解　　説</th></tr>
<tr><td>次世代自動車</td><td>・従来のガソリンエンジンやディーゼルエンジンを動力とする自動車に対して、大気汚染物質の排出が少ない、燃費性能が優れ二酸化炭素の排出が少ないなど、走行時の環境負荷を大きく減らした、環境性能が高い自動車。エコカーもほぼ同義。主な種類は次のとおり。
<table>
<tr><td>燃料電池自動車（FCV）</td><td>英語：Fuel Cell Vehicle。車載の水素と空気中の酸素を反応させて、燃料電池で発電し、その発電でモーターを回転させて走る自動車。</td></tr>
<tr><td>電気自動車（EV）</td><td>英語：Electric Vehicle。バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。</td></tr>
<tr><td>ハイブリッド自動車（HV）</td><td>英語：Hybrid Vehicle。エンジンと電気モーターを組み合わせて動力とする自動車。エンジンを発電専用とするもの（シリーズ式）もある。</td></tr>
<tr><td>プラグインハイブリッド自動車（PHV）</td><td>英語：Plug-in Hybrid Vehicle。HV に、外部電源から充電できる機能を持たせた自動車。</td></tr>
<tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>ディーゼル車規制条例を受けて開発された、環境負荷の少ないディーゼルエンジンを動力とする自動車。</td></tr>
<tr><td>天然ガス自動車</td><td>天然ガスを使うエンジンを動力とする自動車。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>市民緑地</td><td>・都市緑地法に基づく制度で、地方自治体または緑地管理機構と土地の所有者との契約に基づき、都市内に残された貴重な緑地を保全するとともに、住民の利用に供する緑地として確保するもの。
・所有者にとっては税や管理のための労力の負担が軽減され、地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息・生育地となる身近な緑地が確保できる。</td></tr>
<tr><td>循環型社会</td><td>・廃棄物の排出の未然防止、または発生量の最小化を目指し、日々の活動において再使用・再生利用を第一に考え、新たな資源の投入をできるだけ抑制することや、環境に排出される廃棄物の量を最小限とし、その質を環境に影響のないものへと変換していくシステムを持つ経済社会。</td></tr>
<tr><td>循環型社会
形成推進基本法</td><td>・廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図る、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律。2000（平成 12）年６月２日公布、施行。</td></tr>
<tr><td>省エネルギー
（省エネ）</td><td>・エネルギーの利用効率を上げる、効率のよい生産技術や商品を選択する、無駄にエネルギー消費をしている行為をやめるなどによって、同じ効用を得るために要するエネルギー消費量を減少させること。</td></tr>
<tr><td>食品ロス
（フードロス）</td><td>・本来食べられるのに捨てられてしまう食品。事業活動を伴って発生する事業系食品ロスと各家庭から発生する家庭系食品ロスに分けられる。70～72 ページの Topic 参照。</td></tr>
<tr><td>自立・分散型
エネルギー</td><td>・地域における多様な供給源を活用して、エネルギーの地産地消を行うシステムのこと。遠隔地からのエネルギー供給に伴うリスクを低減することができる。53 ページの Topic 参照。</td></tr>
<tr><td>人感センサー</td><td>・人の存在を感知して作動する装置。自動ドア、自動照明、自動水栓、防犯設備などに使われている。</td></tr>
</table>

用語名称	解　　説
水素（H_2）	・元素記号：H。非金属元素で、宇宙で最も豊富に存在する。エネルギーとして使っても水（H_2O）のほかに排出物を出さないことから、クリーンエネルギーとして注目されている。52 ページの Topic 参照。
生産緑地	・市街化区域内にある農地のうち、良好な生活環境の確保に効用があり、かつ、公共施設等敷地として適している土地で、指定要件を満たすものを所有者等の同意を得て指定するもので、30 年間の営農継続の義務が課せられる。その一方で、固定資産税の宅地並み課税の対象から除外され、相続税の納税猶予措置が適用される。
生態系	・ある地域に生息する生物群集（植物、動物、微生物）とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを合わせた、ひとつの総合した系（システム）を指す。 ・地球全体もひとつの生態系とみなすことができ、そこに住む生物と環境が密接にバランスをとって生態系が成り立っている。
生物多様性	・生物の間にみられる変異性を総合的に指すことばで、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の３つのレベルの多様性により捉えられる。したがって、生物多様性の保全とは、様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全することを意味する。 ・一般には、自然環境の豊かさを表すものとされる。
生物多様性基本法	・生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現するための、基本的な法律。2008（平成 20）年６月６日公布、施行。
生物多様性国家戦略 2012－2020	・2012（平成 24）年９月閣議決定。生物多様性条約第６条に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。2008（平成 20）年に施行された生物多様性基本法第 11 条で国家戦略の策定が規定されており、同法に基づく国家戦略である。 ・環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2020（令和２）年から検討を開始している。
生物多様性条約	・生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。1992（平成４）年採択、1993（平成５）年 12 月発効。日本は 1993（平成５）年５月に締結した。
生分解性プラスチック	「プラスチック」を参照。

【た】

用語名称	解　　説
代替フロン類	・オゾン層破壊への影響が大きい特定フロン類の代替品として開発された物質で、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）などを指す。オゾン層破壊効果はないが高い温室効果を有し、地球温暖化への影響は大きい。
脱炭素	・石油・石炭等の消費等に伴う二酸化炭素を中心とした温室効果ガスの排出を大幅に削減していくことを低炭素という。脱炭素とは、低炭素をさらに推し進め、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等レベルとしていくこと（カーボンニュートラル）により、気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の

用語名称	解　　説
	温室効果ガスを安定させると同時に生活の豊かさを実感できるようにしていくこと。 ・2016（平成 28）年のパリ協定発効をきっかけに世界の潮流は、省エネルギーなどで温室効果ガスの排出を減らしていく「低炭素」から、排出そのものを実質ゼロにする「脱炭素」を目指す方向に転換した。なお、2020（令和２）年 11 月から 12 月にかけて内閣府が実施した「気候変動に関する世論調査」では、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素などの排出削減に「取り組みたい」とした人は９割を超え、環境問題の重要性が広く共有されていることをうかがわせる結果が出ている。
地域資源	・自然環境のほか、人的・人文的なものも含めて、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能なものと捉える考え方、もしくはそれらを意味する総称。
地域循環共生圏	・第五次環境基本計画で国が提唱する概念。各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。地域での SDGs の実践（ローカル SDGs）を目指している。
地域通貨 戸田オール	・地域通貨とは、市町村や商店街など、限られた地域やコミュニティにおいて使用される通貨で、その地域における相互扶助の促進を目的としている。本市では、地域通貨として戸田オールがあり、市民を中心とした「地域通貨戸田オール運営委員会」により 2003（平成 15）年から管理・運営されている。ボランティア活動や地域貢献活動、インクカートリッジを交換店に持ち込んだときなどにもらうことができ、加盟店での買い物で使うことができる。
地球温暖化	・大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の高まりによる、地表面の気温上昇のこと。18 世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などによる、大気中の温室効果ガス濃度の急激な増加が原因と考えられている。
地球温暖化対策の推進に関する法律 （地球温暖化対策推進法、温対法）	・地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす地球温暖化の防止に関し、国、地方自治体、事業主及び国民の責任を明確にし、地球温暖化対策を推進することにより、国民の健康と文化的生活を確保し、人類の福祉に貢献することを目的とした法律。1998（平成 10）年 10 月９日公布、施行。
地産地消	・地域で生産したものをその地域で消費すること。地域経済の振興や、運送・供給に伴う環境負荷の低減などに寄与するとされる。 ・エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出すことをいう。
調節池	・治水対策の一環として、洪水、下水、雨水を一時的に貯留して、出水量が最大になるピーク時の流量を調節するための河川施設。
低炭素	「脱炭素」を参照。
適応策	・すでに起こりつつある地球温暖化がもたらす影響に対処するための施策。防災対策や熱中症対策、蚊等の節足動物を媒介した感染症への対策などがある。もうひとつの施策「緩和策」とは相互補完的なものとされる。
デジタルトランスフォーメーション（DX）	・高速インターネットやクラウドサービス、人工知能（AI）などの IT（情報技術）によってビジネスや生活の質を高めていくこと。

用語名称	解　　説
デング熱	・蚊に刺されることによって感染する疾患。急激な発熱で発症し、発疹、頭痛、骨関節痛、嘔気・嘔吐などの症状が見られる。まれに重症化してデング出血熱やデングショック症候群を発症することがあり、早期に適切な治療が行われなければ死に至ることがある。 ・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊にさされないよう注意が必要である。
透水性舗装	・雨水を直接舗装体に浸透させ、舗装体の貯留と路床の浸透能力により、雨水を地中へ浸透させることを可能とした道路等の舗装。雨水流出抑制効果のほか、街路樹の育成、雨天時の歩行性の改善、交通騒音の低減にも役立つ。
動物の愛護	・動物の愛護及び管理に関する法律では、次の２点を基本原則としている。 ①動物をみだりに殺傷したり、苦しめることがないようにするだけでなく、人と動物が共生していけるように、動物の習性をよく知り、適正に取り扱うようにしなければならない。 ②動物を取り扱う場合には、動物の種類や健康状態等に合わせて適切に餌や水を与え、必要な健康管理を行い、動物の種類や習性等に応じた環境を確保しなければならない。
都市熱	・本計画では「建物の増加やアスファルト等の人工被覆の増加による蓄熱効果の高まりや、事業所やビル、住宅などの空調設備、燃焼機器や自動車など人間活動により排出される人工的な排熱など、ヒートアイランド現象の要因となる都市部から放出される熱」のことを指す。都市部の緑化を促進することで、植物の蒸散作用や緑陰効果により周囲の温度上昇の抑制が期待できる。
戸田オール	「地域通貨戸田オール」を参照。
戸田市 ハザードブック	・市内の洪水や地震による災害の被害予測、危険度や防災情報を１冊にまとめたもの。起こり得る災害被害の予測を地図上に色分けし、避難の時期や方法、避難所の位置、地域の取組、災害時要援護者避難支援制度の紹介等、災害時に必要な情報を伝えている。

【な】

用語名称	解　　説
内水氾濫	・市街地などに短時間で局地的な大雨が降ることで、下水道や排水路が水をさばききれなくなり、溢れだした雨水が建物や土地、道路などを水浸しにすること。
名古屋議定書	・ABS の着実な実施を確保するための手続を定める国際文書として、2010（平成 22）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会合（COP10）において採択されたもの。遺伝資源のアクセスに係る事前同意（PIC：Prior Informed Consent）や相互合意条件（MAT：Mutually Agreed Terms）に基づく公正かつ衡平な利益配分を含め、生物多様性条約の規定に実効性を持たせるため締約国が実施すべき具体的措置を定めている。
熱中症	・体温を平熱に保つために汗をかき、体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温の調整機能が効かなくなった結果、発生する病状の総称。高温多湿な環境下で起こることが多く、乳幼児や高齢者は特に熱中症を起こしやすいと言われている。めまい、頭痛、体温の上昇、けいれんなどが代表的な症状であり、軽い症状で済む場合もあれば命に係わ

用語名称	解　　説
	る重篤なケースまで様々である。熱中症は予防が可能であり、発症しても適切な応急処置を行うことにより重症化を回避することができる。
燃料電池	・水素と酸素の化学反応（水の電気分解の逆反応）により、電力と熱を発生させる技術。発電時の環境負荷が極めて小さい一方で、燃料となる水素の製造と供給・運搬の部分が課題となっている。

【は】

用語名称	解　　説
バイオマス	・一般的に、石油などの化石資源を除く、再生可能な生物由来の有機性資源のこと。もともとが大気中の二酸化炭素と太陽光の光合成によって育った植物や微生物であることから、燃やしても地上の二酸化炭素を増加させない、いわゆるカーボンニュートラルとされる。その利用として、バイオマス燃料、バイオマスプラスチック（もしくはバイオプラスチック）等がある。
バイオマスプラスチック、バイオプラスチック	「プラスチック」を参照。
量り売り	・自分の欲しい分量の食材や洗剤等を量り、その重さに応じて金額を支払う方法。環境問題の観点から、プラスチック容器やごみの削減を目的に、徐々に広がりを見せている。
パリ協定	・2015（平成 27）年 12 月に、第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において採択された地球温暖化・気候変動に関する国際的な枠組み。世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保つことを長期目標とし、1.5℃に抑える努力を追求するとした。世界全体としての実施状況の検討を５年ごとに行う。
ヒートアイランド現象	・都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、建物の密集による風通しの悪化、空調などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べて高くなる現象をいう。
ビオトープ	・野生生物の生息空間をいう。
物質循環	・環境の中で様々な物質が、大気や水、土などの間を循環し、全体としてバランスを保つ仕組み。
フードバンク	・安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動。
フードマイレージ	・農産物の輸送による環境負荷を数値化するために考えられた指標のこと。農産物の輸送量に輸送距離を乗じて算出される。この指標を活用することで、なるべく身近なところで食べるといった、環境負荷の小さな食品を選択する取組につなげることができる。
不法投棄	・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 16 条に違反して、決められた場所や方法以外でごみを捨てること。 ・意図的に不法投棄を行う者(確信犯)が大半で、良好な生活環境の維持・向上に向けて、不法投棄対策を講じていく必要がある。

用語名称	解　　説
プラスチック	・熱や圧力を加えることにより成形加工のできる、高分子物質のことで、天然樹脂（松脂、漆等）と合成樹脂があるが、通常は石油・石炭・天然ガスを原料とする合成樹脂のことを指す。効率よく大量に製品を作ることができ、軽量で強く耐久性に富むなどの特徴から様々な用途に使われている。多くの種類があり、身近にあるポリ袋、ビニール、ペット、塩ビ、アクリル、エポキシ、メラミン、シリコン、ウレタンなどは、それぞれ種類が異なるプラスチック製品である。また、これらに対し、微生物によって生分解される「生分解性プラスチック」とバイオマスを原料に製造される「バイオマスプラスチック」があり、バイオプラスチックとは、生分解性プラスチックとバイオマスプラスチックとの総称である。67～69 ページの Topic 参照。 【バイオプラスチック】 生分解性プラスチック：通常のプラスチックと同様に使うことができ、使用後は自然界に存在する微生物の動きで、最終的に水と二酸化炭素に分解され自然界へと循環するプラスチック バイオマスプラスチック：原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材
ペットの糞	・犬や猫などのペットの糞の始末は、飼い主が適正に処理しなければならない。 ・犬の糞害対策には「イエローチョーク作戦」が効果的である。イエローチョーク作戦とは、路上等に放置される犬の糞を減らす方法として、糞の周囲を黄色のチョークで囲むことで、飼い主に警告する取組である。
包括連携協定	「公民連携」を参照。
防災士	・日本防災士機構による民間資格。自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人をいう。
放射性物質	・放射線を発する物質のこと。放射線にはアルファ線（α線）、ベータ線（β線）、ガンマ線（γ線）等がある。
保存樹木	・良好な自然環境を保全するため、戸田市緑化推進条例に基づき、所有者と協議の上、指定する樹林等。良好な自然環境を保全するため特に必要があると認める、面積 300 ㎡以上の樹林、高さが８m以上または 1.5mの高さにおける幹の周囲が１m以上の樹木、道路に直接沿う部分の長さが 20m以上の生垣を指定。

【ま】

用語名称	解　　説
まちのクールオアシス	・埼玉県の熱中症対策の一環として、県内の公共施設のほか、県内企業に外出時の一時休息所の設置や、熱中症についての情報発信拠点としての協力を募り、その役割を担ってもらう取組。
水循環	・海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至る水の循環。
緑のカーテン	・ゴーヤやアサガオなどのつる性植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法のこと。58～59 ページの Topic 参照。
緑のネットワーク	・一般的には、野生生物の生息地間を結ぶ、野生生物の移動に配慮した連続性のあるネットワーク化された森林や緑地などの空間を言い、緑の回廊、生態系ネットワークなどとも言われている。

【や】

用語名称	解　　説
有害化学物質	・環境を経由して人または動植物に有害な作用を及ぼす化学物質を指す一般的な総称。具体的には、人の健康または動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのある物質として大気汚染防止法、水質汚濁防止法、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法などで指定されたものは有害化学物質といえる。

【ら】

用語名称	解　　説
ライフスタイル	・生活様式。時代や社会風俗により変化する。
リスク	・将来のいつかに起こるであろう不確かな事象とその影響のこと。日本語では危険や危機という使われ方が多いが、本来は予想したとおりにうまくいかない可能性（不確実性）、事前に想定できる好ましくないことを意味する。 ・地球温暖化による環境への影響、化学物質による健康や生態系への影響など、環境問題の多くは科学的な不確実性を内包している。一度問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす可能性がある。このため、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることを理由に対策を遅らせず、知見の充実に努めながら、予防的な対策を講じるという考え方に基づいて取り組んでいく必要がある。

【わ】

用語名称	解　　説
蕨戸田衛生センター	・蕨市と戸田市による一部事務組合である蕨戸田衛生センター組合が運営する施設。施設の概要は次表のとおり。

ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設	家庭から収集されたごみを処理する。焼却炉には流動床式を採用。
し尿処理施設	浄化槽や汲み取り式の家庭から収集されたし尿を処理。
リサイクルプラザ	回収された資源物の中間処理を行う。啓発設備を備える。
リサイクルフラワーセンター	家庭の生ごみを堆肥化し、花を生産する。ごみ減量、雇用創出に貢献している。

編集・発行
2021（令和 3）年 3 月
戸田市環境経済部環境課
〒335-8588
埼玉県戸田市上戸田 1 丁目 18 番 1 号
電話 048-441-1800

市の花 サクラソウ

市の木 モクセイ

古紙パルプ配合率70％再生紙を使用

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。